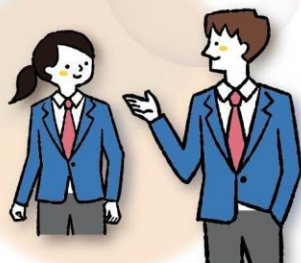


高松市こども計画

令和7年度 ➡ 令和11年度

すべての子ども・若者が 健やかに成長し
笑顔かがやくまち たかまつ



令和7年3月
高松市



子ども・若者や 子育て世帯が 夢と希望を持ち 安心して暮らせるまちの実現を目指して

本市では、現在、子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてる、様々な人々の笑顔かがやくまちを目指し、「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（令和2～6年度）」及び「高松市子どもの貧困対策推進計画（平成30～令和6年度）」の下、市民と行政が役割分担を図りながら、協働による総合的な子育て支援施策に取り組んでいます。

しかしながら、人口減少や少子化の進行、子どもや若者を取り巻く環境の変化や、子育て世帯のニーズの多様化や課題の複雑化・複合化に応じた、更なる取組が求められています。

このような中、国においては、令和5年4月に、こども基本法が施行され、こども家庭庁が発足し、同年12月には、こども大綱が策定されました。心身の発達過程にある者を「こども」と位置付け、「～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～ こどもまんなか社会」の実現を目指し、子どもや若者、子育て当事者とともに進めていくとされております。

そこで、本市においては、こども基本法やこども大綱の理念である「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「高松市こども計画（令和7～11年度）」を策定しました。

この計画は、社会情勢の変化や現行計画の進捗状況、各種ニーズ調査、子ども・若者を含む市民・関係機関・団体等からいただいた御意見等を踏まえて策定したもので、基本理念を「すべての子ども・若者が 健やかに成長し 笑顔かがやくまち たかまつ」とし、子どもや若者、子育て世帯が、夢と希望を持ち、安心して暮らせるまちを目指しています。

今後、市民の皆様はもとより、行政、企業や関係機関・団体等と相互に連携しながら、この計画に基づく取組を着実に実施し、子どもが健やかに生まれ育つ社会の形成を推進してまいりたいと考えておりますので、格別の御理解・御協力と積極的な御参画をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、貴重な御提言・御意見をいただきました高松市子ども・子育て支援会議の委員並びに市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月



高松市長 大西 秀人

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定に当たって	2
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の目的	3
3 計画の位置付け	4
4 本計画とSDGsの関係性	5
5 計画の期間	6
6 計画の対象	6
7 計画の名称	6
8 計画の推進と点検・評価	6
9 計画の策定方法	7
第2章 高松市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題	9
1 高松市の状況	9
2 ニーズ調査結果からみえる高松市の現状	24
3 高松市の子ども・子育てに関する現状と課題	67
第3章 計画の基本的な考え方	75
1 基本理念	75
2 基本目標	76
3 数値目標	77
4 体系図	78

第2部 各論	79
第1章 基本目標1 子どもの将来にわたる健やかな成長を支援します	80
1 妊娠前から幼児期まで	80
基本施策（1）母子の健康支援	81
基本施策（2）親子の成長と交流の場の支援	84
基本施策（3）教育・保育施設の充実	88
2 学童期・思春期	91
基本施策（1）教育環境の充実	92
基本施策（2）豊かな心と体づくり	97
基本施策（3）安心して学ぶことのできる環境づくり	100
3 青年期	101
基本施策（1）出会いや結婚の支援	102
基本施策（2）就労支援	103
第2章 基本目標2 子育てや子ども・若者の成長を支援します	104
基本施策（1）子ども・若者の権利の保障	106
基本施策（2）多様な居場所の確保	108
基本施策（3）子どもの貧困対策の推進	110
基本施策（4）障がいのある子ども・若者の支援の充実	112
基本施策（5）児童虐待の未然防止、早期発見、支援	116
基本施策（6）子ども・若者のこころの健康づくり、不登校・ひきこもり・自殺対策の推進	118
基本施策（7）安心して外出できる環境の整備	120
第3章 基本目標3 安心して子育てができる環境を確保します	123
基本施策（1）妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減	125
基本施策（2）地域における子育て支援の充実	128
基本施策（3）ワーク・ライフ・バランスの推進	131
基本施策（4）ひとり親家庭への支援	133
基本施策（5）子育て情報提供の充実	135
事業の数値目標	138
基本目標1 子どもの将来にわたる健やかな成長を支援します	138
基本目標2 子育てや子ども・若者の成長を支援します	139
基本目標3 安心して子育てができる環境を確保します	140

第3部 法定事業の量の見込みと確保方策	141
第1章 教育・保育提供区域	142
1 教育・保育提供区域の設定	142
2 教育・保育提供区域の状況	144
第2章 教育・保育の量の見込みと確保方策	151
1 量の見込みと確保方策の考え方	151
2 量の見込みと確保方策	153
第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	161
1 量の見込みと確保方策の考え方	161
2 量の見込みと確保方策	162
資料編	185
資料編	186
1 高松市子ども・子育て条例	186
2 高松市子ども・子育て支援会議条例	192
3 高松市子ども・子育て支援会議委員名簿	195
4 計画策定の経過	196
5 子ども・若者からの意見聴取① 小学5年生・中学2年生	197
6 子ども・若者からの意見聴取② 高校生	199
7 支援団体等へのヒアリング	202
8 前期計画の数値目標設定事業の達成状況	204
9 用語解説	209

第1部 総論



第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) 社会動向

子どもや若者を取り巻く環境や国・社会は大きく変化しています。平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されて9年が経ちますが、家庭問題や地域社会の結びつきの希薄化、子育て家庭の孤立に関する問題は未だ解決すべき課題として残っています。また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブルや情報過多といった新たな問題、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、そして、格差拡大、若者の就労や結婚などの問題も顕在化しています。

(2) 国の動向

近年の重要な展開として、令和5年4月にこども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもや若者、子育て当事者の幸福を追求することが非常に重要であるとされています。

(3) 香川県の動向

香川県では、令和2年3月に「第2期香川県健やか子ども支援計画」を策定し、結婚から妊娠・出産を経て、子育てまでの切れ目ない支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、少子化の進行とそれに伴う人口減少の課題は、より深刻化しており、こうした状況を踏まえ、令和5年12月に、少子化局面を打開し、社会全体で子育てを支援する観点から、子育て支援施策全般について再構築し、「第2期香川県健やか子ども支援計画」を見直しました。見直し後の計画では、「夢と仲間を持って、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるかがわづくり」を基本目標に掲げ、「経済的負担の軽減」、「子育て拠点の充実」、「みんなで子育て」の3つの柱の下、地域の実情やニーズに的確に対応した取組を積極的に推進し、次代の担い手となる全ての子どもが、将来にわたって健やかに成長することができる社会の実現を目指しています。

また、令和2年3月には「第2期香川県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」の施策を4つの基本方向として、子どもの貧困対策をより一層推進しています。

2 計画策定の目的

本市では、令和2年3月に、「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）（令和2年度～6年度）」を策定し、子どもの成長と子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進し、子どもの笑顔、家族の笑顔、地域の笑顔と、子どもの笑顔を中心として、みんなの笑顔につながるよう、「みんなで子育て 笑顔かがやくまち たかまつ」の実現を目指してきました。

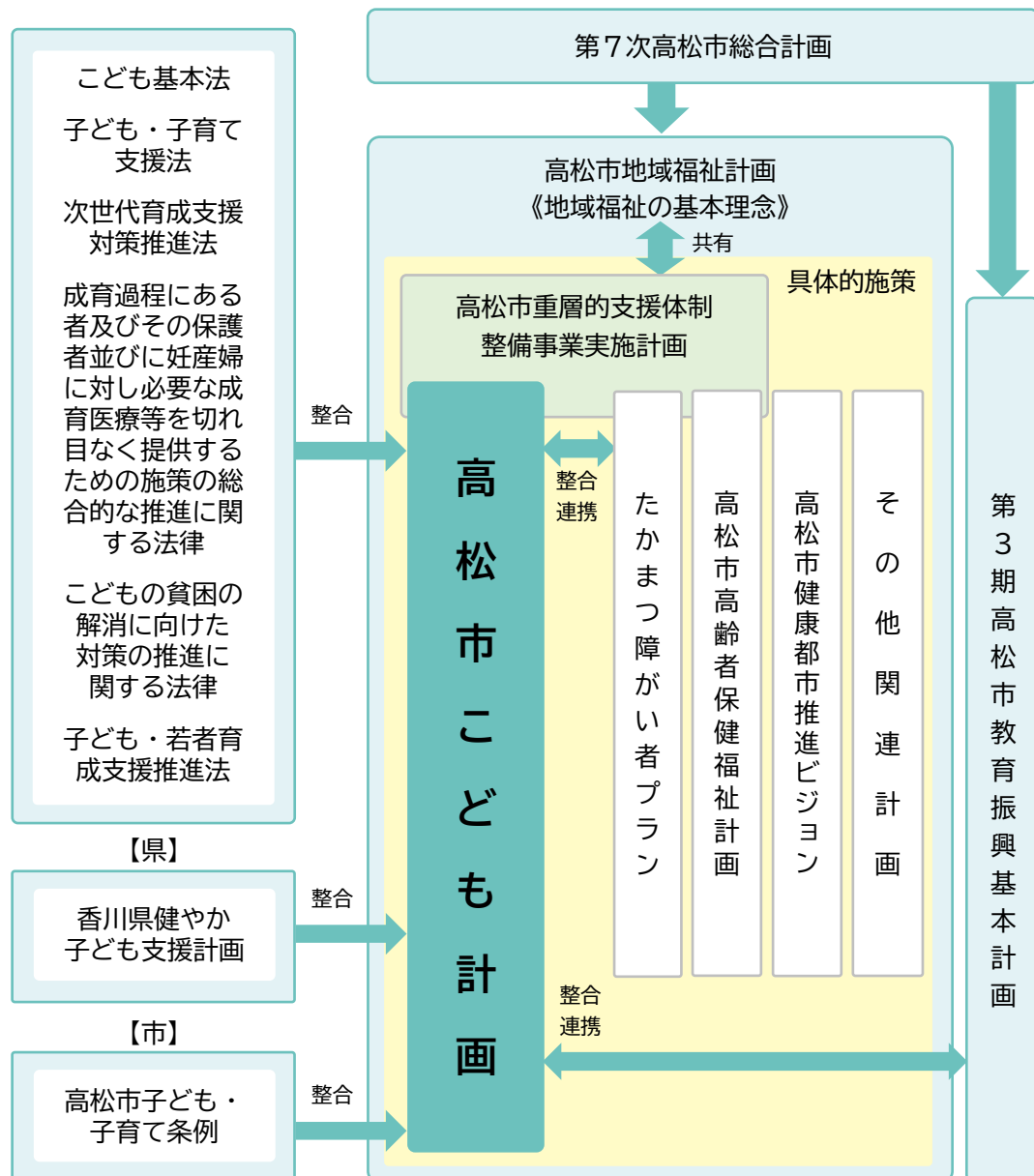
また、平成30年3月には、本市の未来を担う子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「高松市子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

この度、「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）」及び「高松市子どもの貧困対策推進計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、社会情勢や国の動向を踏まえ、引き続き、子どもの権利の擁護や、子ども・若者支援施策の充実等を図るため、『高松市こども計画（令和7年度～11年度）』を策定します。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第11条第1項に基づく成育医療等基本方針を踏まえた「母子保健を含む成育医療等に関する計画」、高松市子ども・子育て条例第10条に規定する推進計画として位置づけている「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画」に、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」として位置づけている「高松市子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を新たに包含して、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、一体的に策定するものです。

【国】



4 本計画とSDGsの関係性

平成27年9月、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会が一体となって「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けた取組を進めています。

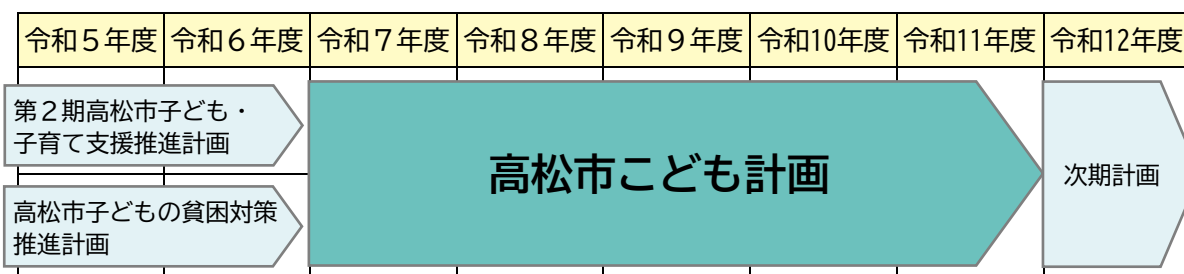
国では、平成28年に政府内に推進本部が設置され、同年12月に実施方針が決定されており、地方公共団体においても、SDGsの達成に向けた取組の推進が求められています。

「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念の下、本計画においても、子どもの権利の擁護や、子ども・若者支援施策の充実等をはかるため、各施策を推進していきます。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。



6 計画の対象

本計画は子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく成育医療等基本方針を踏まえた母子保健を含む成育医療等に関する計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村計画を併せ持った内容であるため、計画の対象は、出生前からおおむね18歳未満の子どもとその家庭及び18歳からおおむね39歳以下の若者を対象とします。計画上、「妊娠前から幼児期まで」は0歳から6歳未満、「学童期・思春期」は6歳から18歳未満、「青年期」は18歳から39歳以下を施策の中心の対象年齢と捉えます。

※こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

7 計画の名称

本計画の名称は、『高松市こども計画』とします。

8 計画の推進と点検・評価

本計画は、5年を1期とする中期的な計画となります。計画の策定にあたり、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の供給量等の「アウトプット評価」のみならず、利用者の視点に立った点検・評価を実施するため「アウトカム評価」としての数値目標を設定しました。

計画の実効性を上げるため、毎年、計画の進捗状況及びその評価について公表し、事業効果をより明確化するとともに、継続的なPDCAサイクル（計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action））の確立につながるよう推進します。

9 計画の策定方法

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」及び「こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望、若者の意識と生活などの把握を行いました。

- 調査期間：令和6年4月15日～令和6年5月10日
- 調査方法：郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

種類	調査対象		配布数	有効回答数	有効回答率
ニーズ調査	就学前児童保護者	小学校入学前のお子さんがある世帯（令和6年3月13日時点で無作為抽出）	3,000 通	1,176 通	39.2%
	小学生保護者	小学生のお子さんがある世帯（令和6年3月13日時点で無作為抽出）	2,000 通	802 通	40.1%
	若者	18歳～39歳の方（令和6年3月13日時点で無作為抽出）	2,000 通	561 通	28.1%
生活状況調査（香川県実施）	小学生保護者	小学5年生のお子さんがある保護者の方	947 通	427 通	45.1%
	小学生本人	小学5年生本人	947 通	414 通	43.7%
	中学生保護者	中学2年生のお子さんがある保護者の方	1,001 通	424 通	42.4%
	中学生本人	中学2年生本人	1,001 通	392 通	39.2%
	高校生保護者	高校2年生のお子さんがある保護者の方	930 通	380 通	40.9%
	高校生本人	高校2年生本人	930 通	355 通	38.2%

(2) 高松市子ども・子育て支援会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもや若者を取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「高松市子ども・子育て支援会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) 高松市若者支援協議会での意見聴取

計画の策定にあたり、若者を取りまく環境や実情を踏まえた計画とするため、学識経験者及び若者支援に関する事業に従事する者等で構成する「高松市若者支援協議会」に報告し、意見を伺いました。

(4) パブリックコメントの実施

市民から、広く意見を得て計画策定を進めることを目的に、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

- 実施期間：令和7年1月20日～令和7年2月19日
- 意見提出：58件

第2章

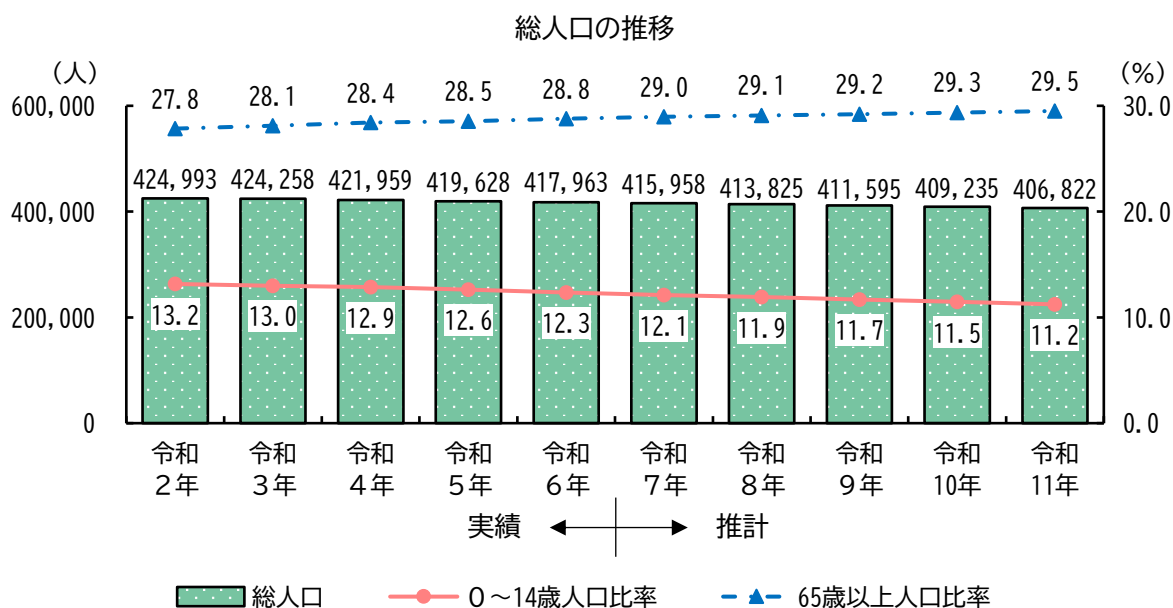
高松市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1 高松市の状況

(1) 人口の状況（人口推移と将来人口）

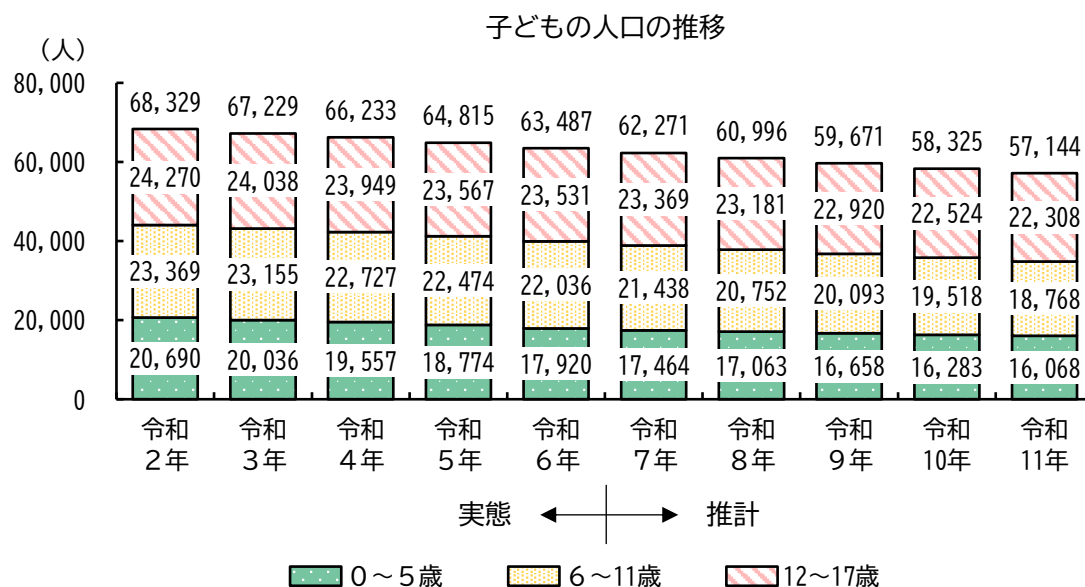
本市の総人口は年々減少し、2024年（令和6年）4月1日現在で417,963人となっており、令和7年以降も減少していくことが見込まれます。

年齢別にみると、高齢者人口比率は増加が続き、令和11年には約30%を占め、一方、0～14歳人口比率は減少を続け、令和11年には11.2%まで落ち込むと見込まれます。



資料：実績人口は、住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年4月1日）
推計人口は、令和2年～6年の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を基に
コーホート変化率法で推計（各年4月1日）

就学前児童（0～5歳）、小学生（6～11歳）、12～17歳のいずれも、減少傾向が続いており、今後も減少すると見込まれます。

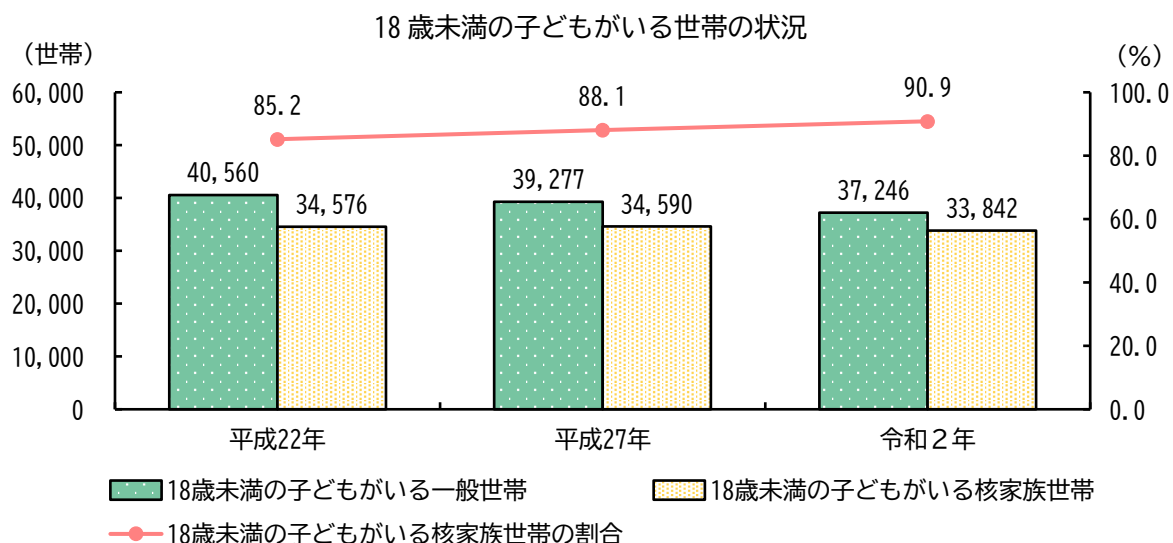


資料：実績人口は、住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年4月1日）
 推計人口は、令和2年～6年の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を基に
 コーホート変化率法で推計（各年4月1日）

（2）世帯の状況

① 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

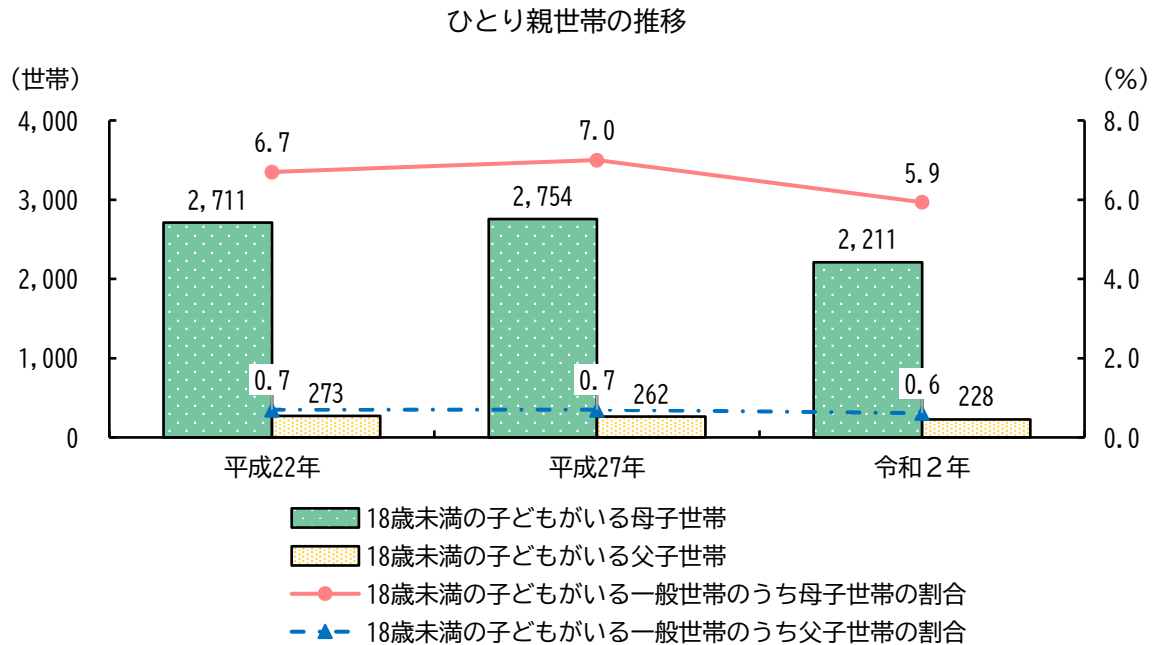
本市の18歳未満の子どもがいる核家族世帯数は平成27年から令和2年にかけて減少していますが、当該割合は増加しています。



資料：国勢調査

② ひとり親世帯の推移

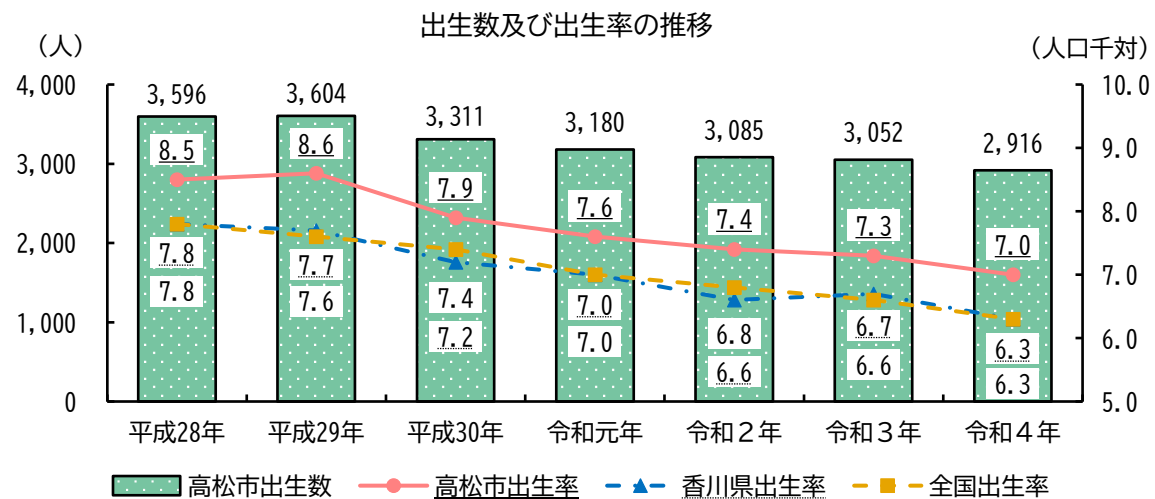
本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の数・割合は、母子世帯、父子世帯ともに平成27年から令和2年にかけて減少しています。



(3) 出生の状況

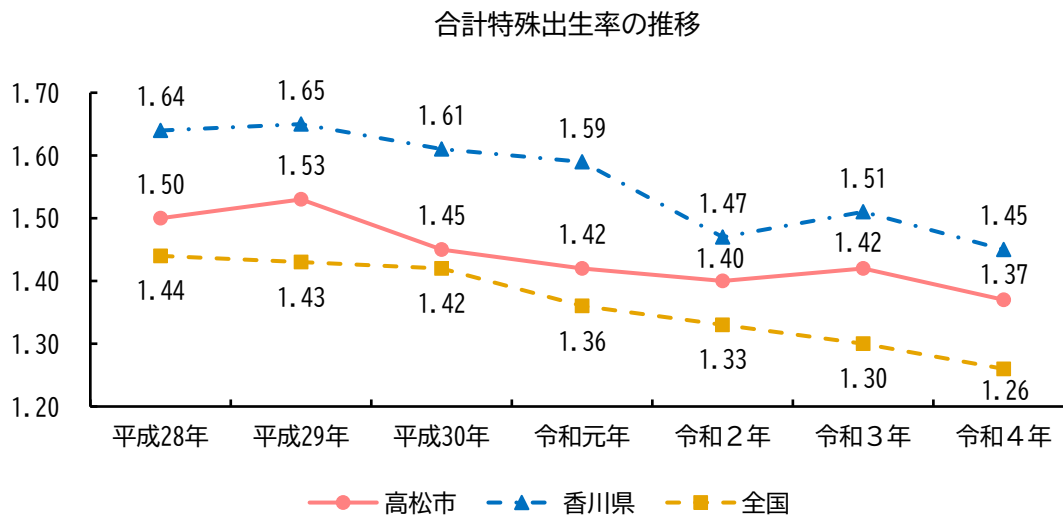
① 出生数の推移

本市の出生数は、平成29年以降減少傾向にあり、令和4年では2,916人となっています。出生率（人口千人当たり出生数）は、全国や香川県を上回っています。



② 合計特殊出生率の推移

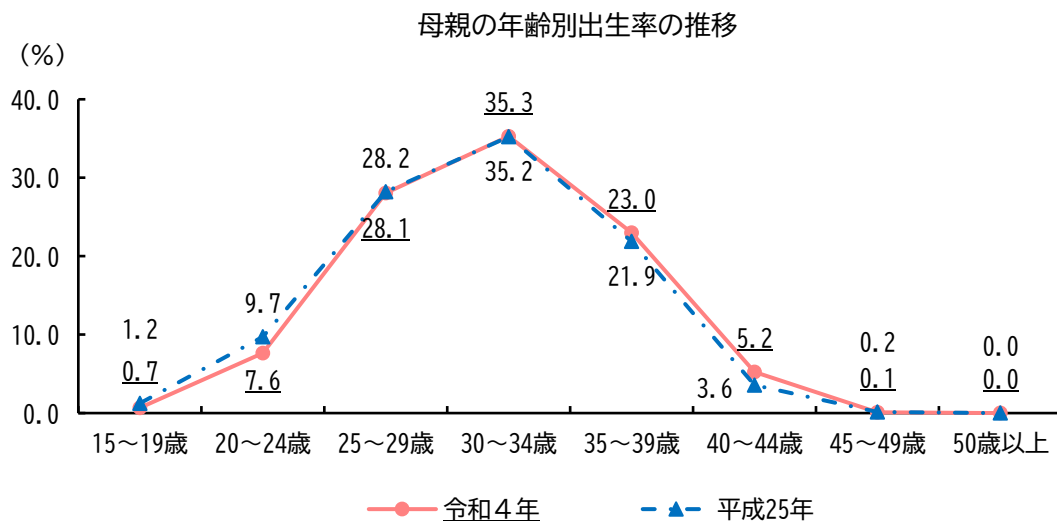
本市の合計特殊出生率（女性が一生に産む子どもの数）は、平成29年以降減少傾向にあり、令和4年で1.37となっており、人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。



資料：全国及び香川県は人口動態調査、高松市は独自算出によるもの（保健医療政策課）

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成25年と同程度となっていますが、30～44歳の割合がわずかに増加しており、晩産化が進行していることがうかがえます。

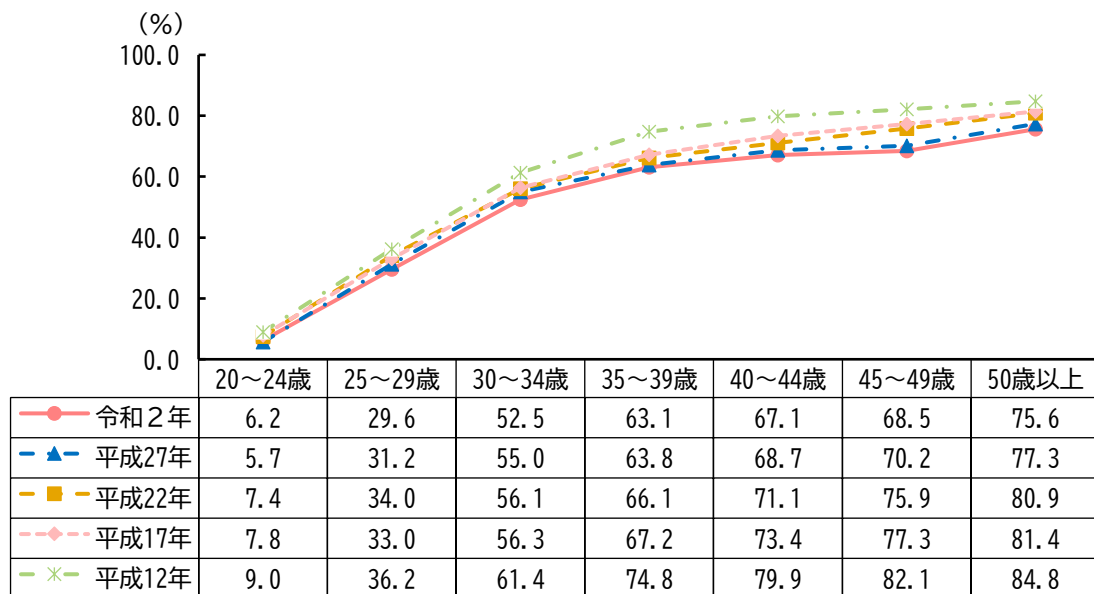


資料：厚生労働省 人口動態統計

④ 年代別婚姻率の推移（男女別）

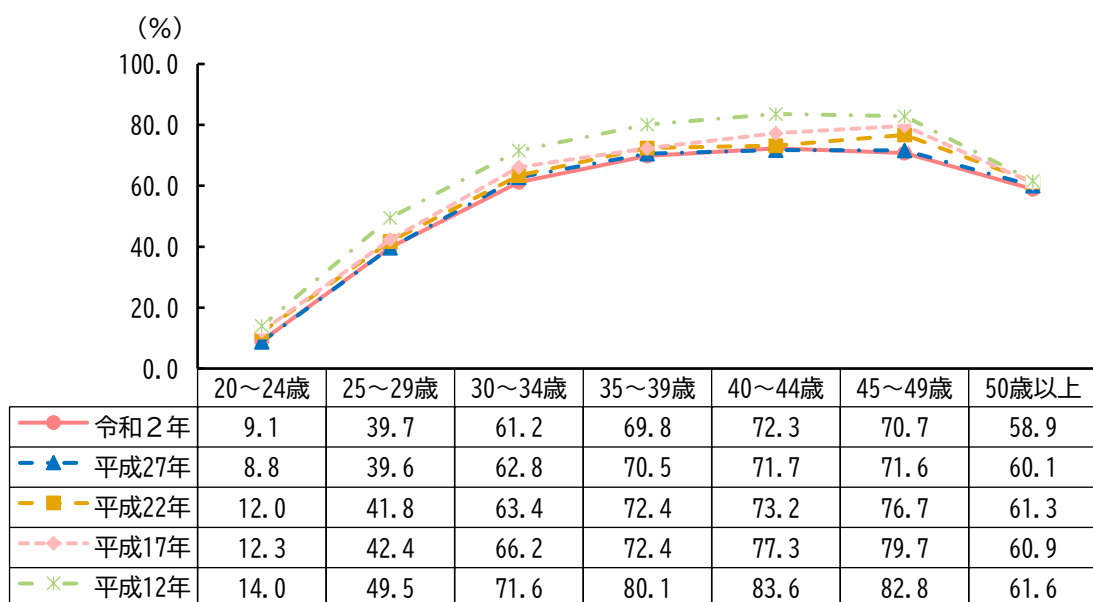
本市の年代別婚姻率は、男女ともに平成12年から令和2年にかけて減少傾向にあります。

年代別婚姻率の推移（男性）



資料：国勢調査

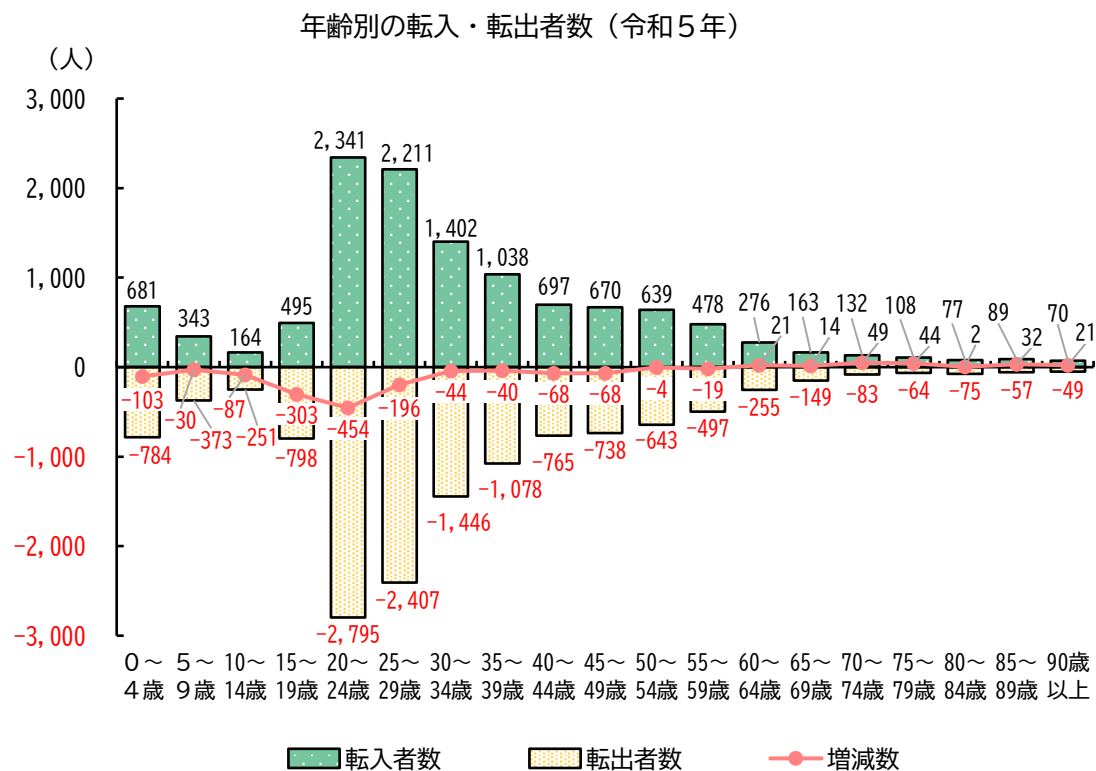
年代別婚姻率の推移（女性）



資料：国勢調査

(4) 社会動態

本市の年齢別の社会動態は、59歳までは減少が続いていますが、60歳以降は増加となっています。特に20～24歳で転入者数と転出者数の差が大きく、454人の減少となっています。

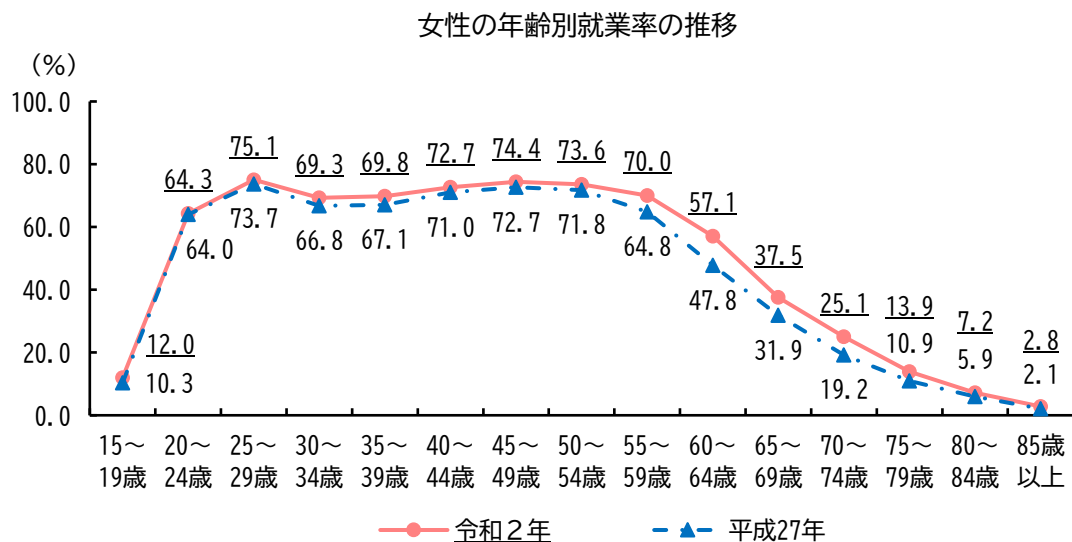


資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

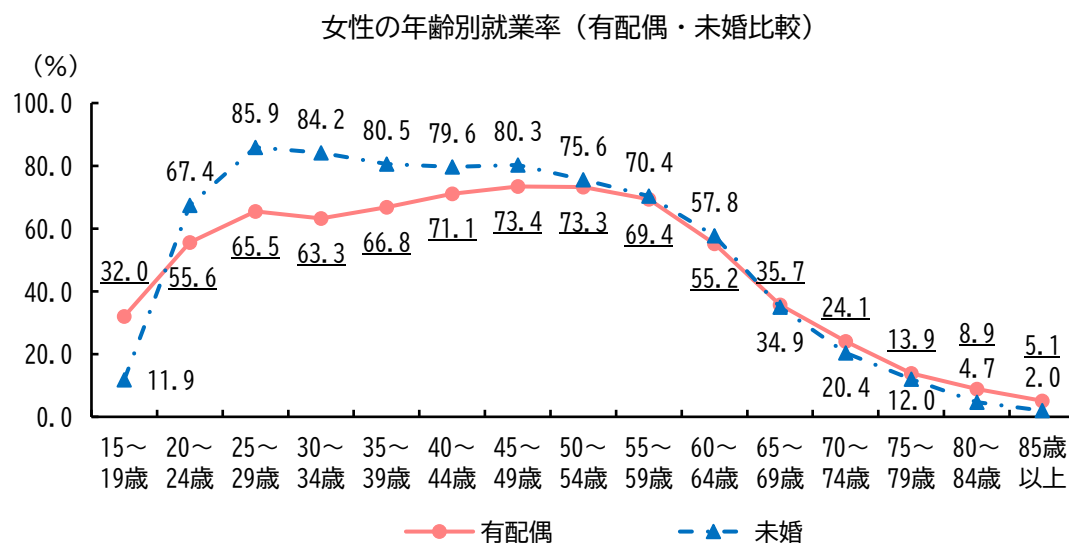
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いていますが、平成27年に比べ令和2年で就業率は全体的に上昇しており、M字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

本市の令和2年の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、特に20～54歳で有配偶者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

(6) 幼稚園・保育所等の状況

① 就学前児童の状況

本市における就学前児童の状況をみると、0～2歳は施設に通わずに在宅で過ごしている児童が多く、3～5歳では、私立認定こども園に通っている児童が最も多くなっています。

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
市立保育所	98	364	429	443	442	461	2,237
私立保育所	167	531	589	596	601	589	3,073
市立幼稚園	0	0	0	125	140	159	424
私立幼稚園	0	0	0	659	671	689	2,019
市立認定こども園	40	157	193	276	272	308	1,246
私立認定こども園	144	468	588	882	863	920	3,865
市立小規模保育事業	0	1	1	0	0	1	3
私立小規模保育事業	40	103	151	0	0	0	294
事業所内保育事業	4	13	13	0	0	0	30
認可外保育施設	50	221	253	84	80	66	754
在宅等	2,064	972	816	11	58	54	3,975
合計 (就学前児童数)	2,607	2,830	3,033	3,076	3,127	3,247	17,920

資料：就学前児童数は、令和6年4月1日の住民基本台帳に基づく人口

保育所、こども園（2・3号）、小規模保育の児童数は、令和6年4月1日の人数

事業所内保育の児童数は、令和6年4月1日の人数で、従業員枠を含む

幼稚園、こども園（1号）の児童数は、令和6年5月1日の人数

認可外保育施設の児童数は、令和6年4月1日の人数

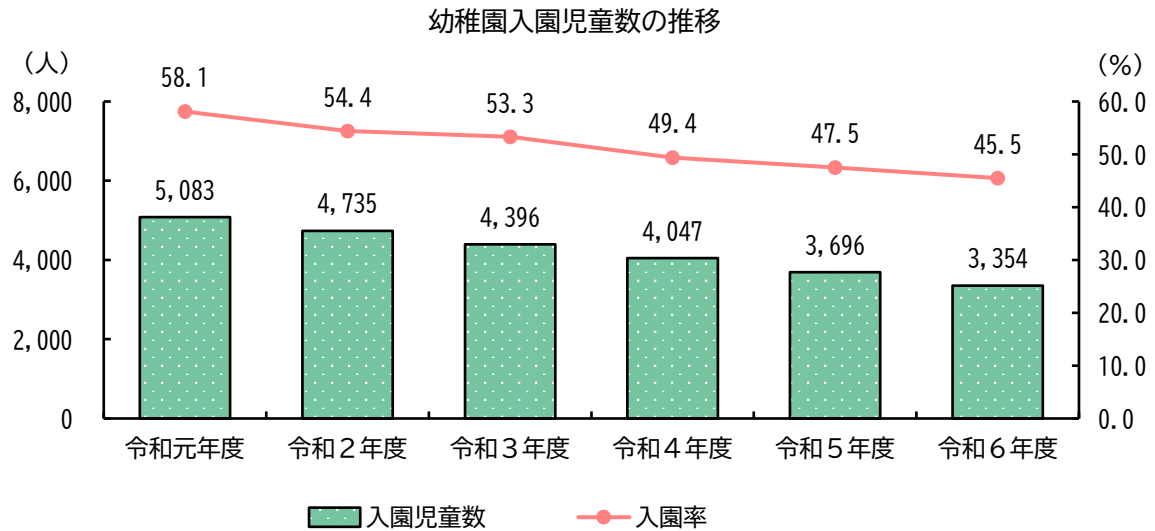
注記：保育所、こども園、小規模保育の児童数には、他市町との委託及び受託分を除く

私立幼稚園、認可外保育施設の児童数には、市外児童が混在する

在宅等の児童数は、就学前児童数から、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設に通う児童数を差し引いた推計

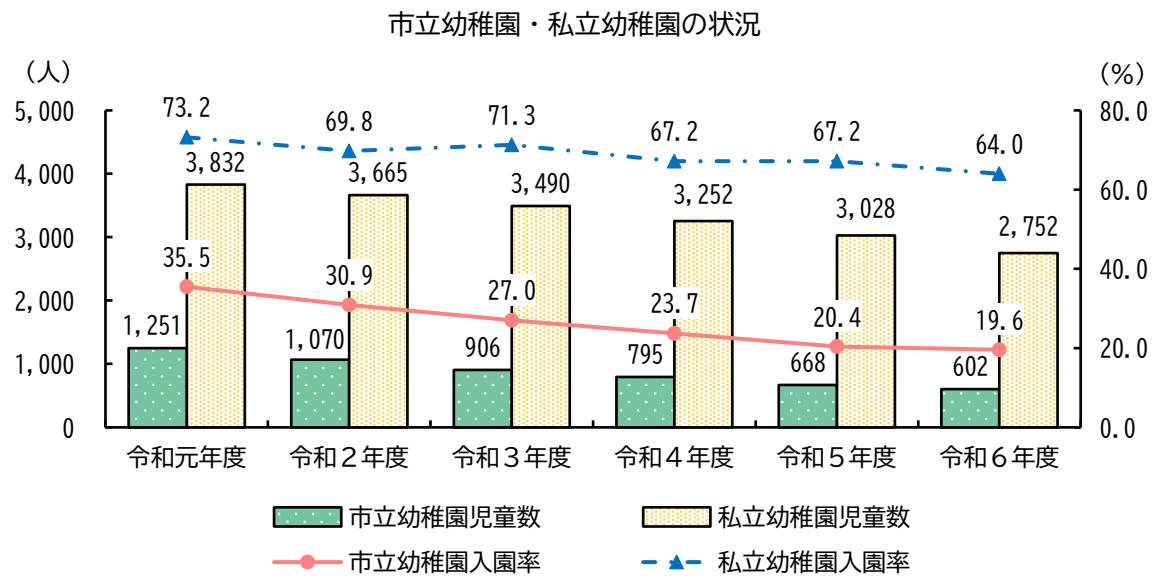
② 幼稚園の状況

入園児童数は、全体として減少傾向にあり、令和6年度現在、3,354人となっています。このうち、市立幼稚園児が602人、私立幼稚園児が2,752人となっています。



資料：学校基本調査、高松市こども保育教育課（各年度5月1日）

注記：入園率＝入園児童数÷定員

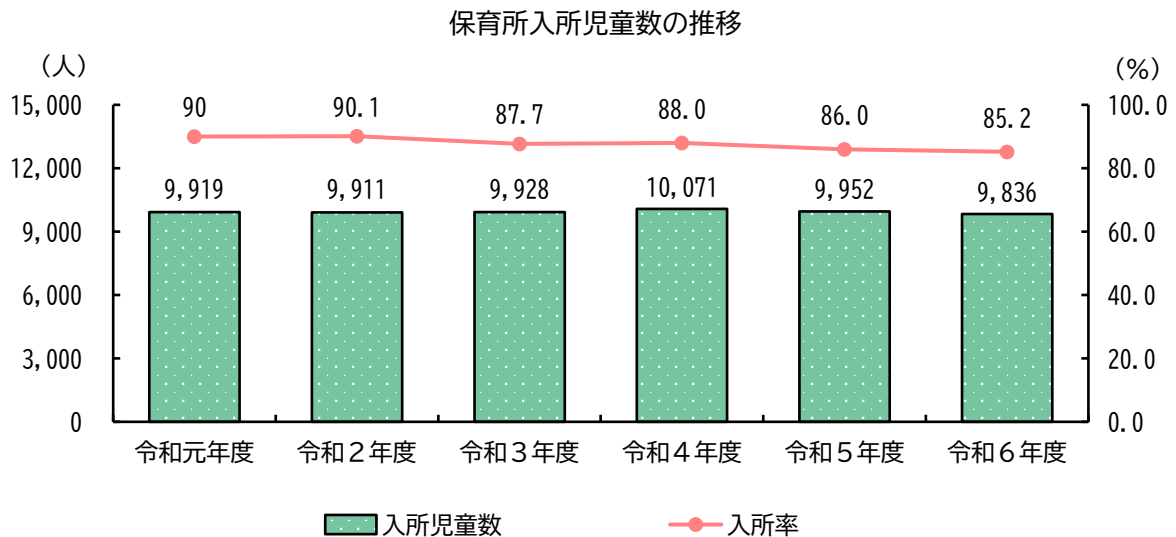


資料：学校基本調査、高松市こども保育教育課（各年度5月1日）

注記：入園率＝入園児童数÷定員

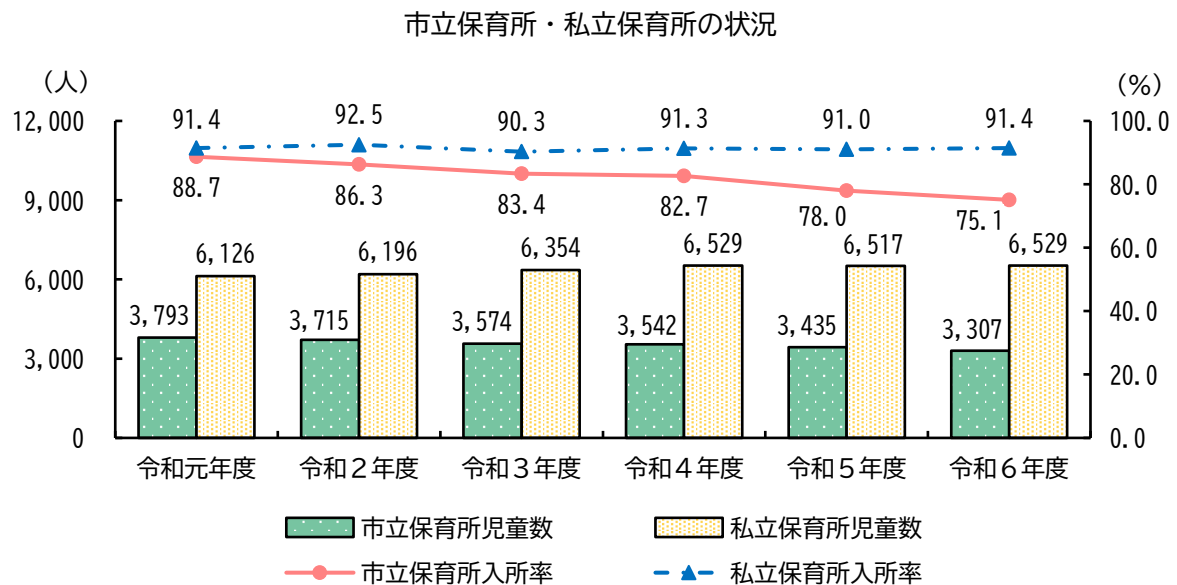
③ 保育所の状況

入所児童数は、令和6年度で9,836人となっています。このうち、市立保育所入所児が3,307人、私立保育所入所児が6,529人となっています。



資料：高松市こども保育教育課（各年度4月1日）

注記：入所率＝入所児童数÷定員

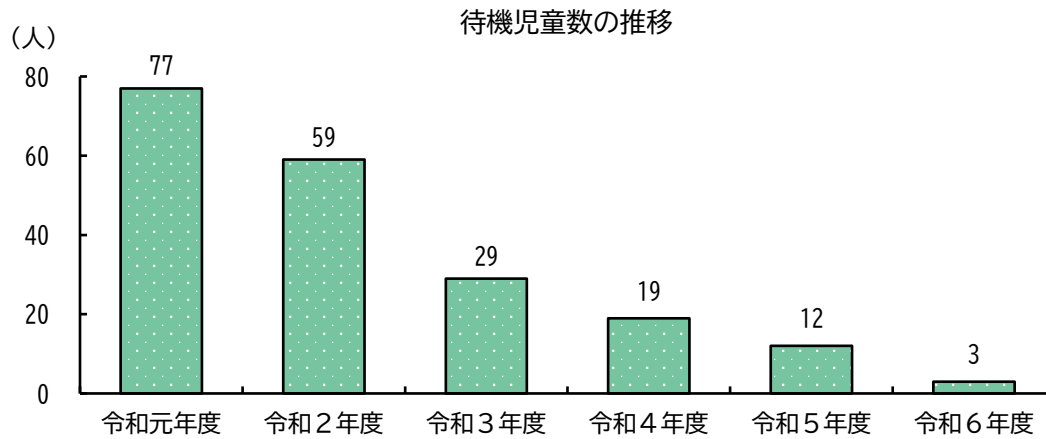


資料：高松市こども保育教育課（各年度4月1日）

注記：入所率＝入所児童数÷定員

④ 待機児童数の状況

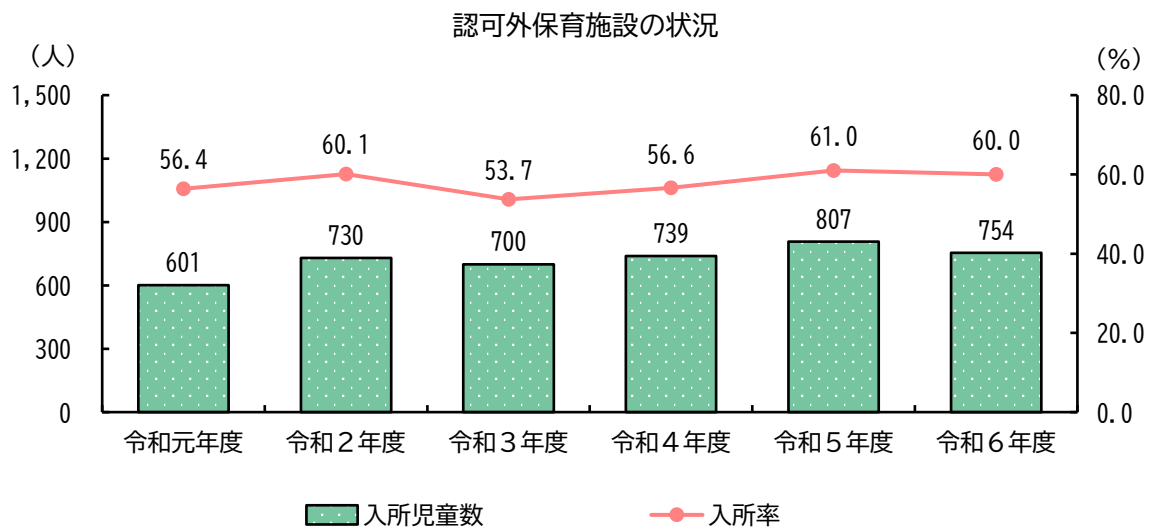
待機児童数は、年々減少しており、令和6年度は3人となっています。



資料：高松市こども保育教育課（各年度4月1日）

⑤ 認可外保育施設の状況

入所児童数は増加傾向にありますが、令和6年度は減少し、754人（入所率60.0%）となっています。



資料：高松市こども保育教育課（各年度4月1日）

注記：入所率＝入所児童数÷定員

(7) 小学校・中学校の状況

① 小学校の状況

令和6年5月1日現在、本市には52（分校2、休校3含む）の市立小学校があり、児童数は21,226人となっています。

単位：校、学級、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数	51	51	51	51	52	52
うち、分校・休校数	1・3	1・3	1・3	1・3	2・3	2・3
学級数	954	943	959	947	971	958
児童数	22,899	22,599	22,369	21,942	21,666	21,226

資料：高松市教育委員会学校教育課

② 中学校の状況

令和6年5月1日現在、本市には24（分校2含む）の市立中学校があり、生徒数は10,594人となっています。

単位：校、学級、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中学校数	24	24	23	23	24	24
うち、分校数	1	1	1	1	2	2
学級数	397	394	405	417	406	405
生徒数	10,969	10,844	10,887	10,936	10,673	10,594

資料：高松市教育委員会学校教育課

注記：令和3年度鶴尾中学校閉校

③ ①、②のうち、特別支援学級数の状況

令和6年5月1日現在、本市の特別支援学級数は、令和6年度で小学校241、中学校84となっています。

単位：学級

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①のうち、小学校特別支援学級数	190	194	206	213	238	241
②のうち、中学校特別支援学級数	73	76	78	82	80	84

資料：高松市教育委員会学校教育課（各年度5月1日）

④ 障害児通所支援利用者数の状況

本市の障害児通所支援利用者数は、令和6年度で児童発達支援511人、放課後等デイサービス958人となっています。

単位：人/月

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童発達支援	214	271	339	438	498	511
放課後等 デイサービス	601	672	731	899	998	958

資料：高松市障がい福祉課 たかまつ障がい者プラン

⑤ 小学校・中学校の不登校等の状況

令和5年度の不登校は、小学生で386人、中学生で665人となっています。

単位：人・件・校

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	長期欠席	322	276	533	690	787
	上記の内、不登校	134	158	218	289	386
	いじめの認知件数	974	995	943	1,042	-
	スクールカウンセラー配置校数	47	47	47	47	47
中学校	長期欠席	443	480	667	815	829
	上記の内、不登校	368	404	504	581	665
	いじめの認知件数	508	463	553	633	-
	スクールカウンセラー配置校数	23	23	22	22	22

資料：高松市教育委員会学校教育課、総合教育センター

注記：長期欠席とは、年間30日以上欠席をいう。

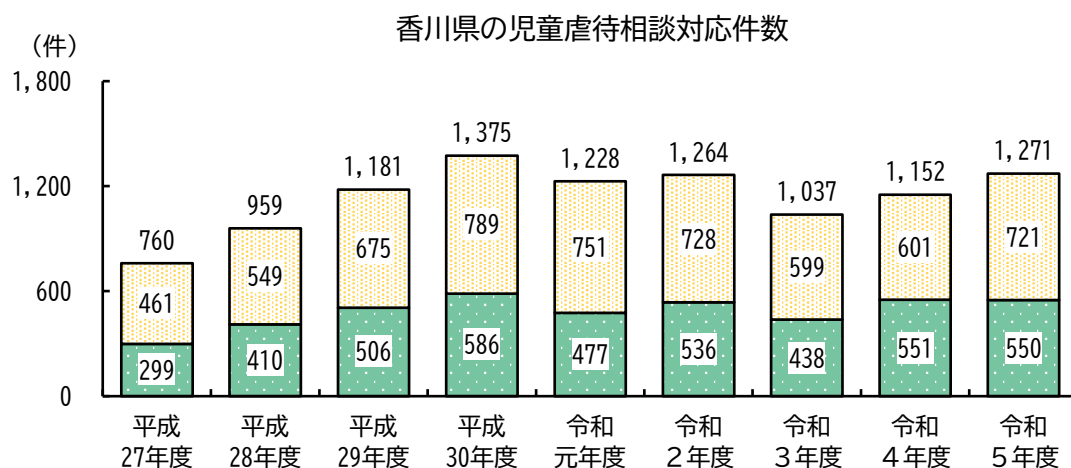
令和3年度鶴尾中学校閉校

表中の「-」は未公表

(8) 児童虐待の現状

香川県の児童虐待相談対応件数は、増加傾向にあり、令和5年度では1,271件となっています。

本市の児童虐待相談対応件数も、高い水準にあり、令和5年度は228件となっており、虐待の種類では身体的虐待が最も多くなっています。

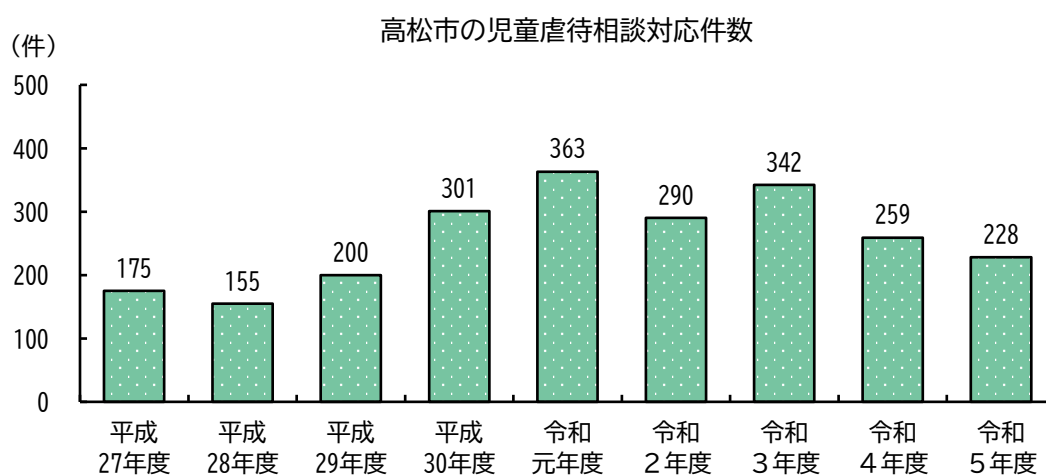


■ 香川県の相談対応件数のうち、高松市内在住児童に関する相談対応件数

■ 香川県の相談対応件数のうち、高松市外在住児童に関する相談対応件数

資料：高松市こども女性相談課

注記：上記の件数は、香川県子ども女性相談センターが対応した件数



資料：高松市こども女性相談課

注記：上記の件数は、高松市こども女性相談課が対応した件数

児童の虐待種別

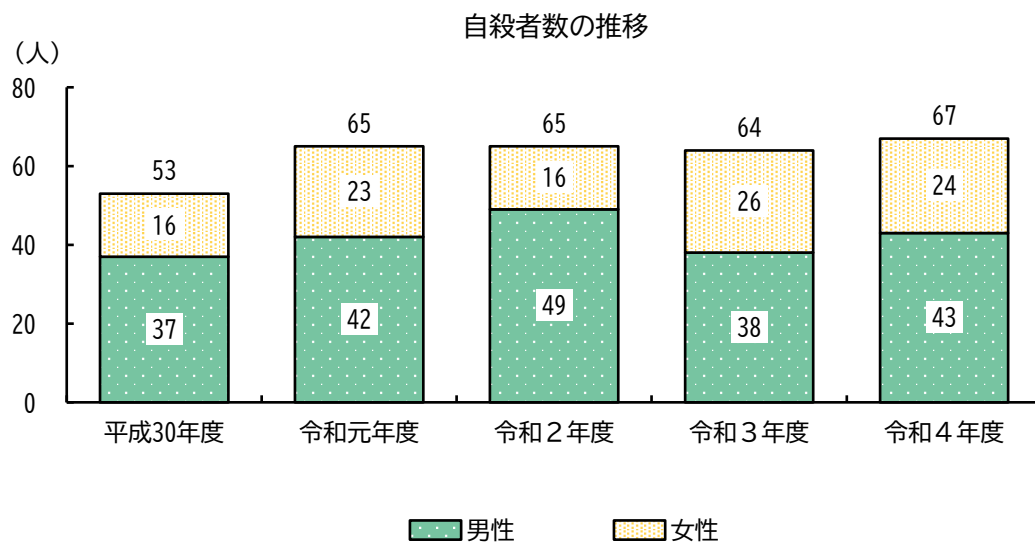
単位：件

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全体	301	363	290	342	259	228
ネグレクト	69	104	62	81	34	44
身体的虐待	87	104	106	104	82	101
性的虐待	2	1	2	5	2	0
心理的虐待	143	154	120	152	141	83

資料：高松市こども女性相談課

(9) 自殺の現状

本市全体の自殺者数の推移をみると、60人台で推移しており、令和4年度には67人となっています。



資料：高松市健康づくり推進課
(第2期高松市自殺対策計画 厚生労働省「人口動態統計」)

2 ニーズ調査結果からみえる高松市の現状

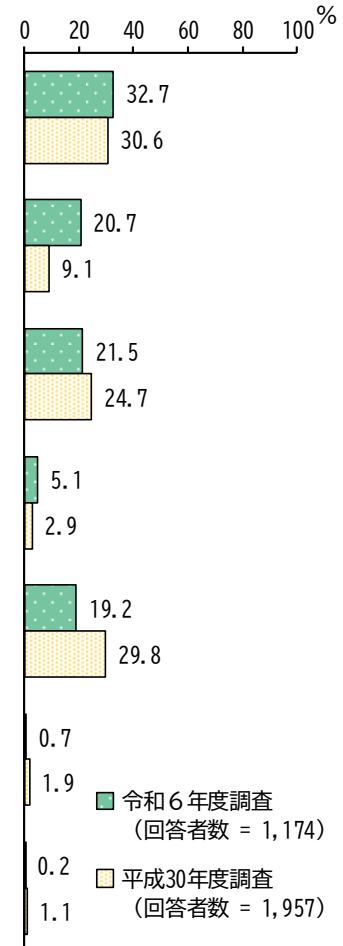
(1) ニーズ調査 就学前児童保護者

① 母親の就労状況

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が32.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が21.5%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が20.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。専業主婦の母親が減少していることが伺えます。

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
以前は就労していたが、現在は就労していない
これまで就労したことがない
無回答

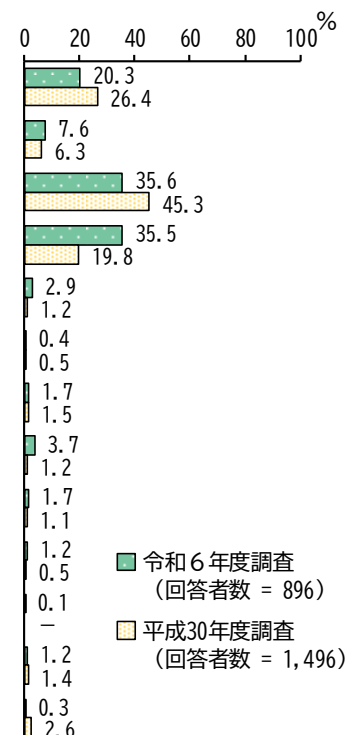


② 平日に「定期的に」利用している教育・保育事業

「認可保育所」の割合が35.6%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が35.5%、「幼稚園」の割合が20.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」「認可保育所」の割合が減少しています。

幼稚園
幼稚園の預かり保育
認可保育所
認定こども園
小規模保育施設
事業所内保育施設
認可外保育施設（地方単独保育施策）
認可外保育施設（企業主導型保育事業）
その他の認可外保育施設
ファミリー・サポート・センター
ベビーシッター
その他
無回答

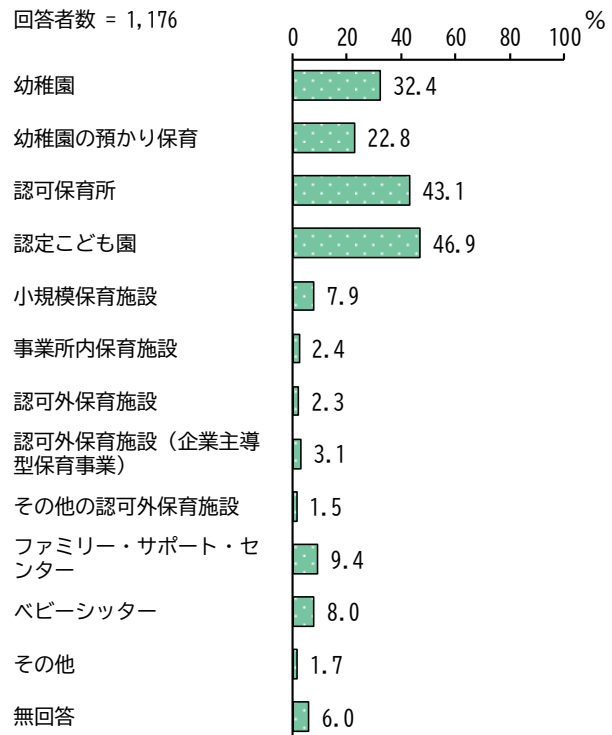


③ 平日に「定期的に」利用したいと考える教育・保育事業

「認定こども園」の割合が46.9%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が43.1%、「幼稚園」の割合が32.4%となっています。

保育ニーズに応じた受け皿確保が必要であることが伺えます。

回答者数 = 1,176



【子どもの年齢別に見た、平日に「定期的に」利用したいと考える教育・保育事業】

年齢別にみると、0歳児で「認可保育所」の割合が高くなっています。

保護者の就労状況に応じた多様なニーズに対応するため、低年齢児保育や認定こども園化の検討が必要とされています。

単位：%

	回答者数 (件)	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模保育施設	事業所内保育施設	認可外保育施設 (地方単独保育施策)	認可外保育施設 (企業主導型保育事業)	その他の認可外保育施設	ファミリー・サポート・センター	ベビーシッター	その他	無回答
全 体	1,176	32.4	22.8	43.1	46.9	7.9	2.4	2.3	3.1	1.5	9.4	8.0	1.7	6.0
0歳児	205	32.2	17.6	57.1	55.6	17.1	4.4	3.9	5.4	2.9	10.2	7.3	2.0	7.3
1歳児	198	40.9	26.8	52.0	54.5	13.1	3.0	3.5	6.1	2.5	11.1	10.1	2.5	3.5
2歳児	175	29.7	22.9	49.7	49.1	8.6	1.1	1.7	4.0	—	9.7	6.3	1.1	5.1
3歳児	186	28.5	24.2	36.6	45.7	3.2	1.1	1.1	1.1	1.1	15.1	10.2	1.1	4.8
4歳児	189	34.4	20.6	33.9	40.2	3.2	1.6	1.6	2.1	1.1	7.4	9.5	2.1	7.4
5歳児	206	29.6	25.2	30.1	37.4	1.9	2.4	1.5	—	1.0	3.9	4.9	1.5	6.3

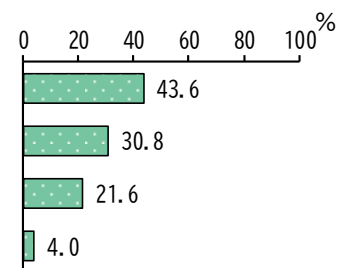
④ こども誰でも通園制度の利用希望

「利用したい」の割合が43.6%と最も高く、次いで「できれば利用したい」の割合が30.8%、「利用したくない」の割合が21.6%となっています。

新規事業への関心の高まりが伺えます。

回答者数 = 273

利用したい
できれば利用したい
利用したくない
無回答



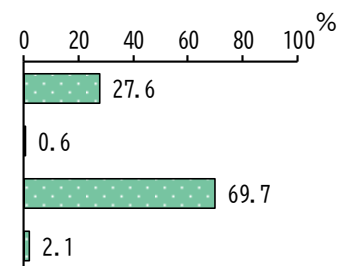
⑤ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない（利用したことはない）」の割合が69.7%、「利用している（利用していた）」の割合が27.6%となっています。

地域子育て支援拠点事業の広報・啓発による利用促進が必要です。

回答者数 = 1,176

利用している（利用していた）
その他高松市で実施している類似の事業
利用していない（利用したことはない）
無回答



【子どもの年齢別に見た、地域子育て支援拠点事業の利用状況】

年齢別にみると、1歳児で「利用している（利用していた）」の割合が高くなっています。

単位：%

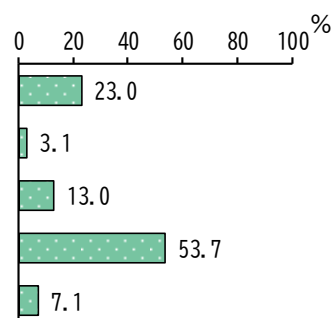
	回答者数 (件)	利用している (利用 していた)	その他高松市で実施 している類似の事業	利用していない (利用 したことはない)	無 回 答
全 体	1,176	27.6	0.6	69.7	2.1
0歳児	205	22.4	—	76.6	1.0
1歳児	198	41.4	0.5	55.6	2.5
2歳児	175	31.4	0.6	66.9	1.1
3歳児	186	21.5	2.2	75.3	1.1
4歳児	189	29.6	—	65.6	4.8
5歳児	206	20.4	0.5	77.2	1.9

⑥ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

「今後も利用しない」の割合が53.7%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が23.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が13.0%、「すでに利用しているが、そのままでもよい」の割合が3.1%となっています。

回答者数 = 1,176

利用していないが、今後利用したい
すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
すでに利用しているが、そのままでもよい
今後も利用しない
無回答

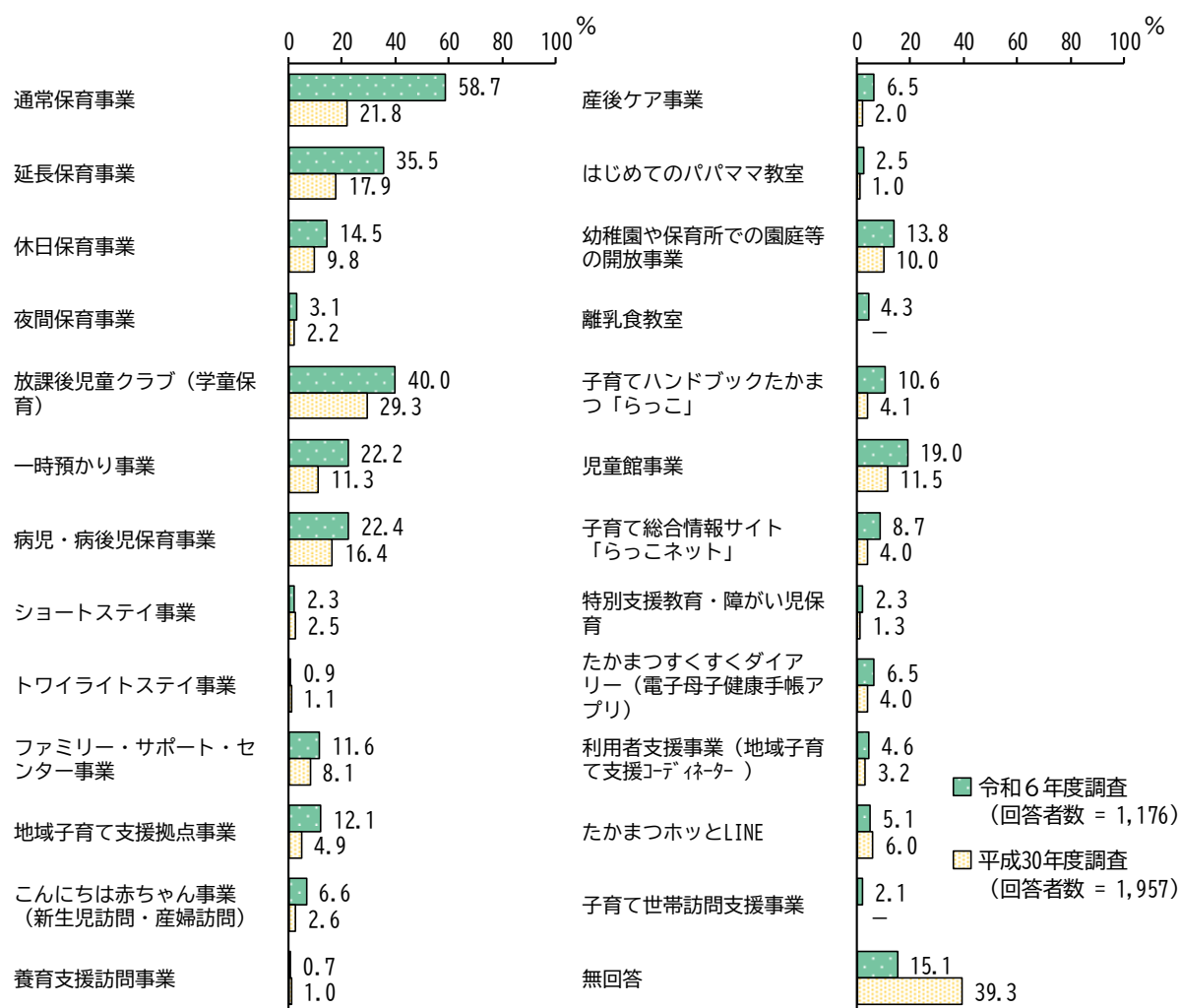


⑦ 今後利用したい子育て支援事業・サービス

「通常保育事業」の割合が58.7%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が40.0%、「延長保育事業」の割合が35.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「通常保育事業」「延長保育事業」「放課後児童クラブ（学童保育）」「一時預かり事業」「病児・病後児保育事業」「地域子育て支援拠点事業」「児童館事業」「子育てハンドブックたかまつ「らっこ」」等の割合が増加しています。

子育て支援事業・サービスのニーズの多様化が伺えます。



⑧ 育児休業の取得状況

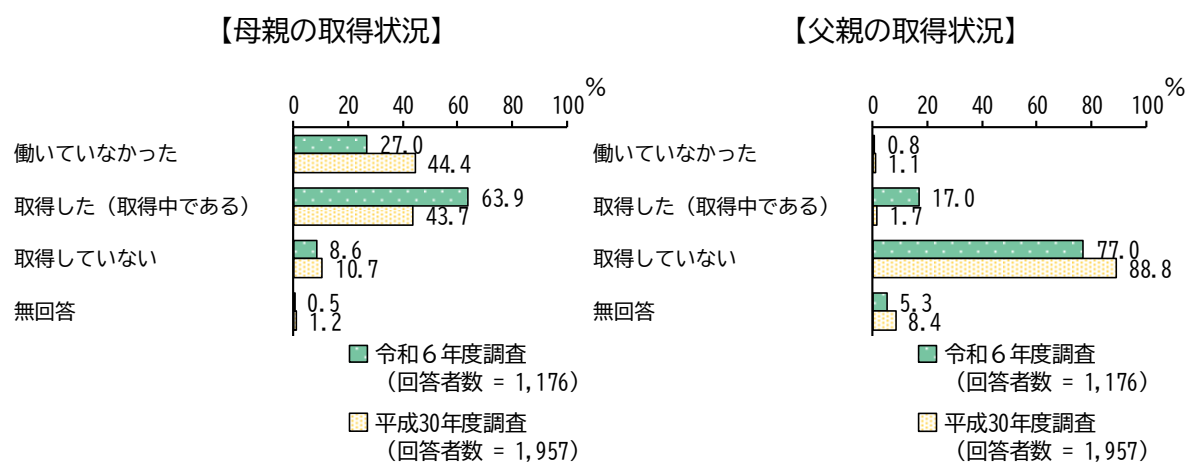
母親では、「取得した（取得中である）」の割合が63.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が27.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

父親では、「取得していない」の割合が77.0%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が17.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。

母親、父親ともに育児休業の取得が進んでいることが伺えます。



⑨ 育児休業を取得しなかった理由

母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が20.8%と最も高くなっています。

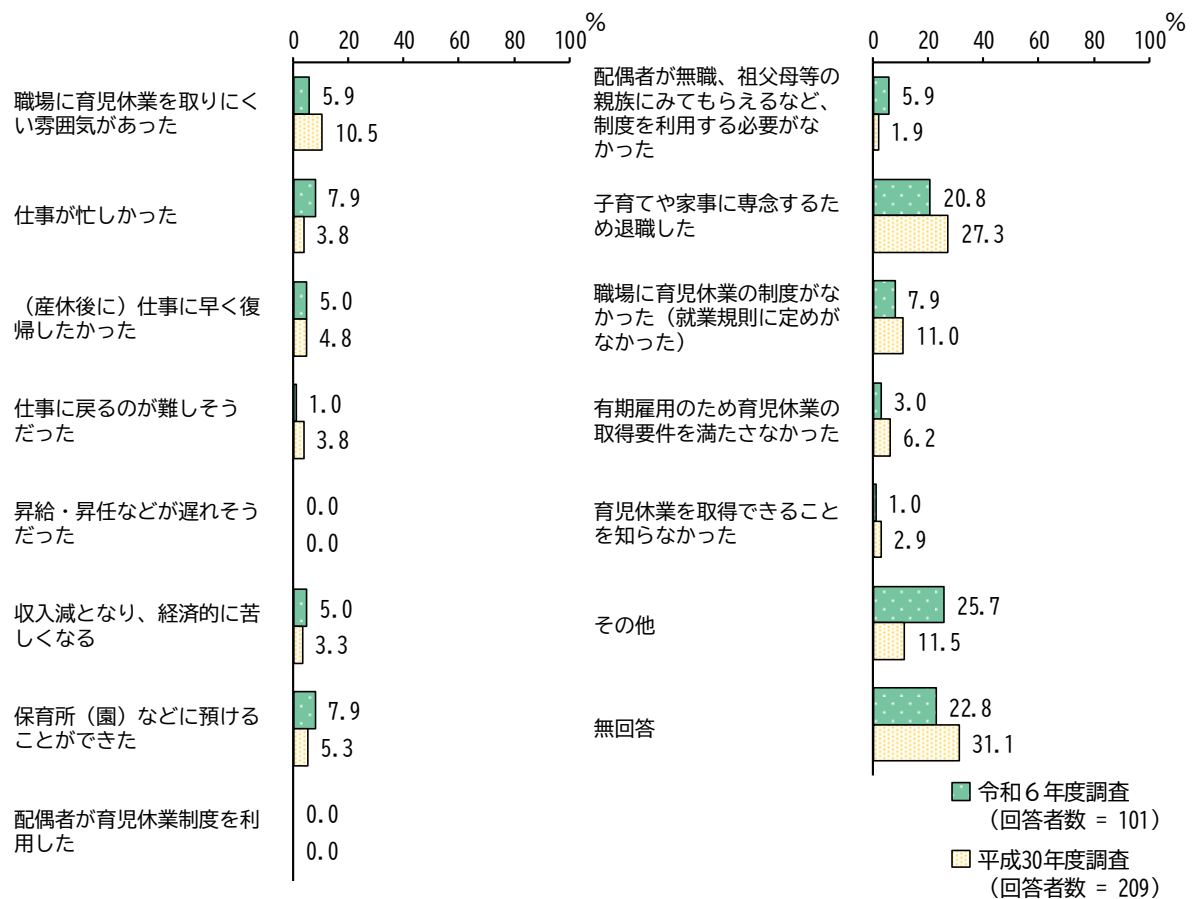
平成30年度調査と比較すると、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が減少しています。

父親では、「仕事が忙しかった」の割合が35.8%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が30.7%、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が24.3%となっています。

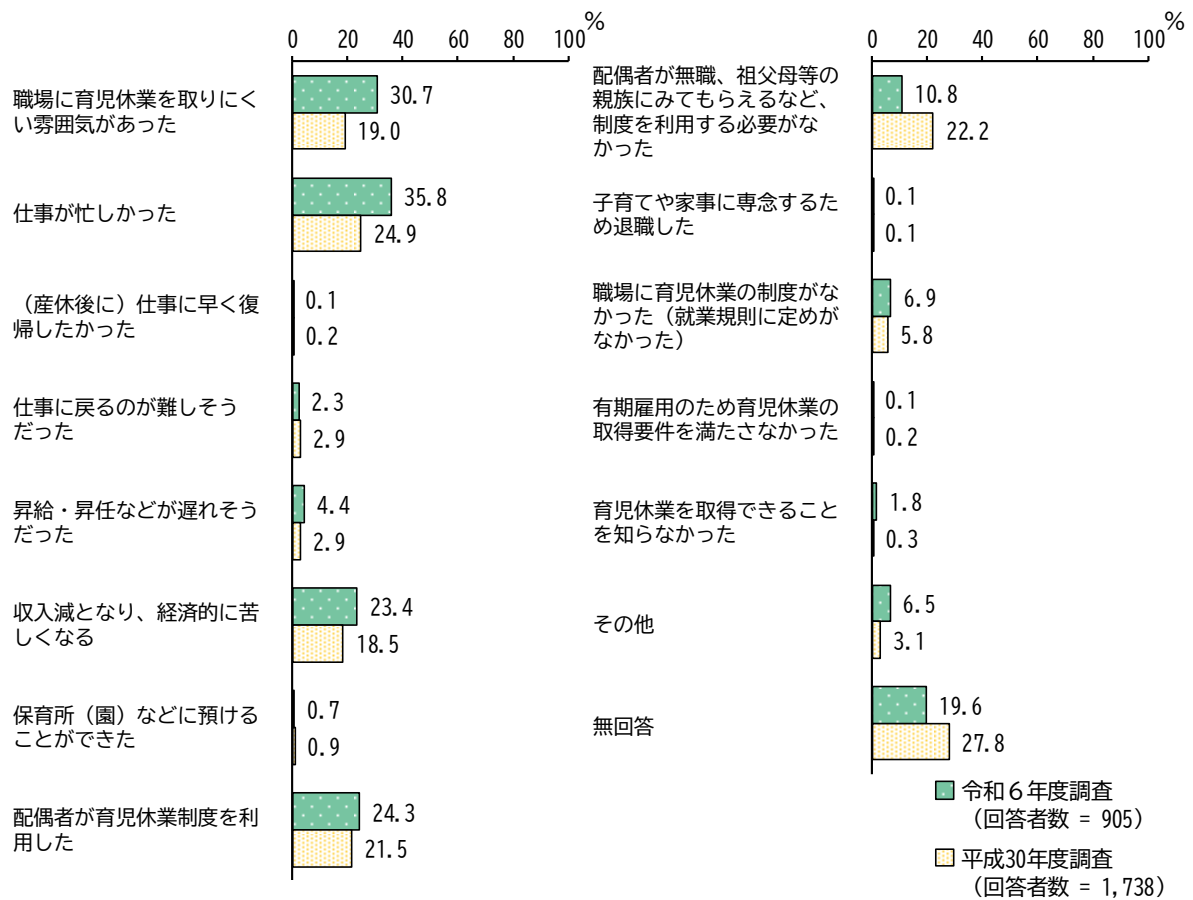
平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」の割合が増加しています。一方、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。

社会全体で組織の就労環境の見直しを進めることが求められています。

【母親の取得しなかった理由】



【父親の取得しなかった理由】



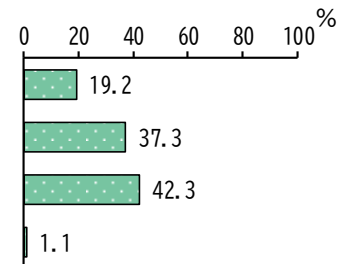
⑩ 「子どもの権利条約」の認知度

「知らない」の割合が42.3%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らない」の割合が37.3%、「名前も内容も知っている」の割合が19.2%となっています。

「子どもの権利条約」についての周知、啓発の不足が伺えます。

回答者数 = 1,176

名前も内容も知っている
名前は知っているが内容は知らない
知らない
無回答

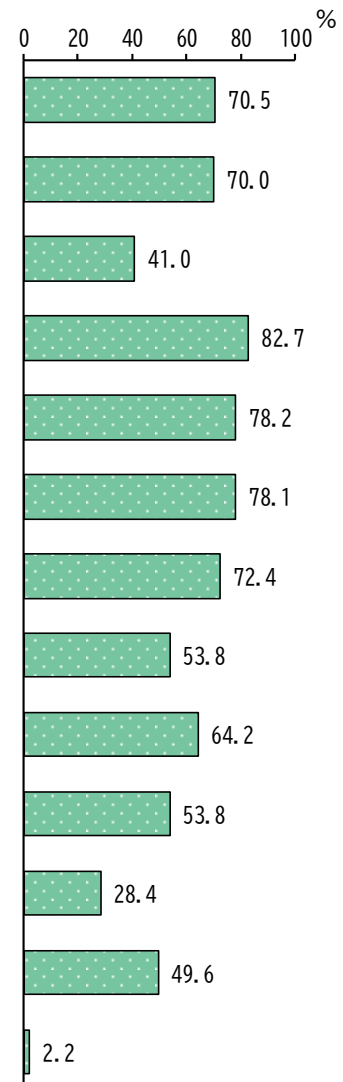


⑪ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと

「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が82.7%と最も高く、次いで「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が78.2%、「自分の考えを自由に言えること」の割合が78.1%となっています。

回答者数 = 1,176

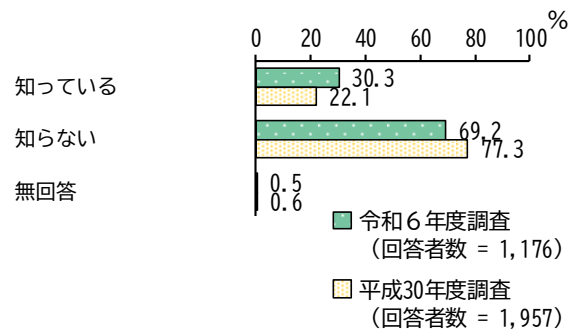
人種や性別、宗教などで差別されないこと
障がいのある子が差別されないこと
子どもが知りたいことを隠さないこと
暴力や言葉で傷つけないこと
家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと
自分の考えを自由に言えること
人と違う自分らしさが認められること
自分の秘密が守られること
自分のことは自分で決められること
自由な時間をもつこと
自由な呼び掛けでグループを作り集まれること
必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられる
無回答



⑫ オレンジリボン（児童虐待防止のシンボルマーク）の認知度

「知っている」の割合が30.3%、「知らない」の割合が69.2%となっています。

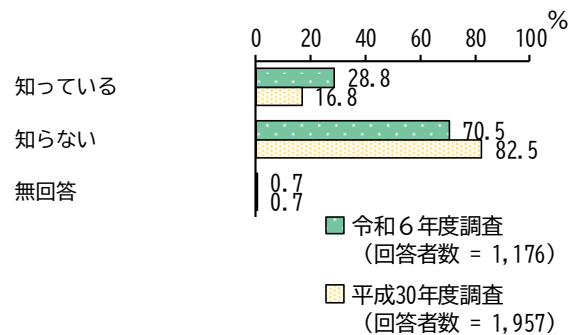
平成30年度調査と比較すると、「知っている」の割合が増加していますが、更なる周知、啓発が必要です。



⑬ 児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）の認知度

「知っている」の割合が28.8%、「知らない」の割合が70.5%となっています。

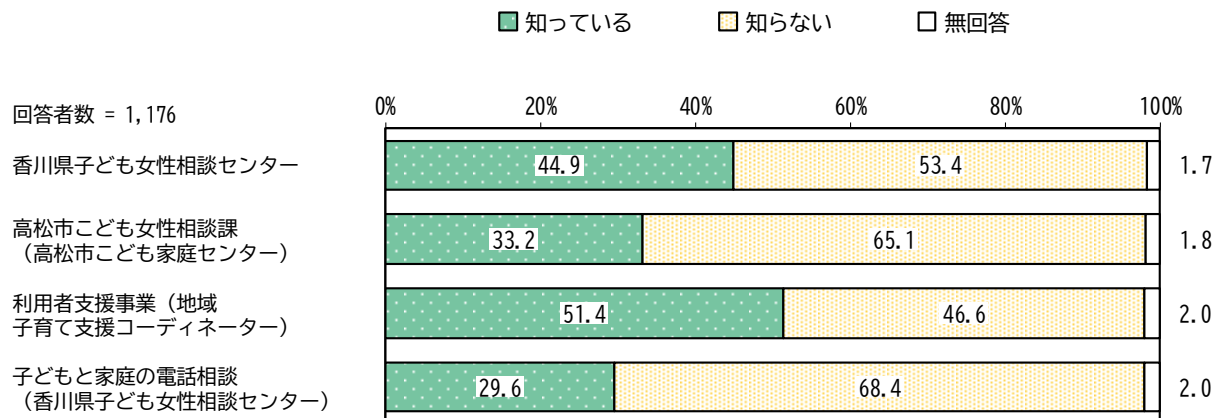
平成30年度調査と比較すると、「知っている」の割合が増加していますが、更なる周知、啓発が必要です。



⑭ 香川県内の子どもに関する相談先の認知度

『利用者支援事業（地域子育て支援コーディネーター）』『香川県子ども女性相談センター』の順で「知っている」の割合が高くなっています。一方、『子どもと家庭の電話相談（香川県子ども女性相談センター）』『高松市こども女性相談課（高松市こども家庭センター）』の順で「知らない」の割合が高くなっています。

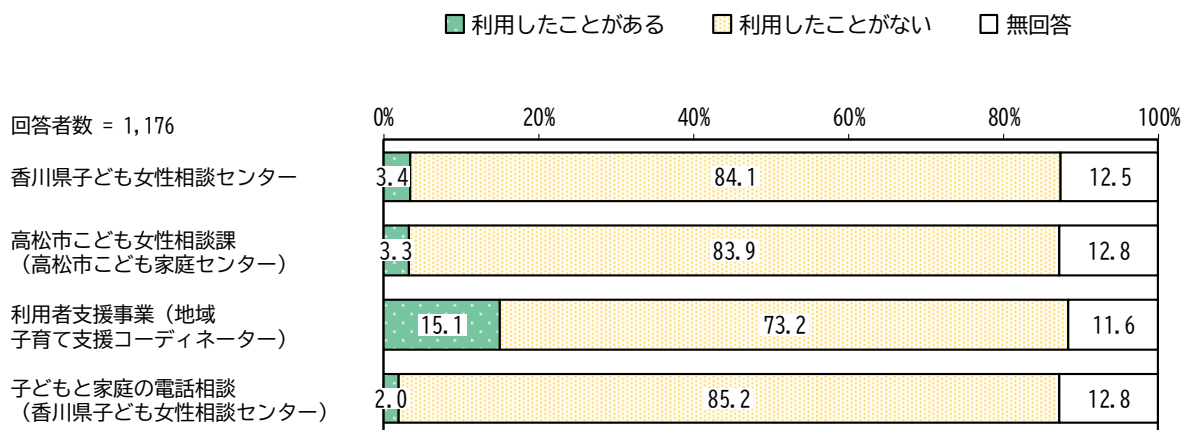
香川県内の子どもに関する相談先についての周知、啓発の不足が伺えます。



⑮ 香川県内の子どもに関する相談先の利用状況

『利用者支援事業（地域子育て支援コーディネーター）』で「利用したことがある」の割合が高くなっています。一方、『香川県子ども女性相談センター』『高松市こども女性相談課（高松市こども家庭センター）』『子どもと家庭の電話相談（香川県子ども女性相談センター）』で「利用したことがない」の割合が高くなっています。

香川県内の子どもに関する相談先について周知、啓発による利用促進が重要です。

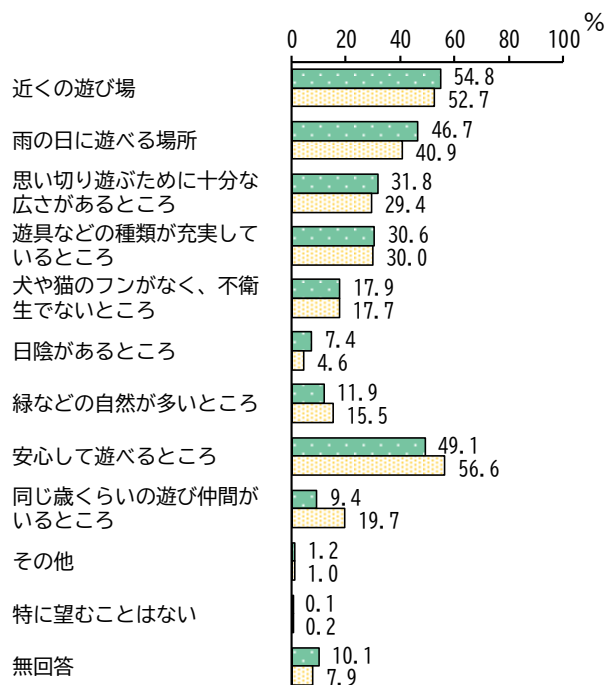


⑯ 子どもの遊び場について望ましいと思うこと

「近くの遊び場」の割合が54.8%と最も高く、次いで「安心して遊べる場所」の割合が49.1%、「雨の日に遊べる場所」の割合が46.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「雨の日に遊べる場所」の割合が増加しています。一方、「安心して遊べる場所」「同じ歳くらいの遊び仲間がいるところ」の割合が減少しています。

子どもの遊び場についてのニーズに対応した環境整備が求められています。



■ 令和6年度調査
（回答者数 = 1,176）

■ 平成30年度調査
（回答者数 = 1,957）

【子どもの年齢別に見た子どもの遊び場について望ましいと思うこと】

年齢別にみると、0歳児と1歳児で「同じ歳くらいの遊び仲間がいるところ」の割合が高くなっています。

単位：％

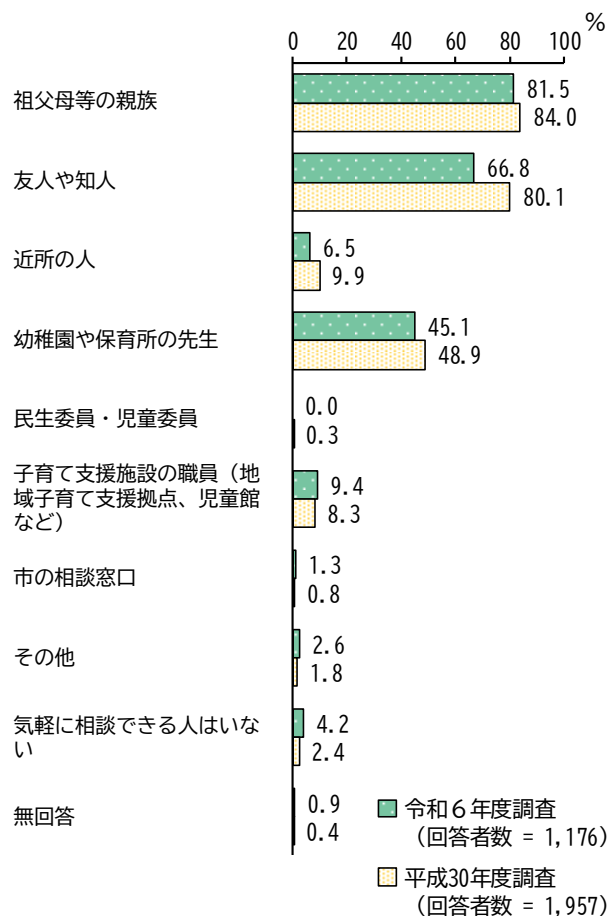
	回答者数 (件)	近くの遊び場	雨の日に遊べる場所	思い切り遊ぶために十分な広さがあるところ	遊具などの種類が充実しているところ	犬や猫のフンがなく、不衛生でないところ	日陰があるところ	緑などの自然が多いところ	安心して遊べるところ	同じ歳くらいの遊び仲間がいるところ	その他	特に望むことはない	無回答
全 体	1,176	54.8	46.7	31.8	30.6	17.9	7.4	11.9	49.1	9.4	1.2	0.1	10.1
0歳児	205	53.2	42.9	30.2	26.8	16.6	11.7	11.2	53.7	15.6	1.0	—	10.2
1歳児	198	53.5	46.5	30.8	25.8	20.7	6.1	14.1	48.0	15.2	0.5	—	10.6
2歳児	175	54.3	53.1	30.9	31.4	17.1	5.1	10.3	44.6	5.7	1.7	—	12.6
3歳児	186	55.4	50.5	36.6	31.7	19.4	5.4	12.4	51.6	4.8	2.2	—	7.5
4歳児	189	51.3	49.2	33.9	36.5	17.5	8.5	9.5	45.5	6.3	1.1	0.5	9.5
5歳児	206	59.7	39.8	29.1	32.5	17.0	6.8	13.1	51.0	7.8	1.0	—	10.2

⑪ 子育てをする上で、気軽に相談できる人

「祖父母等の親族」の割合が81.5%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が66.8%、「幼稚園や保育所の先生」の割合が45.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「友人や知人」の割合が減少しています。

相談できない人もいるため、より多くの相談先の情報提供が必要です。



【子どもの年齢別に見た子育てをする上で、気軽に相談できる人】

年齢別にみると、0歳児から2歳児では、「子育て支援施設の職員（地域子育て支援拠点、児童館など）」の割合が高くなっています。一方、3歳児から5歳児では「幼稚園や保育所の先生」の割合が高くなっています。

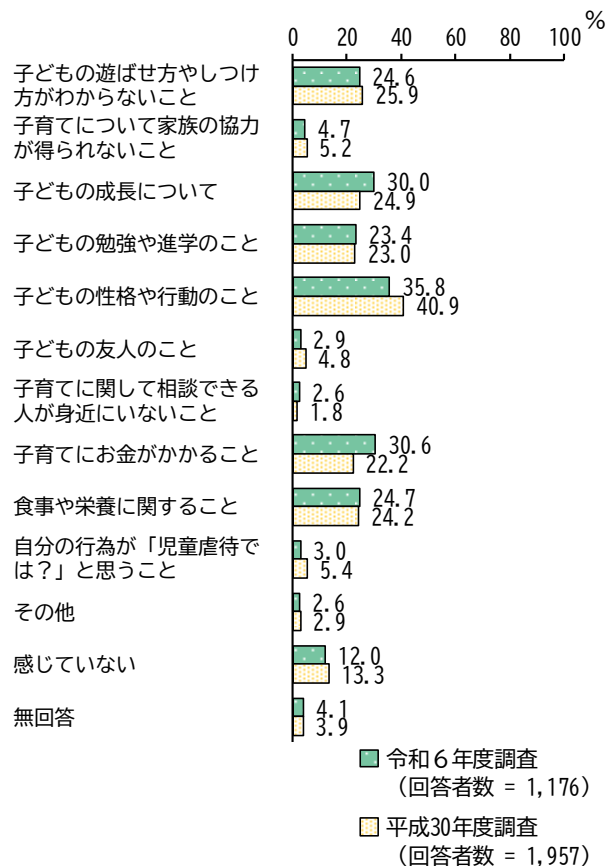
単位：％

	回答者数 (件)	祖父母等の親族	友人や知人	近所の人	幼稚園や保育所の先生	民生委員・児童委員	子育て支援施設の職員 (地域子育て支援拠点、児童館など)	市の相談窓口	その他	気軽に相談できる人 はいない	無回答
全 体	1,176	81.5	66.8	6.5	45.1	—	9.4	1.3	2.6	4.2	0.9
0歳児	205	87.8	61.5	6.3	19.0	—	12.2	2.4	1.5	4.4	1.0
1歳児	198	85.4	64.1	4.5	37.9	—	17.2	1.5	2.0	3.0	1.5
2歳児	175	78.3	69.1	4.6	48.6	—	11.4	0.6	4.0	7.4	—
3歳児	186	79.6	71.5	4.3	55.9	—	7.0	0.5	2.7	3.8	—
4歳児	189	76.7	66.7	6.9	50.8	—	6.9	1.6	3.2	4.8	1.1
5歳児	206	80.6	68.0	11.7	59.7	—	2.9	1.0	2.9	2.4	1.9

⑱ 子育てに関して、日ごろ悩んでいること、また気になること

「子どもの性格や行動のこと」の割合が35.8%と最も高く、次いで「子育てにお金がかかること」の割合が30.6%、「子どもの成長について」の割合が30.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子どもの成長について」「子育てにお金がかかること」の割合が増加しています。一方、「子どもの性格や行動のこと」の割合が減少しています。

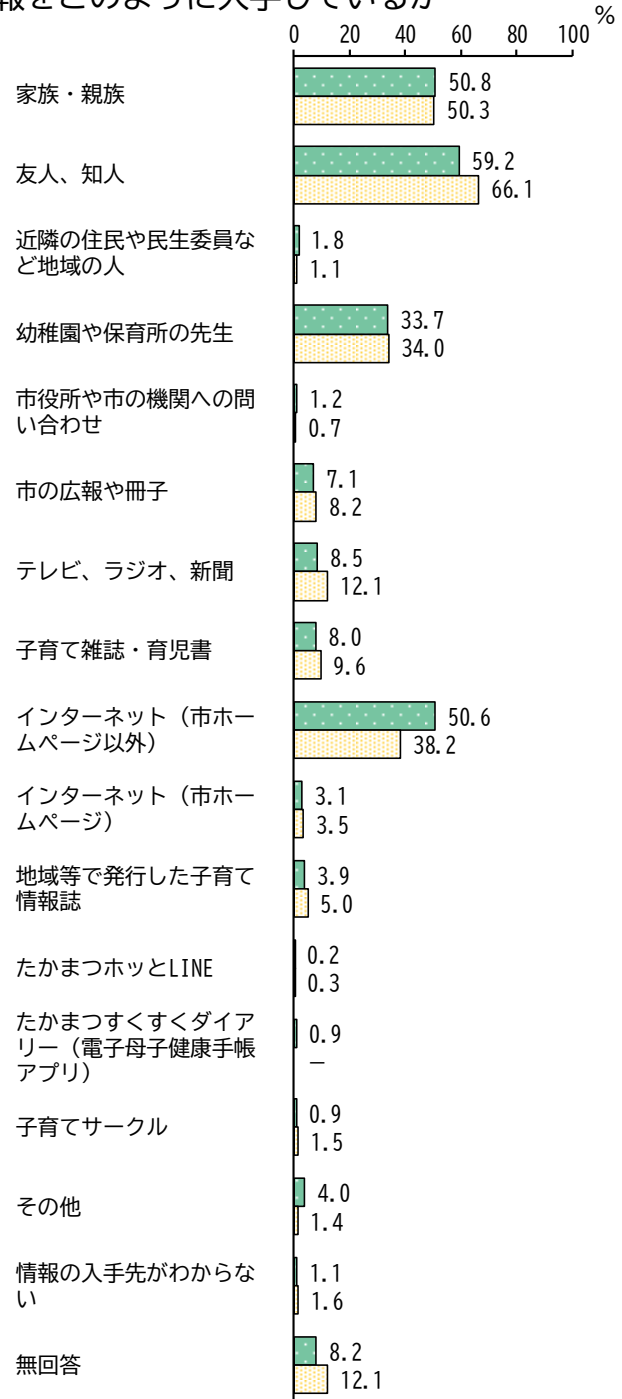


⑱ 子育て（教育を含む）に関する情報をどのように入手しているか

「友人、知人」の割合が59.2%と最も高く、次いで「家族・親族」の割合が50.8%、「インターネット（市ホームページ以外）」の割合が50.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「インターネット（市ホームページ以外）」の割合が増加しています。一方、「友人、知人」の割合が減少しています。

インターネット等による、より多くの適切な情報提供が必要です。



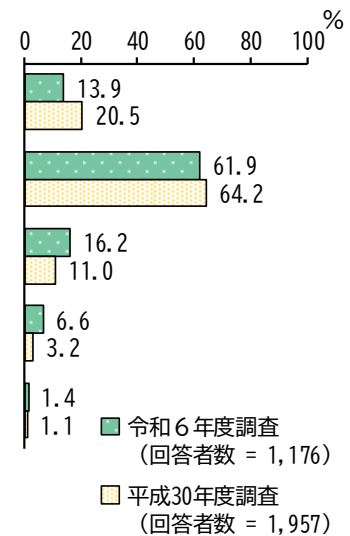
■ 令和6年度調査
(回答者数 = 1,176)

■ 平成30年度調査
(回答者数 = 1,957)

⑳ 高松市は子育てしやすいまちだと思うか

平成30年度調査と比較すると、「子育てしやすいまちだと思う」「どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思う」を合わせた“子育てしやすいまちだと思う”の割合が減少し、75.8%となっています。これは、第2期高松市子ども・子育て支援推進計画の数値目標の90.0%を下回っています。

子育てしやすいまちだと思う
 どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思う
 どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思わない
 子育てしやすいまちだと思わない
 無回答



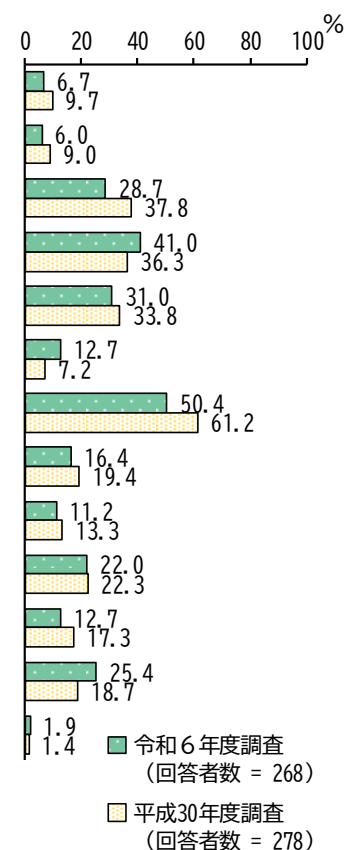
㉑ 子育てしやすいまちだと思わない理由

「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」の割合が50.4%と最も高く、次いで「保育サービスが充実していない」の割合が41.0%、「幼稚園、保育所などが利用しづらい」の割合が31.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「職場と住居が遠い」「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」の割合が増加しています。一方、「交通機関が不便」「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」の割合が減少しています。

子どもを安心して育てられる環境の整備が求められています。

住環境がよくない
 自然環境がよくない
 交通機関が不便
 保育サービスが充実していない
 幼稚園、保育所などが利用しづらい
 職場と住居が遠い
 公園や児童館など子どもの遊び場が少ない
 近所づきあいや地域活動が盛んではない
 地域の子育てネットワークができていない
 子育てに関する情報を得にくい
 事故や犯罪が多く危険
 その他
 無回答

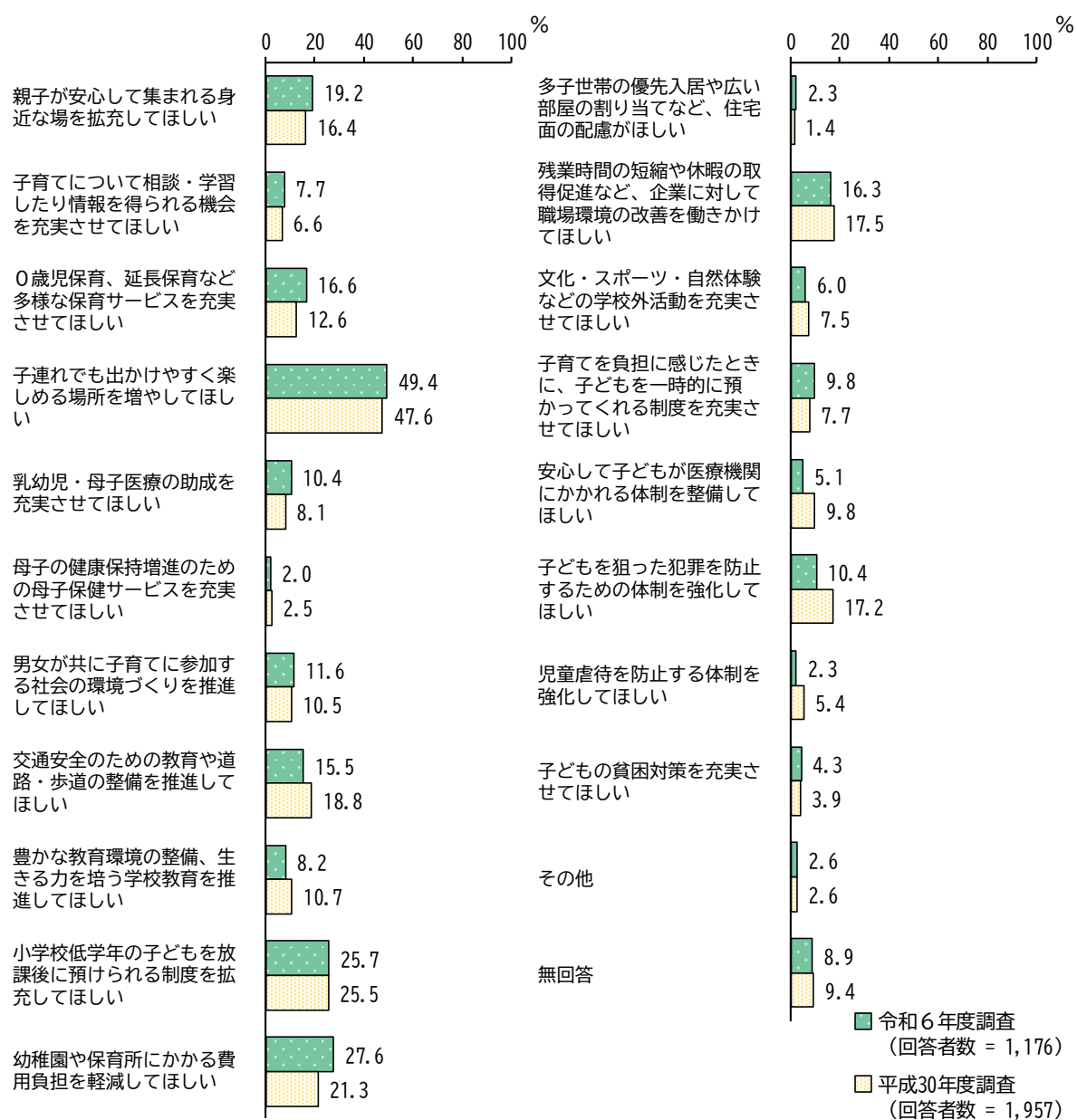


⑫ 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるために高松市に期待すること

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」の割合が49.4%と最も高く、次いで「幼稚園や保育所にかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が27.6%、「小学校低学年の子どもを放課後に預けられる制度を拡充してほしい」の割合が25.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「幼稚園や保育所にかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が増加しています。一方、「子どもを狙った犯罪を防止するための体制を強化してほしい」の割合が減少しています。

経済的支援や安全で安心な環境を整えるための取組が求められています。



【子どもの年齢別に見た、子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるために高松市に期待すること】

年齢別にみると、0歳児で「0歳児保育、延長保育など多様な保育サービスを充実させてほしい」の割合が高くなっています。

単位：％

	回答者数 (件)	親子が安心して集まれる身近な場を拡充してほしい	子育てについて相談・学習した り情報を得られる機会を充実 させてほしい	0歳児保育、延長保育など多 様な保育サービスを充実させて ほしい	子連れでも出かけやすく楽し める場所を増やしてほしい	乳幼児・母子医療の助成を充実 させてほしい	母子の健康保持増進のための 母子保健サービスを充実させ てほしい	男女が共に子育てに参加する 社会の環境づくりを推進して ほしい	交通安全のための教育や道路・ 歩道の整備を推進してほしい	豊かな教育環境の整備、生きる 力を培う学校教育を推進して ほしい	小学校低学年の子どもを放課 後に預けられる制度を拡充し てほしい
全 体	1,176	19.2	7.7	16.6	49.4	10.4	2.0	11.6	15.5	8.2	25.7
0歳児	205	22.4	7.8	29.3	48.8	15.1	1.5	8.8	16.1	6.8	20.5
1歳児	198	18.2	9.1	16.2	47.5	13.1	1.5	13.1	12.1	5.6	22.7
2歳児	175	17.7	8.0	16.0	48.6	9.1	1.7	10.3	10.9	5.7	25.7
3歳児	186	19.4	9.1	9.7	53.8	12.4	3.2	12.9	18.3	8.6	25.3
4歳児	189	18.0	4.8	15.9	48.7	6.3	1.6	13.8	20.1	9.0	30.7
5歳児	206	19.9	7.3	12.6	48.5	6.3	2.4	11.2	14.6	11.2	31.1

	幼稚園や保育所にかかる費用 負担を軽減してほしい	多子世帯の優先入居や広い部 屋の割り当てなど、住宅面の配 慮がほしい	残業時間の短縮や休暇の取得 促進など、企業に対して職場環 境の改善を働きかけてほしい	文化・スポーツ・自然体験など の学校外活動を充実させてほ しい	子育てを負担に感じたときに、 子どもを一時的に預かってく れる制度を充実させてほしい	安心して子どもが医療機関に かかる体制を整備してほしい	子どもを狙った犯罪を防止す るための体制を強化してほし い	児童虐待を防止する体制を強 化してほしい	子どもの貧困対策を充実させ てほしい	その他	無回答
全 体	27.6	2.3	16.3	6.0	9.8	5.1	10.4	2.3	4.3	2.6	8.9
0歳児	37.1	2.4	12.2	3.4	9.3	6.3	12.7	1.5	3.9	1.5	4.9
1歳児	39.9	2.0	17.7	4.0	11.1	4.0	6.6	2.0	5.1	3.5	10.1
2歳児	31.4	2.3	15.4	4.6	12.0	4.6	12.0	4.0	4.6	2.9	12.6
3歳児	24.7	2.7	16.1	4.8	10.8	10.2	11.3	—	2.7	1.6	7.5
4歳児	21.2	3.2	17.5	6.9	11.1	4.2	9.0	1.6	3.2	4.2	7.4
5歳児	12.6	1.0	19.9	12.1	5.8	1.9	9.2	4.4	5.8	2.4	11.2

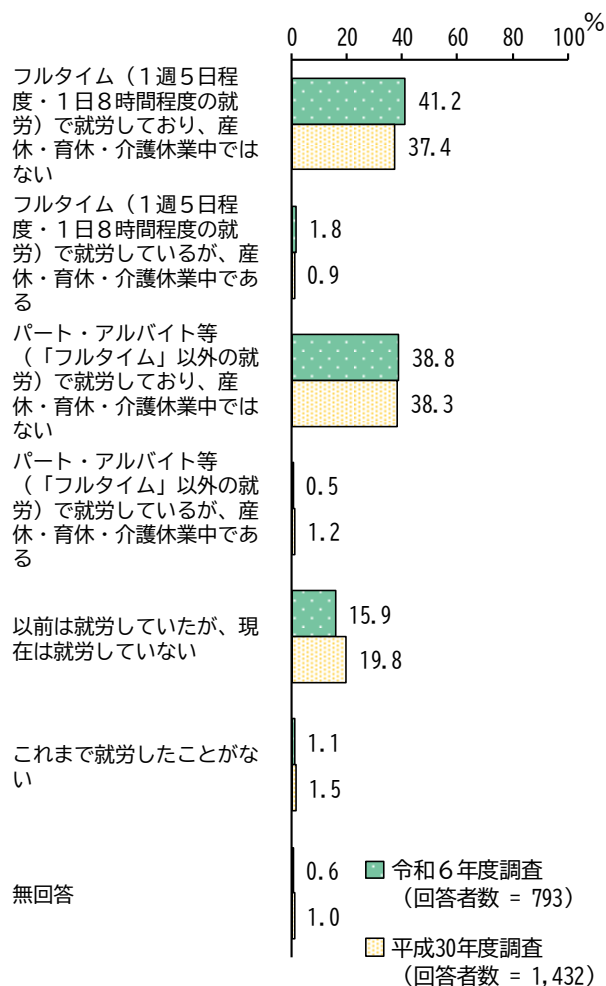
(2) ニーズ調査 小学生保護者

① 母親の就労状況

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が41.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が38.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が15.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

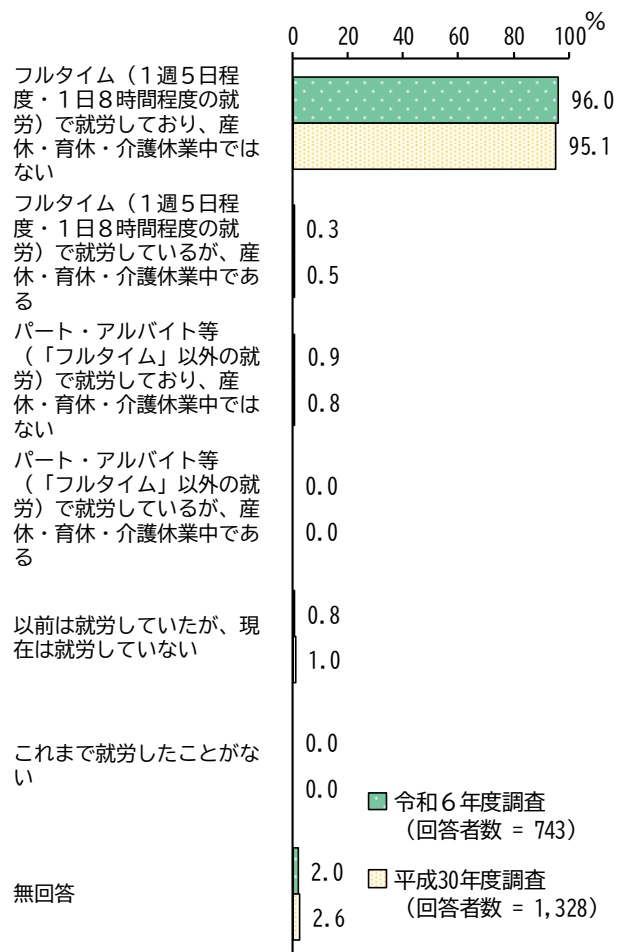
専業主婦の母親が減少していることが伺えます。



② 父親の就労状況

「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が96.0%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

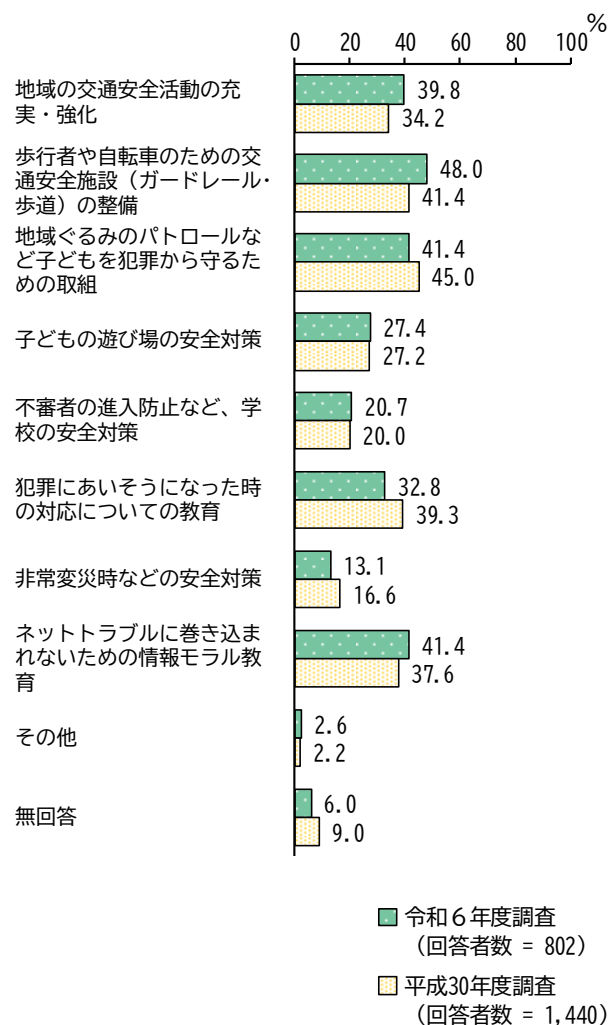


③ 子どもの安全を守るために、特に重要と思うこと

「歩行者や自転車のための交通安全施設（ガードレール・歩道）の整備」の割合が48.0%と最も高く、次いで「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取組」、「ネットトラブルに巻き込まれないための情報モラル教育」の割合が41.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「地域の交通安全活動の充実・強化」「歩行者や自転車のための交通安全施設（ガードレール・歩道）の整備」の割合が増加しています。一方、「犯罪にあいそうになった時の対応についての教育」の割合が減少しています。

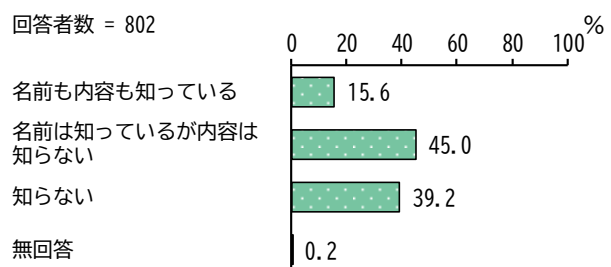
子どもの安全を確保するための対策や安全で安心な環境を整えるための取組が求められています。



④ 「子どもの権利条約」の認知度

「名前は知っているが内容は知らない」の割合が45.0%と最も高く、次いで「知らない」の割合が39.2%、「名前も内容も知っている」の割合が15.6%となっています。

「子どもの権利条約」についての周知、啓発の不足が伺えます。



⑤ 子どもの権利の中で特に大切だと思うこと

「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が75.3%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が67.1%、「人と違う自分らしさが認められること」の割合が63.7%となっています。

回答者数 = 802

人種や性別、宗教などで差別されないこと

障がいのある子が差別されないこと

子どもが知りたいことを隠さないこと

暴力や言葉で傷つけないこと

家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと

自分の考えを自由に言えること

人と違う自分らしさが認められること

自分の秘密が守られること

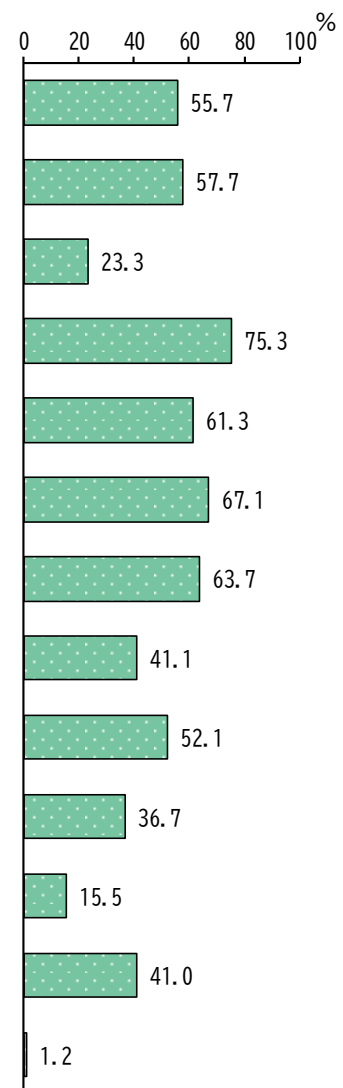
自分のことは自分で決められること

自由な時間をもつこと

自由な呼び掛けでグループを作り集まれること

必要な情報を知ることや、参加する手助けを受けられること

無回答



⑥ オレンジリボン（児童虐待防止のシンボルマーク）の認知度

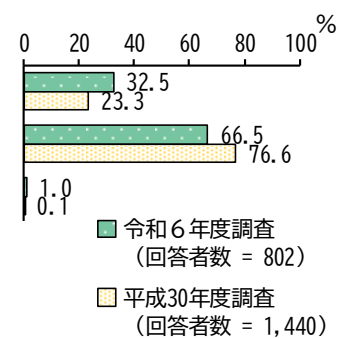
「知っている」の割合が32.5%、「知らない」の割合が66.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「知っている」の割合が増加していますが、更なる周知、啓発が必要です。

知っている

知らない

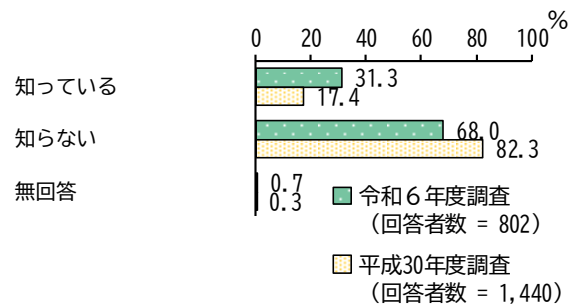
無回答



⑦ 児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）の認知度

「知っている」の割合が31.3%、「知らない」の割合が68.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「知っている」の割合が増加していますが、更なる周知、啓発が必要です。

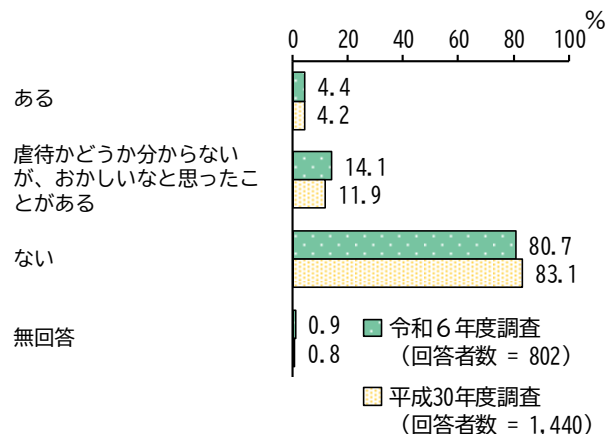


⑧ 身近なところで、児童の虐待を見たり聞いたりしたことの有無

「ない」の割合が80.7%と最も高く、次いで「虐待かどうか分からないが、おかしいなと思ったことがある」の割合が14.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

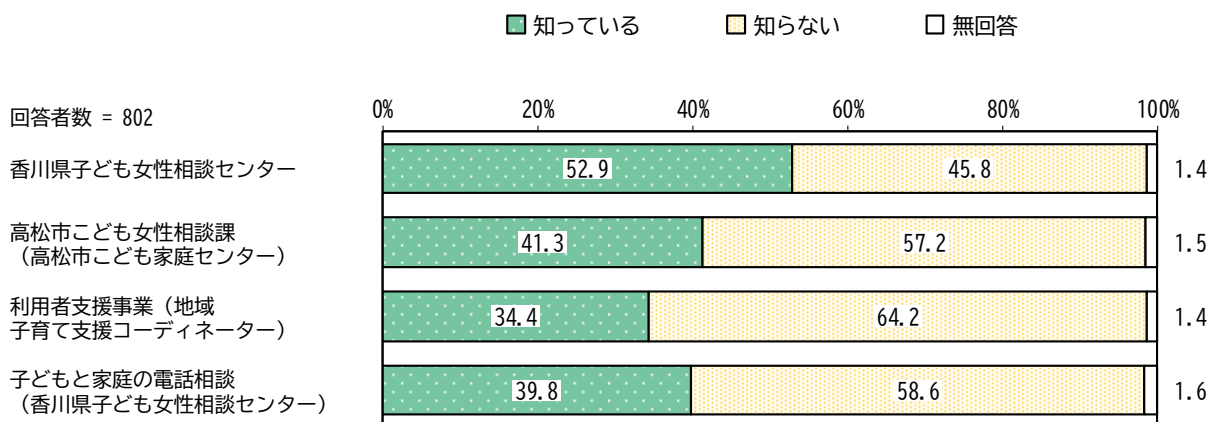
児童の虐待に対する対応方法の周知が必要です。



⑨ 香川県内の子どもに関する相談先の認知度

『香川県子ども女性相談センター』で「知っている」の割合が高くなっています。一方、『利用者支援事業（地域子育て支援コーディネーター）』で「知らない」の割合が高くなっています。

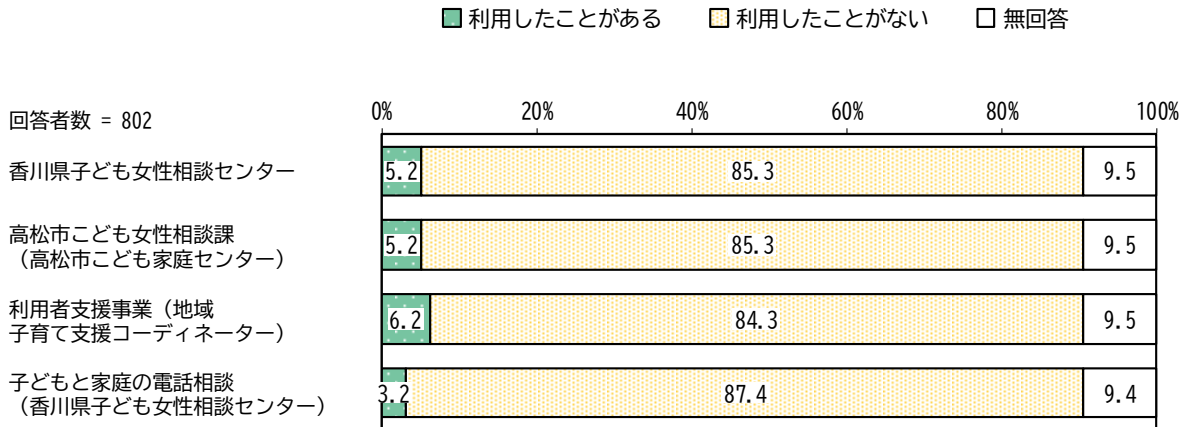
香川県内の子どもに関する相談先についての周知、啓発の不足が伺えます。



⑩ 香川県内の子どもに関する相談先の利用状況

『利用者支援事業（地域子育て支援コーディネーター）』で「利用したことがある」の割合が高くなっています。一方、『子どもと家庭の電話相談（香川県子ども女性相談センター）』で「利用したことがない」の割合が高くなっています。

香川県内の子どもに関する相談先について周知、啓発による利用促進が重要です。

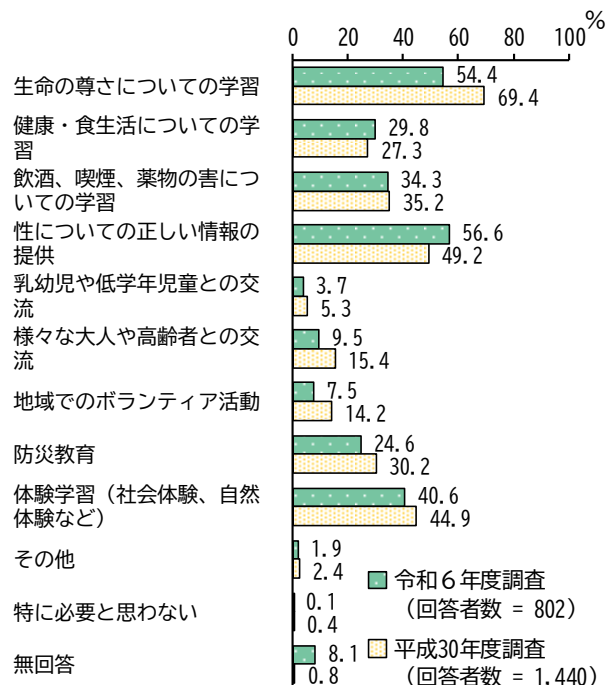


⑪ 今後、お子さんの成長過程で、必要と思われる取組

「性についての正しい情報の提供」の割合が56.6%と最も高く、次いで「生命の尊さについての学習」の割合が54.4%、「体験学習（社会体験、自然体験など）」の割合が40.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「性についての正しい情報の提供」の割合が増加しています。一方、「生命の尊さについての学習」「様々な大人や高齢者との交流」「地域でのボランティア活動」「防災教育」の割合が減少しています。

生命の大切さや社会での活躍に向けた学びの機会を充実させることが求められています。

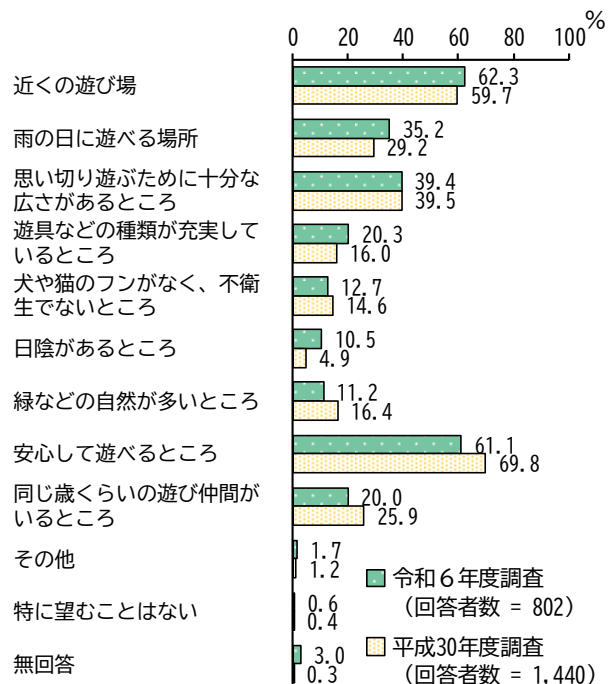


⑫ 子どもの遊び場について望ましいと思うこと

「近くの遊び場」の割合が62.3%と最も高く、次いで「安心して遊べる場所」の割合が61.1%、「思い切り遊ぶために十分な広さがあるところ」の割合が39.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「雨の日に遊べる場所」「日陰があるところ」の割合が増加しています。一方、「緑などの自然が多いところ」「安心して遊べる場所」「同じ歳くらいの遊び仲間がいるところ」の割合が減少しています。

子どもの遊び場についてのニーズに対応した環境整備が求められています。

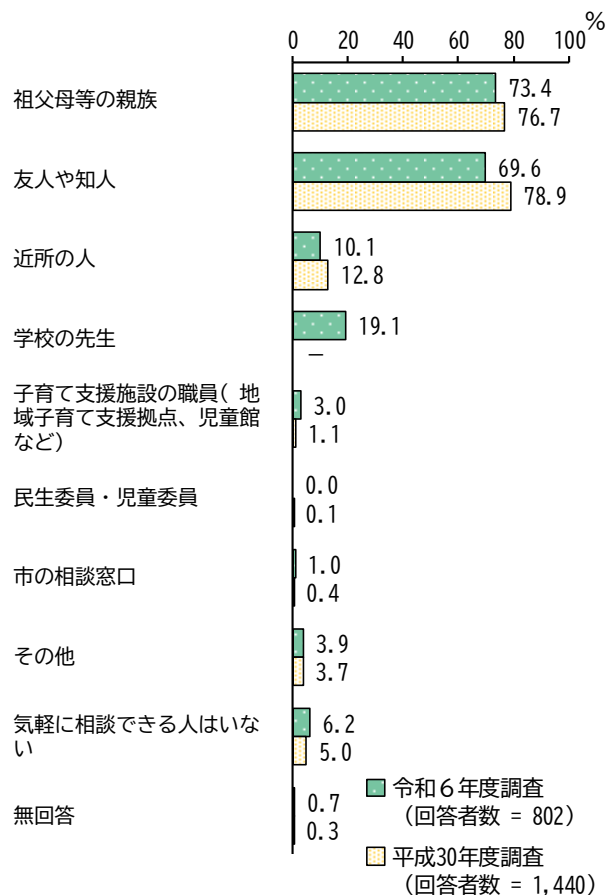


⑬ 子育てをする上で、気軽に相談できる人

「祖父母等の親族」の割合が73.4%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が69.6%、「学校の先生」の割合が19.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「友人や知人」の割合が減少しています。

相談できない人もいるため、より多くの相談先の情報提供が必要です。



※前回調査では、「学校の先生」の選択肢はありませんでした。

⑭ 高松市は子育てしやすいまちだと思うか

平成30年度調査と比較すると、「子育てしやすいまちだと思う」「どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思う」を合わせた“子育てしやすいまちだと思う”の割合が減少し、75.4%となっています。これは、第2期高松市子ども・子育て支援推進計画の数値目標の85.5%を下回っています。

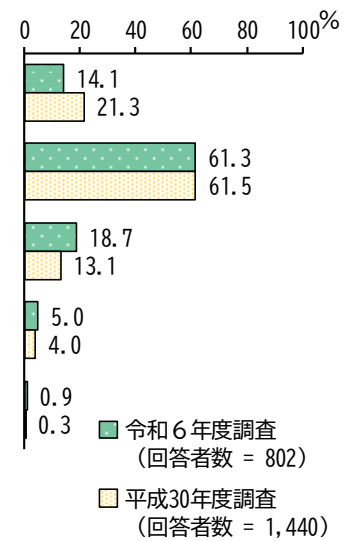
子育てしやすいまちだと思う

どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思う

どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思わない

子育てしやすいまちだと思わない

無回答



⑮ 子育てしやすいまちだと思わない理由

「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」の割合が57.4%と最も高く、次いで「交通機関が不便」の割合が37.9%、「保育サービスが充実していない」の割合が27.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「交通機関が不便」「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」「事故や犯罪が多く危険」の割合が減少しています。

子どもを安心して育てられる環境の整備が求められています。

住環境がよくない

自然環境がよくない

交通機関が不便

保育サービスが充実していない

幼稚園、保育所などが利用しづらい

職場と住居が遠い

公園や児童館など子どもの遊び場が少ない

近所づきあいや地域活動が盛んではない

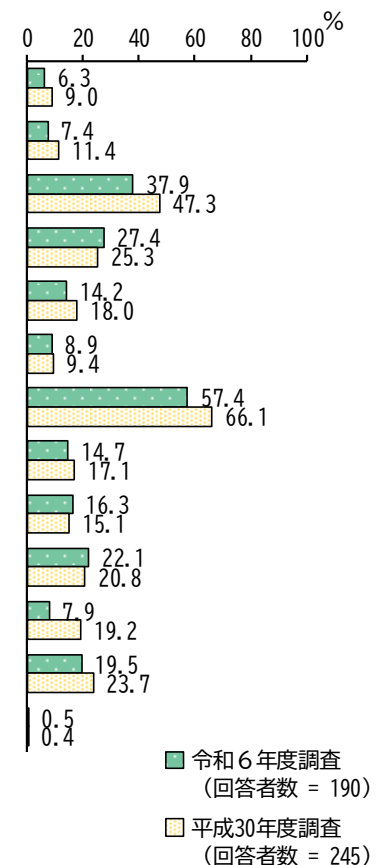
地域の子育てネットワークができていない

子育てに関する情報を得にくい

事故や犯罪が多く危険

その他

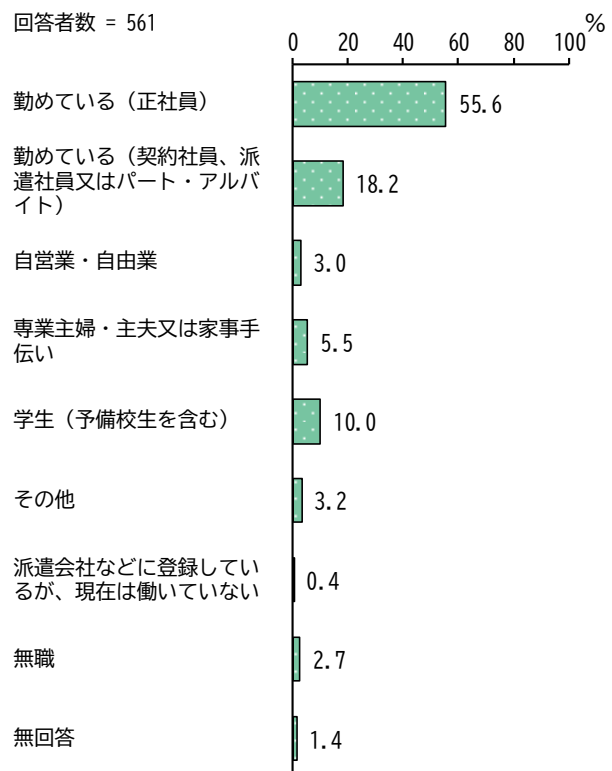
無回答



(3) ニーズ調査 若者

① 現在の就労状況

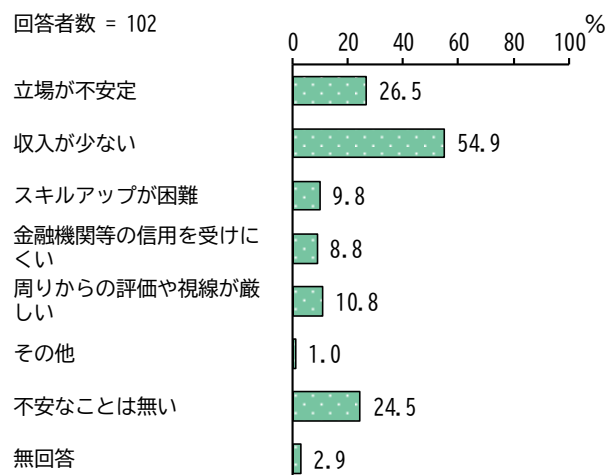
「勤めている（正社員）」の割合が55.6%と最も高く、次いで「勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト）」の割合が18.2%、「学生（予備校生を含む）」の割合が10.0%となっています。



② 現在の雇用形態について不安なこと

「収入が少ない」の割合が54.9%と最も高く、次いで「立場が不安定」の割合が26.5%、「不安なことは無い」の割合が24.5%となっています。

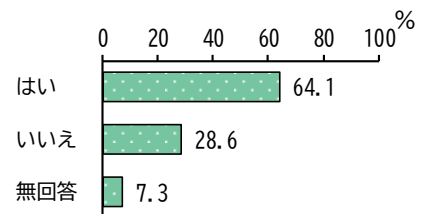
若者の経済的基盤の安定と雇用対策が必要です。



③ 結婚して家庭を持ちたいと思うか

「はい」の割合が64.1%、「いいえ」の割合が28.6%となっています。

回答者数 = 259



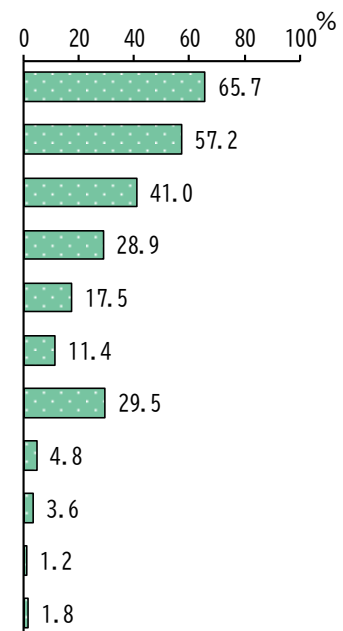
④ 現在結婚について抱いている不安

「適当な相手にめぐりあえるか」の割合が65.7%と最も高く、次いで「経済的な面」の割合が57.2%、「自分の自由な時間をもてるか」の割合が41.0%となっています。

適切な相手との出会いや経済的な不安が結婚をためらわせる要因となっています。

回答者数 = 166

適当な相手にめぐりあえるか
経済的な面
自分の自由な時間をもてるか
家族を持つ責任が重いこと
家事の分担について
自分の雇用が安定しないこと
仕事（学業）と両立できるか
親や周囲が同意しないこと
同性間の婚姻が法的に認められていないこと
その他
無回答



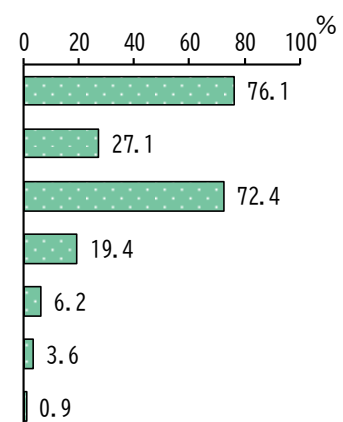
⑤ 少子化対策のうち、若い世代への取組について、あなたが重要だと思う取組

「結婚、妊娠・出産、子育てに夢を持てる環境づくり」の割合が76.1%と最も高く、次いで「若者の経済的基盤の安定と雇用対策」の割合が72.4%、「結婚に対する取組支援」の割合が27.1%となっています。

経済的基盤の安定と新生活のスタートアップ支援が求められています。

回答者数 = 561

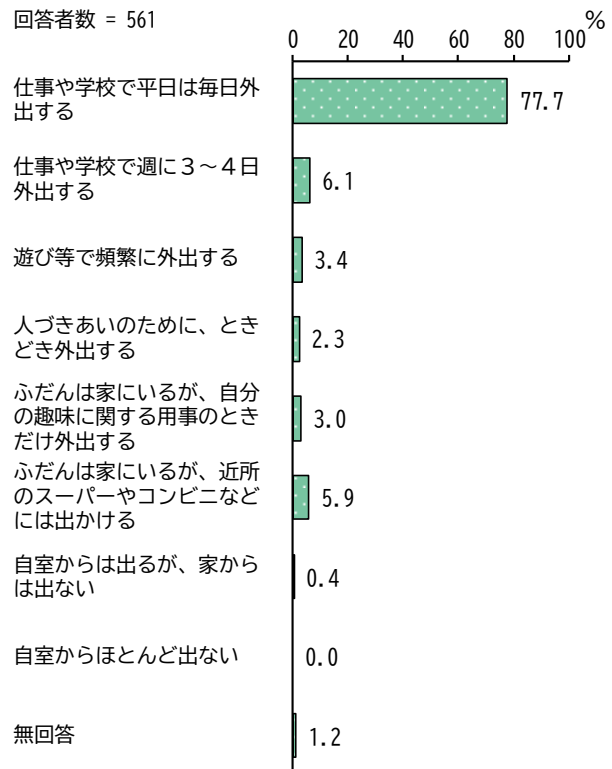
結婚、妊娠・出産、子育てに夢を持てる環境づくり
結婚に対する取組支援
若者の経済的基盤の安定と雇用対策
若い世代の移住・定住支援
その他
分からない・どれも重要だと思わない
無回答



⑥ ふだんの外出頻度

「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が77.7%と最も高くなっています。一方、「自室からは出るが、家からは出ない」の割合が0.4%となっています。

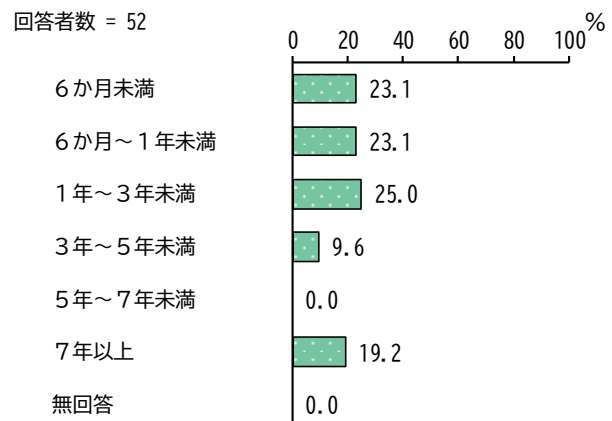
回答者数 = 561



⑦ 外出しない状態となっている期間

「1年～3年未満」の割合が25.0%と最も高く、次いで「6か月未満」、「6か月～1年未満」の割合が23.1%となっています。

回答者数 = 52

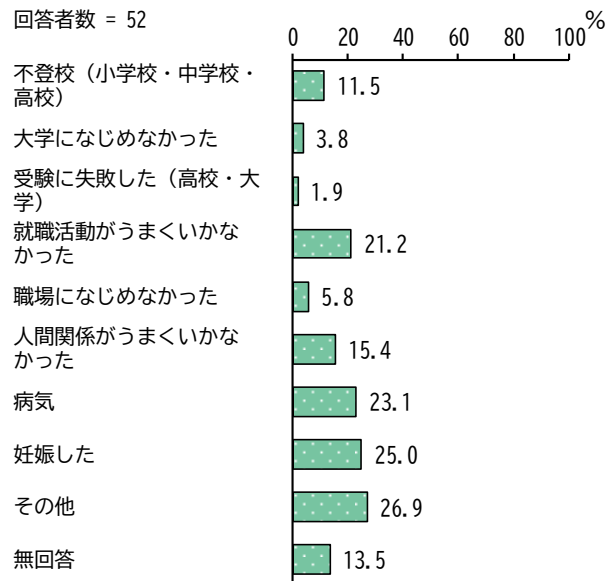


⑧ 外出しない状態となった理由（複数回答）

「妊娠した」の割合が25.0%と最も高く、次いで「病気」の割合が23.1%、「就職活動がうまくいかなかった」の割合が21.2%となっています。

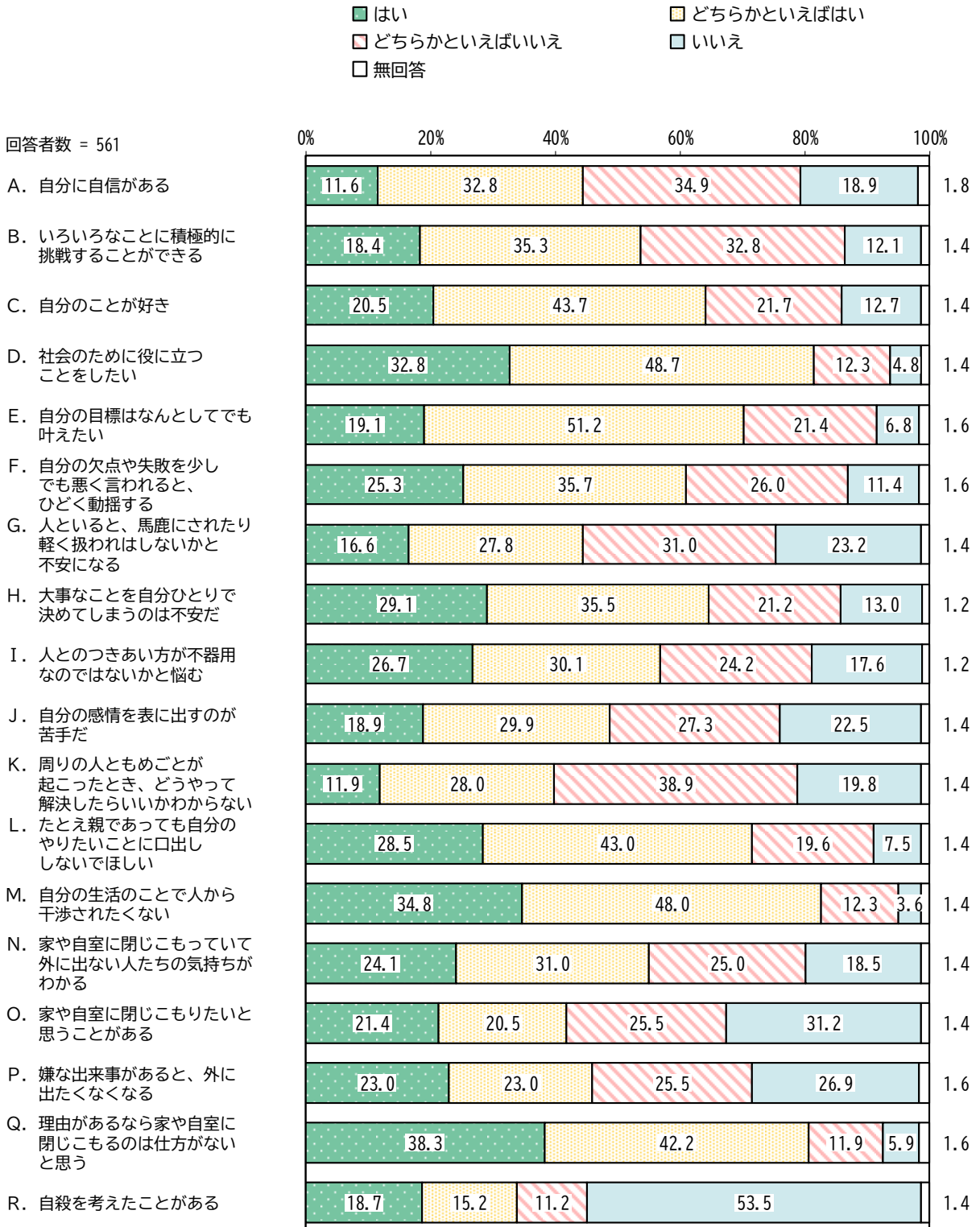
ひきこもりに陥らないように、理由に応じた対応策を講じる必要があります。

回答者数 = 52



⑨ あなた自身について

『Q. 理由があるなら家や自室に閉じこもるのは仕方がないと思う』で「はい」の割合が高くなっています。また、『R. 自殺を考えたことがある』で「はい」、「どちらかといえればはい」の割合をあわせて33.9%となっています。

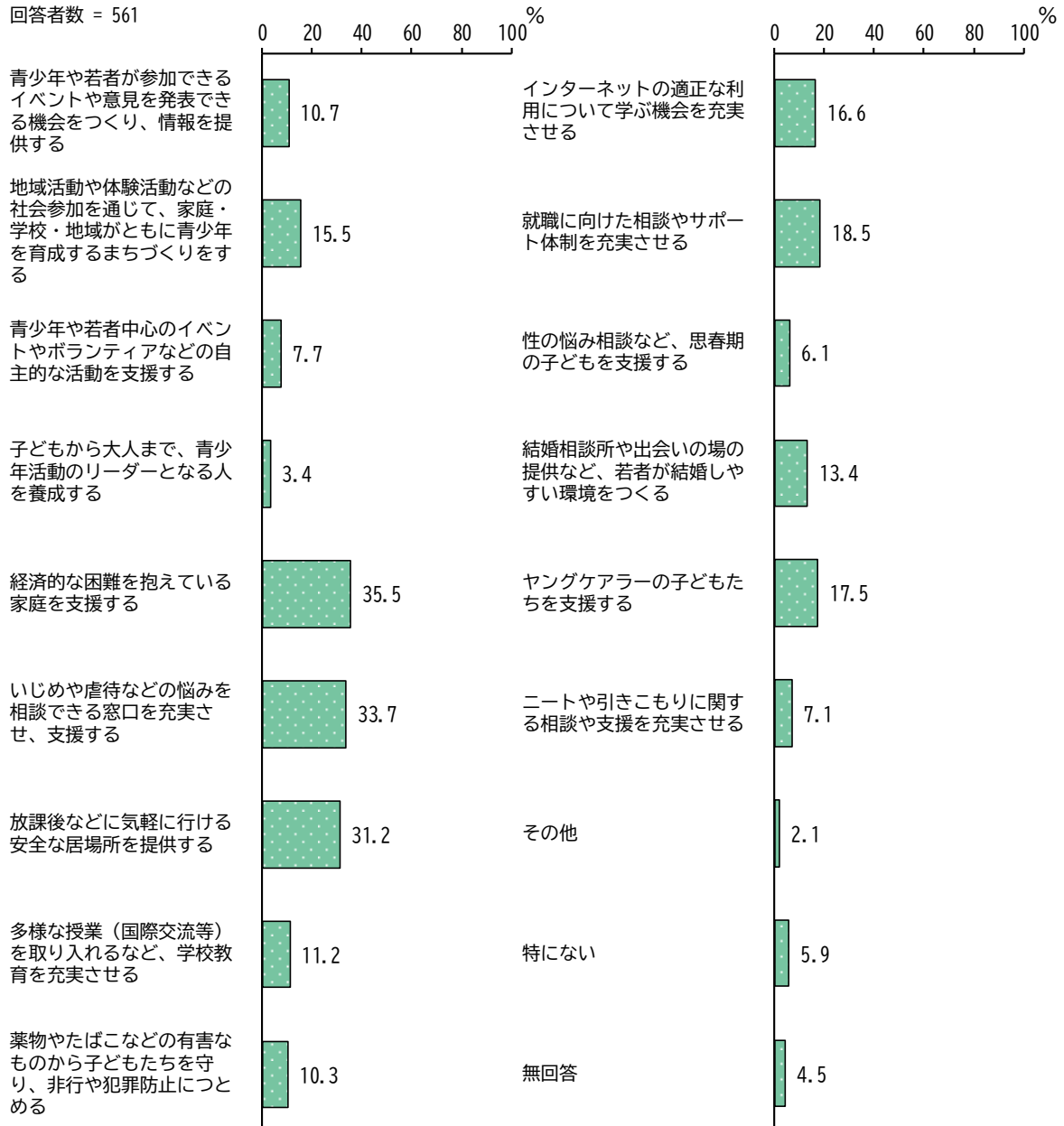


⑩ 高松市が取り組む青少年や若者の政策に望むこと

「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」の割合が35.5%と最も高く、次いで「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」の割合が33.7%、「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」の割合が31.2%となっています。

若者の経済的基盤の安定と相談先や適切な情報提供が必要です。

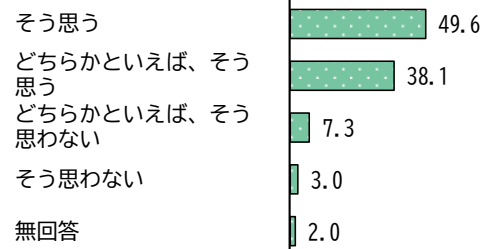
回答者数 = 561



⑪ あなたは、今、自分が幸せだと思うか

「そう思う」の割合が49.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」の割合が38.1%となっています。

回答者数 = 561



(4) 生活状況調査 小学生・中学生・高校生保護者

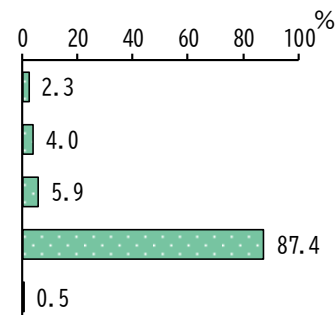
① 過去1年の間に、お金が足りなくて、必要とする食料が買えないことの有無 (小学生保護者)

「まったくなかった」の割合が87.4%と最も高くなっています。

一方で、「よくあった」「ときどきあった」を合わせた割合が6.3%となっています。

回答者数 = 427

よくあった
ときどきあった
まれにあった
まったくなかった
無回答



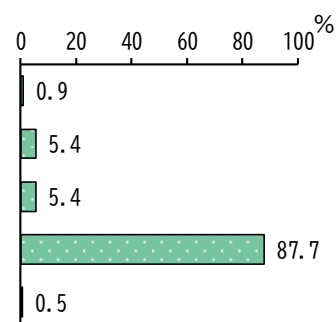
(中学生保護者)

「まったくなかった」の割合が87.7%と最も高くなっています。

一方で、「よくあった」「ときどきあった」を合わせた割合が6.3%となっています。

回答者数 = 424

よくあった
ときどきあった
まれにあった
まったくなかった
無回答



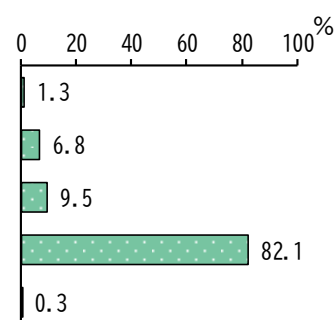
(高校生保護者)

「まったくなかった」の割合が82.1%と最も高くなっています。

一方で、「よくあった」「ときどきあった」を合わせた割合が8.1%となっています。

回答者数 = 380

よくあった
ときどきあった
まれにあった
まったくなかった
無回答



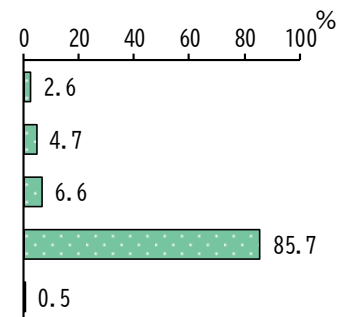
② 過去1年の間に、お金が足りなくて、必要とする衣服が買えないことの有無
(小学生保護者)

「まったくなかった」の割合が85.7%と最も高くなっています。

一方で、「よくあった」「ときどきあった」を合わせた割合が7.3%となっています。

回答者数 = 427

よくあった
ときどきあった
まれにあった
まったくなかった
無回答



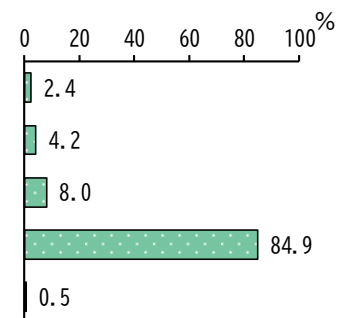
(中学生保護者)

「まったくなかった」の割合が84.9%と最も高くなっています。

一方で、「よくあった」「ときどきあった」を合わせた割合が6.6%となっています。

回答者数 = 424

よくあった
ときどきあった
まれにあった
まったくなかった
無回答



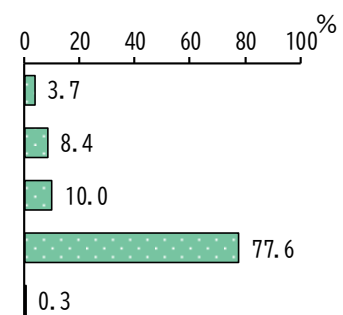
(高校生保護者)

「まったくなかった」の割合が77.6%と最も高く、次いで「まれにあった」の割合が10.0%となっています。

一方で、「よくあった」「ときどきあった」を合わせた割合が12.1%となっています。

回答者数 = 380

よくあった
ときどきあった
まれにあった
まったくなかった
無回答



③ 過去1年の間に、経済的な理由で公共料金が未払いになったことの有無
(小学生保護者)

「あてはまるものはない」の割合が95.3%と最も高くなっています。

一方で、「電気料金」「ガス料金」「水道料金」を合わせた“公共料金が未払いとなったことのある”割合が7.0%となっています。

回答者数 = 427

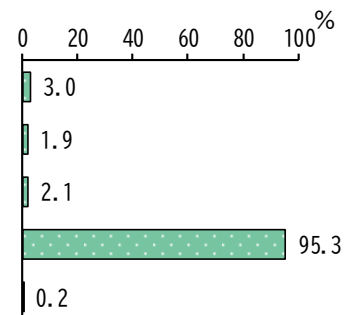
電気料金

ガス料金

水道料金

あてはまるものはない

無回答



(中学生保護者)

「あてはまるものはない」の割合が96.9%と最も高くなっています。

一方で、「電気料金」「ガス料金」「水道料金」を合わせた“公共料金が未払いとなったことのある”割合が4.0%となっています。

回答者数 = 424

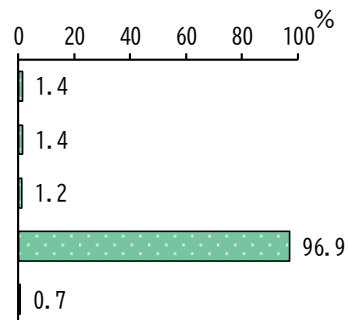
電気料金

ガス料金

水道料金

あてはまるものはない

無回答



(高校生保護者)

「あてはまるものはない」の割合が94.7%と最も高くなっています。

一方で、「電気料金」「ガス料金」「水道料金」を合わせた“公共料金が未払いとなったことのある”割合が10.2%となっています。

回答者数 = 380

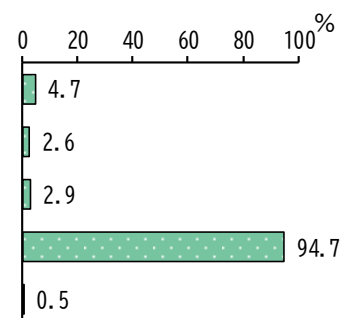
電気料金

ガス料金

水道料金

あてはまるものはない

無回答

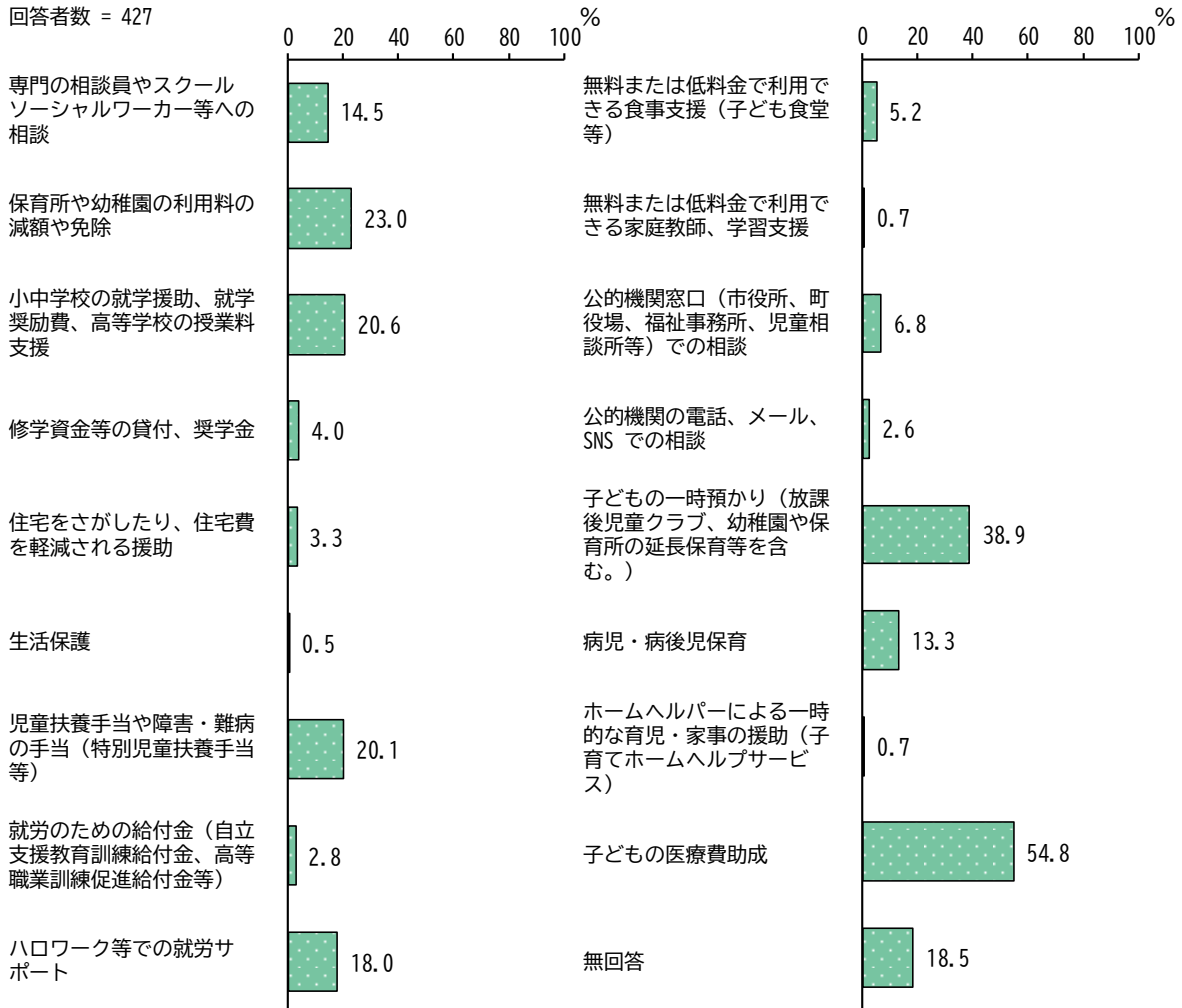


④ これまでに利用したことがある制度

(小学生保護者)

「子どもの医療費助成」の割合が54.8%と最も高く、次いで「子どもの一時預かり（放課後児童クラブ、幼稚園や保育所の延長保育等を含む。）」の割合が38.9%、「保育所や幼稚園の利用料の減額や免除」の割合が23.0%となっています。

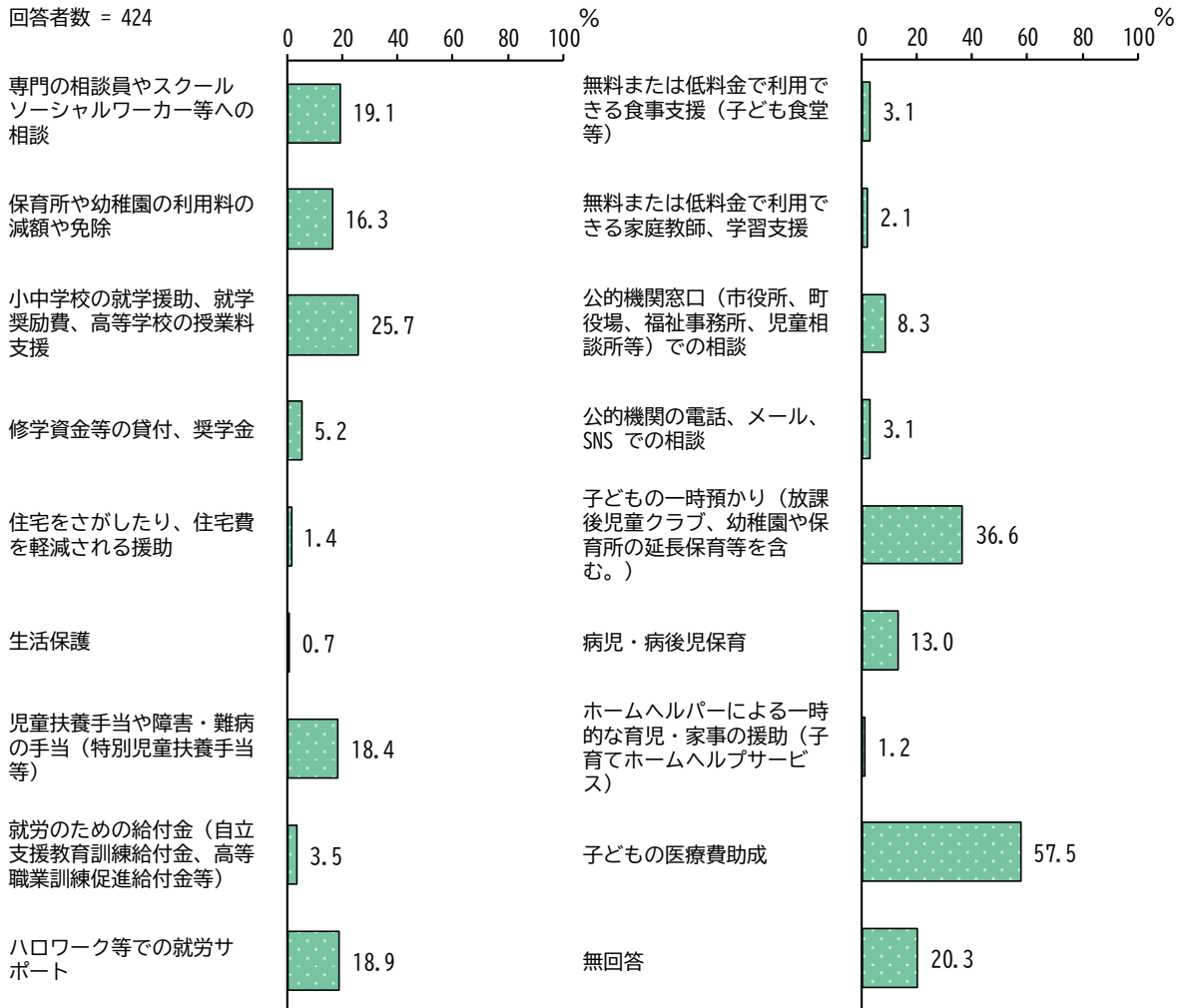
各種支援制度の利用がより促進されるよう、適切な情報提供が必要です。



（中学生保護者）

「子どもの医療費助成」の割合が57.5%と最も高く、次いで「子どもの一時預かり（放課後児童クラブ、幼稚園や保育所の延長保育等を含む。）」の割合が36.6%、「小中学校の就学援助、就学奨励費、高等学校の授業料支援」の割合が25.7%となっています。

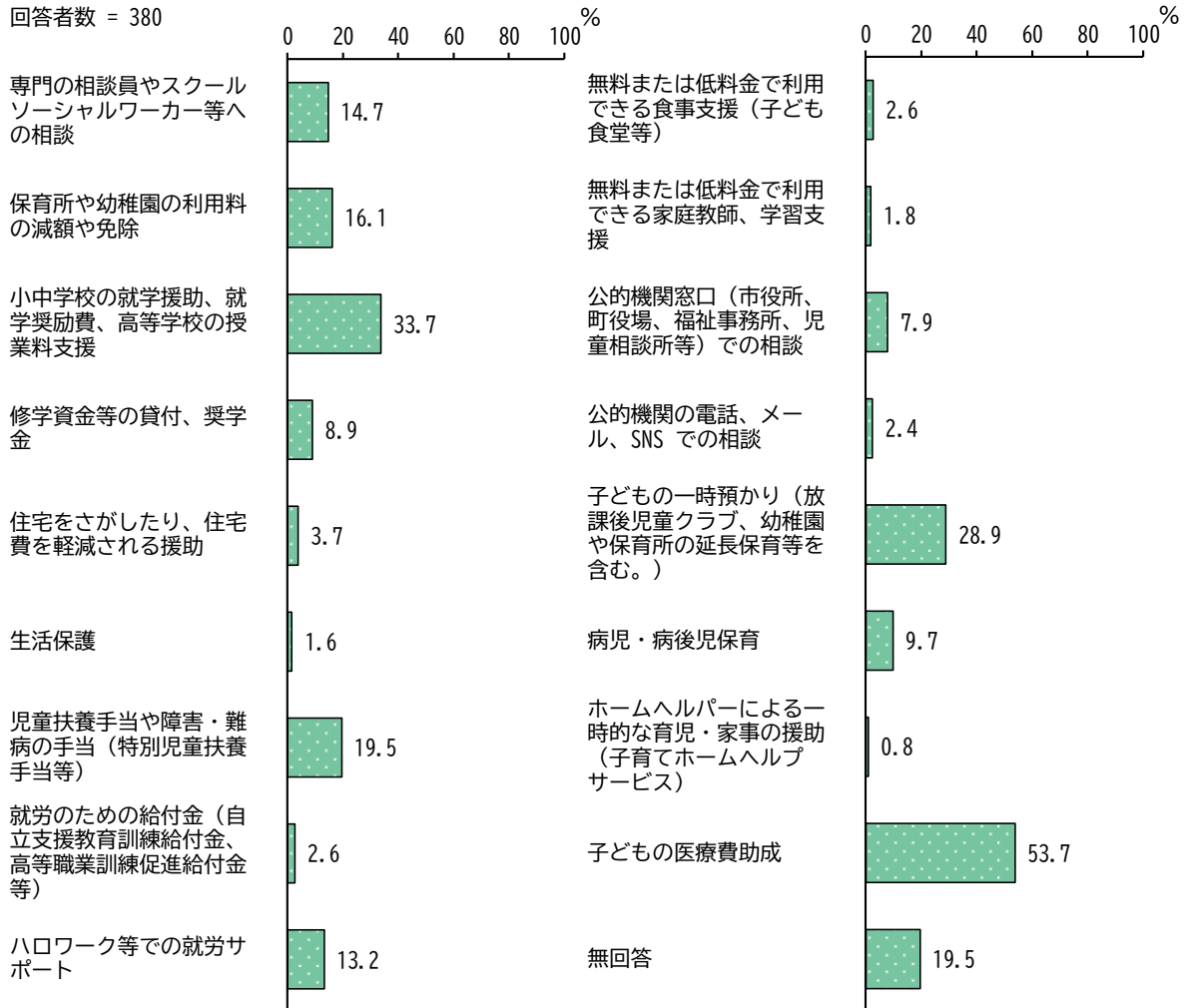
各種支援制度の利用がより促進されるよう、適切な情報提供が必要です。



（高校生保護者）

「子どもの医療費助成」の割合が53.7%と最も高く、次いで「小中学校の就学援助、就学奨励費、高等学校の授業料支援」の割合が33.7%、「子どもの一時預かり（放課後児童クラブ、幼稚園や保育所の延長保育等を含む。）」の割合が28.9%となっています。

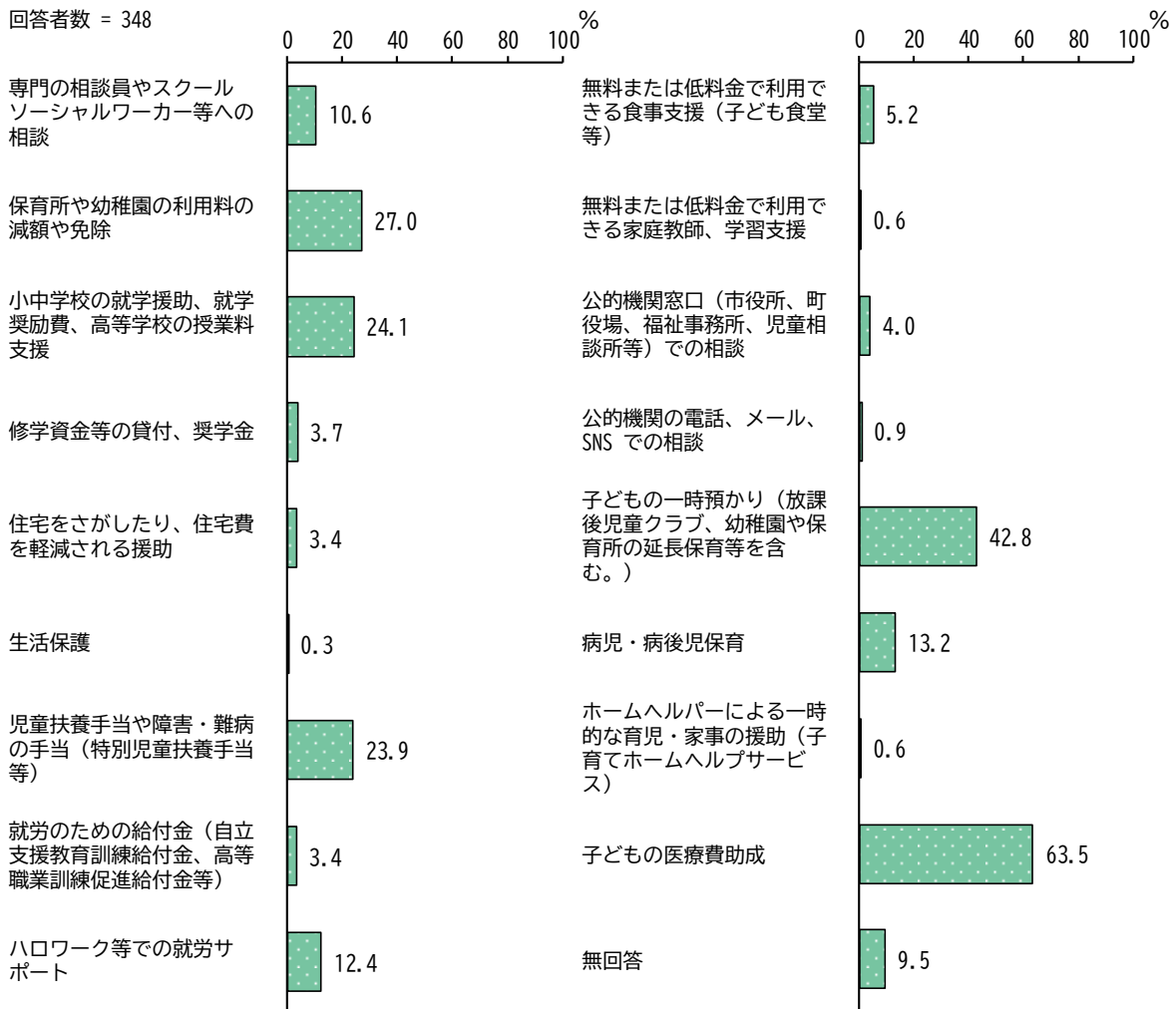
各種支援制度の利用がより促進されるよう、適切な情報提供が必要です。



⑤ 利用してよかった制度

(小学生保護者)

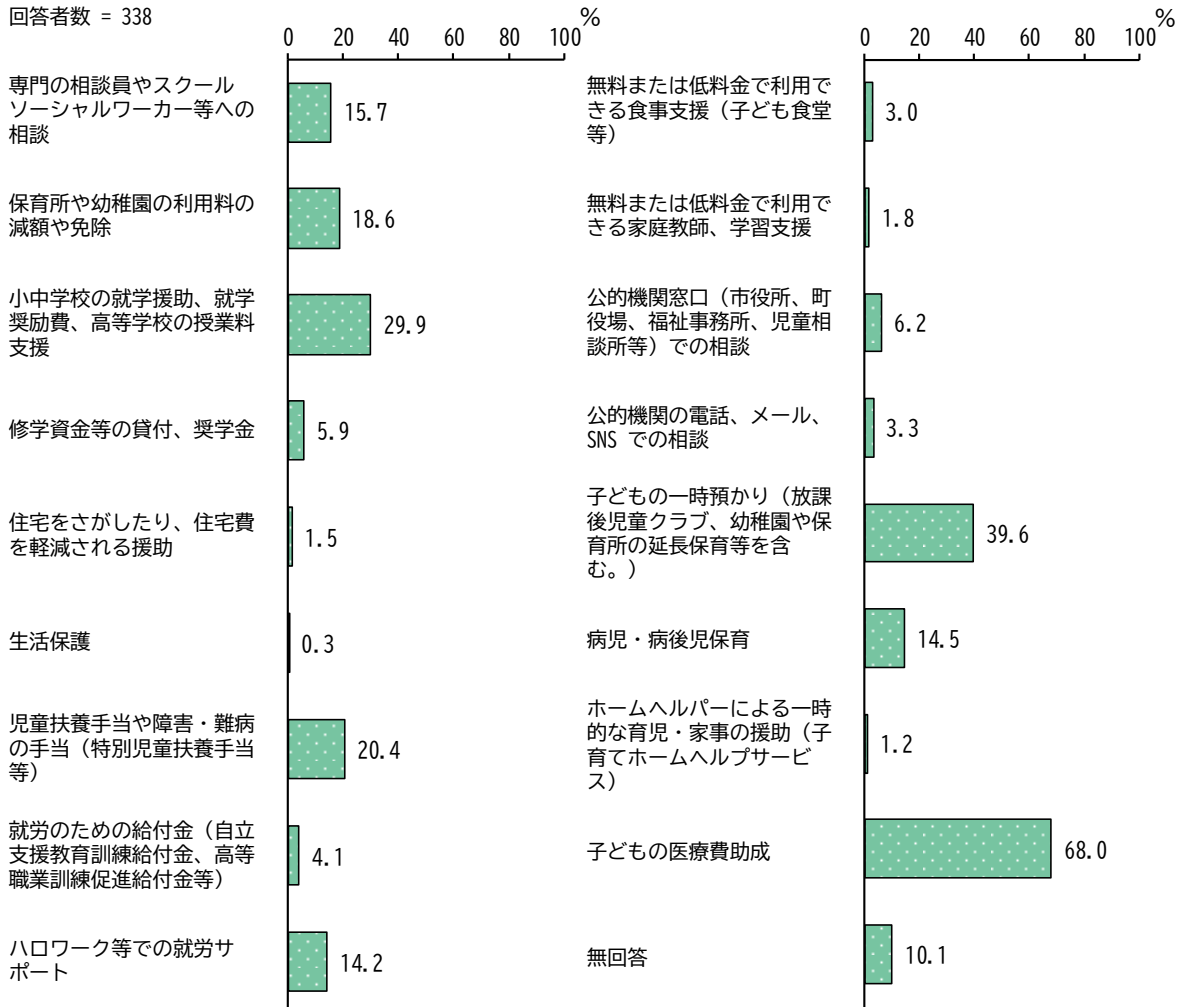
「子どもの医療費助成」の割合が63.5%と最も高く、次いで「子どもの一時預かり（放課後児童クラブ、幼稚園や保育所の延長保育等を含む。）」の割合が42.8%、「保育所や幼稚園の利用料の減額や免除」の割合が27.0%となっています。



(中学生保護者)

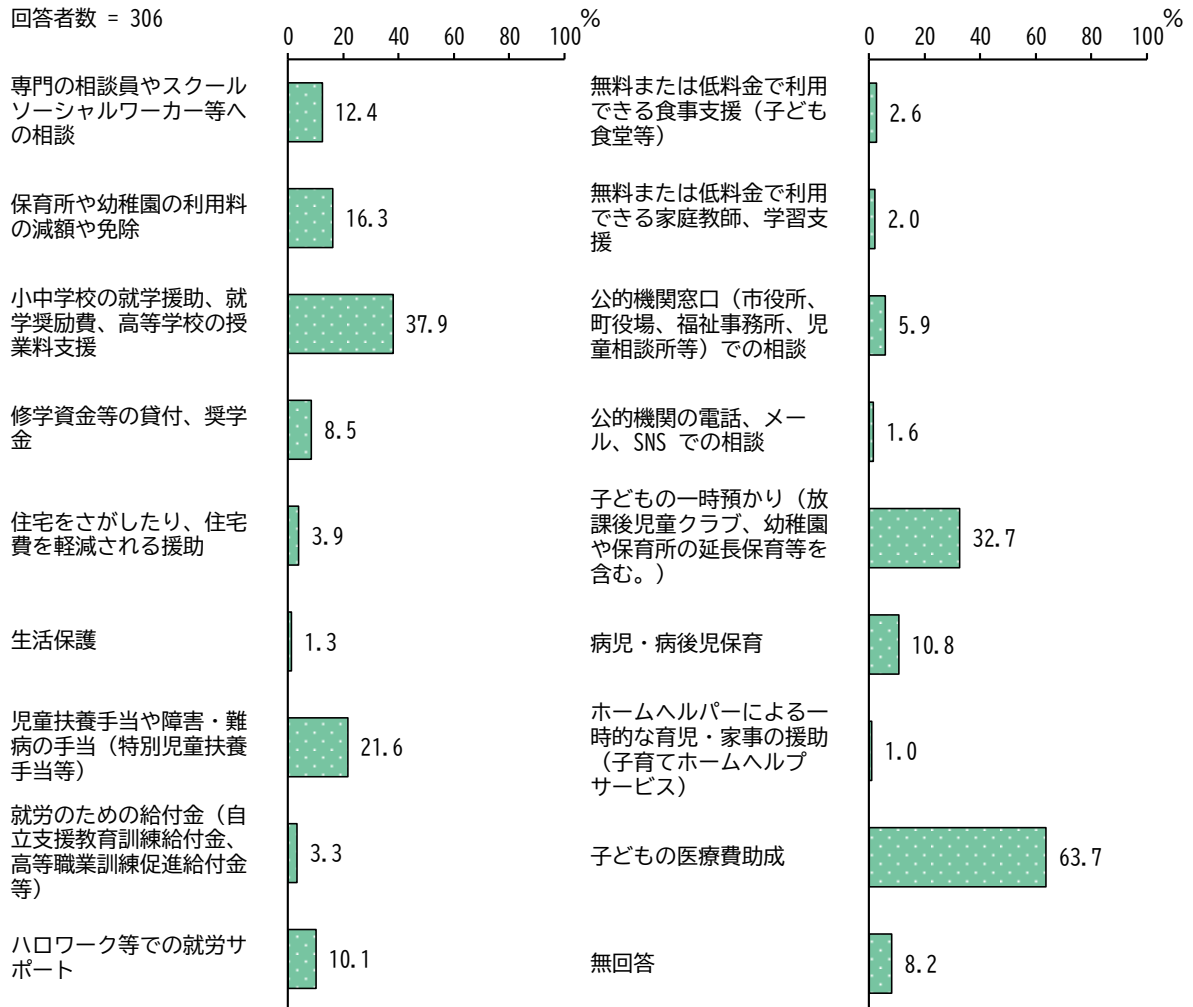
「子どもの医療費助成」の割合が68.0%と最も高く、次いで「子どもの一時預かり（放課後児童クラブ、幼稚園や保育所の延長保育等を含む。）」の割合が39.6%、「小中学校の就学援助、就学奨励費、高等学校の授業料支援」の割合が29.9%となっています。

回答者数 = 338



（高校生保護者）

「子どもの医療費助成」の割合が63.7%と最も高く、次いで「小中学校の就学援助、就学奨励費、高等学校の授業料支援」の割合が37.9%、「子どもの一時預かり（放課後児童クラブ、幼稚園や保育所の延長保育等を含む。）」の割合が32.7%となっています。



(5) 生活状況調査 小学生・中学生本人

① いつごろから、授業でわからないことがあるようになったか（小学生本人）

「5年生になってから」の割合が43.6%と最も高く、次いで「4年生のころ」の割合が24.2%、「3年生のころ」の割合が19.4%となっています。

個別最適な学びと協働的な学びの充実を図る必要があります。

回答者数 = 165

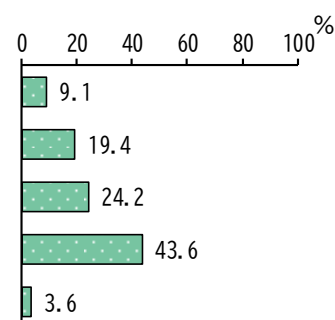
1・2年生のころ

3年生のころ

4年生のころ

5年生になってから

無回答



② 週にどのくらい、朝食を食べているか（小学生本人）

「毎日食べる（週7日）」の割合が87.2%と最も高くなっています。

一方、「週1～2日、ほとんど食べない」の割合が1.9%となっています。

欠食をなくすため、家庭、学校、地域が連携した食育の取組が必要です。

回答者数 = 414

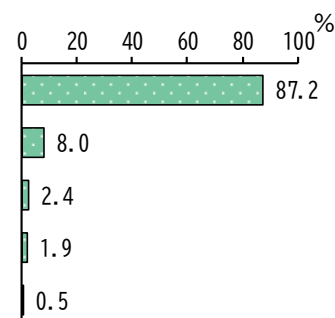
毎日食べる（週7日）

週5～6日

週3～4日

週1～2日、ほとんど食べない

無回答



③ 最近の生活の満足度（小学生本人）

「10 十分に満足している」の割合が29.2%と最も高く、次いで「8」の割合が19.3%、「7」、「9」の割合が12.3%となっています。

家庭、学校、地域が連携して、子どもの人権を尊重した環境づくりが必要です。

回答者数 = 414

0 まったく満足していない

1

2

3

4

5

6

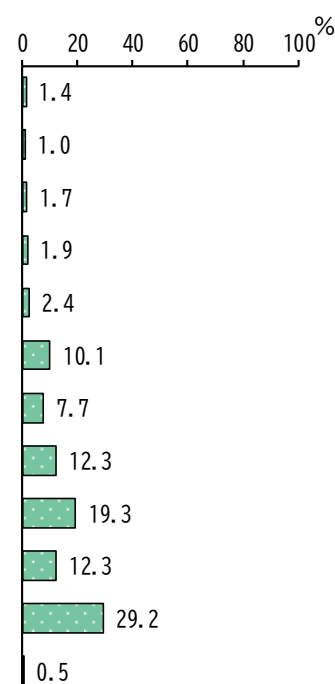
7

8

9

10 十分に満足している

無回答



④ いつごろから、授業でわからないことがあるようになったか（中学生本人）

「中学1年生のころ」の割合が47.4%と最も高く、次いで「中学2年生になってから」の割合が24.8%、「小学5・6年生のころ」の割合が18.7%となっています。

個別最適な学びと協働的な学びの充実を図る必要があります。

回答者数 = 230

小学1・2年生のころ

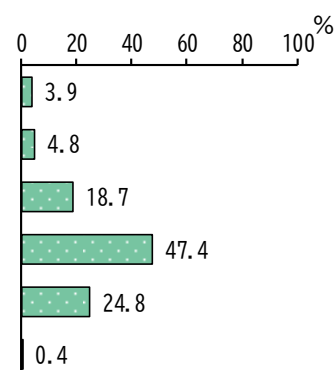
小学3・4年生のころ

小学5・6年生のころ

中学1年生のころ

中学2年生になってから

無回答



⑤ 週にどのくらい、朝食を食べているか（中学生本人）

「毎日食べる（週7日）」の割合が81.4%と最も高くなっています。

一方、「週1～2日、ほとんど食べない」の割合が6.6%となっています。

欠食をなくすため、家庭、学校、地域が連携した食育の取組が必要です。

回答者数 = 392

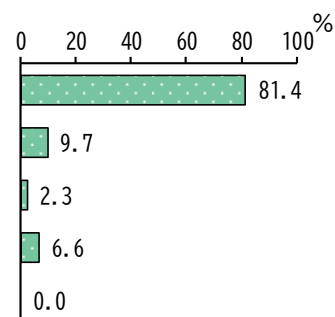
毎日食べる（週7日）

週5～6日

週3～4日

週1～2日、ほとんど食べない

無回答



⑥ 最近の生活の満足度（中学生本人）

「8」の割合が20.9%と最も高く、次いで「10 十分に満足している」の割合が17.6%、「7」の割合が15.3%となっています。

小学生と比較すると、全体として満足度が下がっています。

家庭、学校、地域が連携して、子どもの人権を尊重した環境づくりが必要です。

回答者数 = 392

0 まったく満足していない

1

2

3

4

5

6

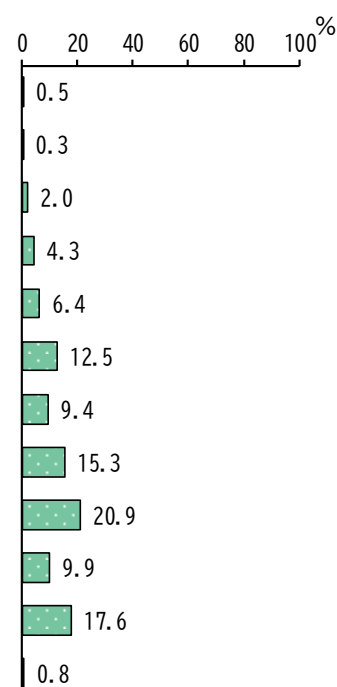
7

8

9

10 十分に満足している

無回答



(6) 生活状況調査 高校生本人

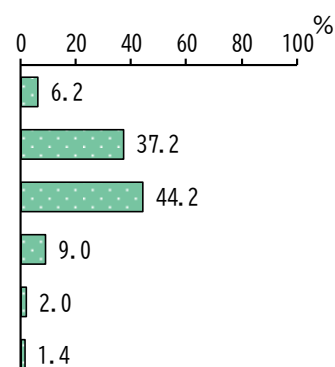
① 学校の授業がわからないことがあるか

「教科によってはわからないことがある」の割合が44.2%と最も高く、次いで「だいたいわかる」の割合が37.2%となっています。

個別最適な学びと協働的な学びの充実を図る必要があります。

回答者数 = 355

いつもわかる
だいたいわかる
教科によってはわからないことがある
わからないことが多い
ほとんどわからない
無回答



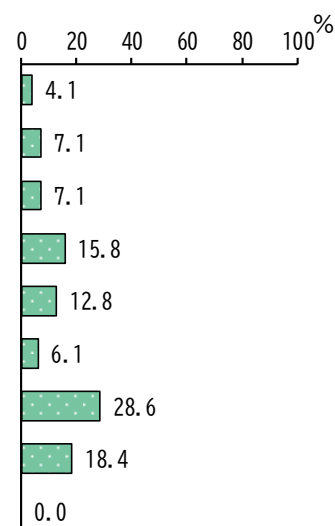
② いつごろから、授業でわからないことがあるようになったか

「高校1年生のころ」の割合が28.6%と最も高く、次いで「高校2年生になってから」の割合が18.4%、「中学1年生のころ」の割合が15.8%となっています。

個別最適な学びと協働的な学びの充実を図る必要があります。

回答者数 = 196

小学1・2年生のころ
小学3・4年生のころ
小学5・6年生のころ
中学1年生のころ
中学2年生のころ
中学3年生のころ
高校1年生のころ
高校2年生になってから
無回答



③ 最近の生活の満足度

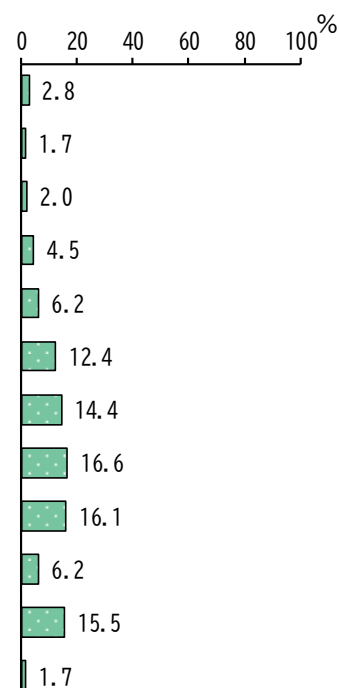
「7」の割合が16.6%と最も高く、次いで「8」の割合が16.1%、「10 十分に満足している」の割合が15.5%となっています。

小・中学生と比較すると、全体として満足度が下がっています。

家庭、学校、地域が連携して、子どもの人権を尊重した環境づくりが必要です。

回答者数 = 355

0 まったく満足していない
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10 十分に満足している
無回答



3 高松市子ども・子育てに関する現状と課題

第2期高松市子ども・子育て支援推進計画や高松市子どもの貧困対策推進計画についての課題や、こども大綱を踏まえた課題を整理しています。

(1) 子どもの成長への支援について

① 子どもの心身の健やかな育ちへの支援

本市では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供し、子どもの健やかな成長を支援しています。こども家庭センターを中心に、産婦が正しい知識を身につけ、新生児の健全な発育を促す産後ケア事業を推進しています。また、多胎育児家庭など、育児等の負担が大きく孤立しやすい家庭を妊娠期から支援し、感染症から子どもを守るために適切な時期での予防接種を勧奨しています。さらに、健康教育や相談事業の充実により、安心して子育てが行えるよう支援するとともに、乳幼児の疾病の早期発見や発達状況の確認に努めています。

ニーズ調査によると、就学前児童の保護者の81.5%が「祖父母等の親族」に子育てについて気軽に相談できると回答し、次いで「友人や知人」が66.8%、「幼稚園や保育所の先生」が45.1%でした。小学生保護者でも同様に「祖父母等の親族」が73.4%、「友人や知人」が69.6%、「学校の先生」が19.1%となっています。しかし、「気軽に相談できる人はいない」と答えた人もいるため、より多くの相談先や適切な情報提供が必要です。

思春期以降のひきこもりや摂食障害、精神疾患等の相談も実施しており、若年層に対しては、性感染症の正しい知識や情報を普及・啓発し、性感染症予防を図っています。また、喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の充実や、睡眠習慣・ゲーム依存等の正しい知識の普及啓発にも取り組んでいます。

小児救急医療体制の充実や、障がいや疾病により高度医療を必要とする家庭への医療費助成・給付を行っています。不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊に関する悩み等への相談支援も実施しています。今後も、子どもが地域でいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ることが必要です。また、小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保することが求められています。

さらに、家庭や地域への食に関する情報発信や、離乳食教室などの食育の推進により、子どもたちが望ましい食習慣を身に付けられるよう努めています。生活状況調査では、朝食を毎日食べない割合が小学生で12.3%、中学生で18.6%と学年が上がるにつれ増加傾向にあります。家庭での食事は家族とのコミュニケーションやマナーを学ぶ場でもあり、規則正しい食習慣や共食の推進など、家庭、学校、地域が連携した食育の取組が必要です。

② 健やかな成長を促す学びへの支援

本市における幼児教育・保育の質の向上は、乳幼児期の教育と保育が生涯にわたる人格形成の基礎であるとの認識に基づいています。「高松っ子いきいきプラン」に沿い、全ての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目指しています。幼稚園と保育所の機能を併せ持つ幼保連携型認定こども園への移行が進められ、就学前教育と小学校教育の接続を円滑にする取組も行っています。今後も、保護者の就労状況に応じた多様なニーズに対応するため、教育・保育サービスの充実の検討が必要とされています。

学校教育においては、少人数学級の推進や外国語指導助手の配置を通じて、総合的な学力向上を図っています。また、読書活動や体験活動を充実させ、子どもの健康保持や運動習慣の促進にも取り組んでいます。生活状況調査では、特に中学１年生や高校１年生において授業内容の理解に課題が見られ、学習サポートの強化が求められています。自己肯定感や道德教育の重要性も指摘されており、子どもの健全な育成に向けた取組が必要です。

いじめや不登校対策については、生徒指導体制の充実や関係機関との連携強化を図っています。いじめ防止対策推進法に基づく対応の徹底が求められ、子ども主体のいじめ防止教育の実施が重要視されています。全ての子どもが自分と他者の大切さを認識できるような教育が必要です。

体験学習や地域活動の充実も重視されており、子どもの創造性や社会性を育むための多様な活動の場を提供しています。保護者の意見を反映し、体験学習や、社会での活躍に向けた学びの機会を充実させることが求められています。

③ 配慮を要する子どもと保護者への支援

本市では、児童虐待を防止するために、子育てに困難を抱える家庭や子どものＳＯＳをできる限り早期に把握し、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークが一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化するとともに、児童相談所と連携して、虐待の重篤化を防止しています。

今後は、母子保健と児童福祉の協働により、子育てに困難を抱える家庭を漏れなく把握し、切れ目ない支援を行える体制整備が求められています。

障がいのある子どもへの支援にも努めており、啓発キャンペーンや相談体制の強化を通じて早期発見と療育を促進しています。

今後も、障がいのある子ども・若者の支援については、乳幼児健診等を活用し、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実していく必要があります。

また、地域生活支援拠点等の充実や相談支援事業所との連携などによる地域における障がい児や障がい者の支援体制の強化、保育所等におけるインクルージョンを推進することが必要です。

さらに、医療的ケア児、聴覚障がい児など専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化することが必要です。

また、障がいの特性や程度に応じて、一人一人の個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育と就学相談の充実が必要です。

ひとり親家庭への支援では、「たかまつひとり親家庭サポートブック」を作成し、ひとり親家庭に役立つ情報提供や相談支援を行い、経済的支援や就業支援を推進しています。

今後も、ひとり親家庭の生活安定を図るため、制度の更なる周知啓発や関係機関と連携して個別ニーズに応じた支援体制を充実していく必要があります。

社会的養育が必要な子どもへの支援では、児童相談所が主となって、社会的養育を必要とする子どもの保護や受け皿の確保・拡充等を行っています。

本市では、要保護児童対策地域協議会において、関係機関の情報や考え方を共有し、要保護児童等の早期発見や、適切な保護のための児童相談所との連携等を行っています。

こどもまんなか応援サポーターを宣言！

高松市は、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、令和5年11月22日（いい夫婦の日）に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を実施しました。

この日、市長が「こどもまんなか応援サポーター」として、高松琴平電気鉄道株式会社のマスコットキャラクター「ことちゃん」「ことみちゃん」とともに、子どもたちのためにできることを考え、実行していく決意を表明しました。

「こどもまんなか応援サポーター」は、子どもたちのために何がもっとも良いことをかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等のことを言います。

高松市は、この取り組みを通じて、地域全体で子どもたちを支え、よりよい未来を創り上げていくことを目指しています。

(2) 子育て家庭への支援について

① 地域における子育て支援

本市では、地域における子育て家庭への支援を強化するため、相談や交流の場を提供する子育て支援施設の充実を図ったり、子育て家庭が抱える不安感や孤立感を軽減するため、情報提供や施策の周知に努めています。また、特別な支援が必要な子どもが教育・保育施設を円滑に利用できるよう配慮し、保護者の多様なニーズに応じた支援施策を展開しています。

就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査では、地域子育て支援拠点事業の未利用者が69.7%となっていますが、今後の利用意向が23.0%となっており、保護者の就労増加に伴う生活様式の変化に対応した事業の工夫と周知が求められています。

家庭における教育力の向上を目指し、出産を迎える家族に対して体験教室を通じて子育てに関する知識を提供しています。また、子どもの健全な育成を促進するため、相談事業や講座を充実させ、読書活動の普及啓発にも力を入れています。今後は、県内の相談先に関する認知度向上が必要であり、保護者が家庭での教育を行うための支援を強化することが重要です。

経済的負担の軽減に関しては、医療費助成や保育料の軽減などを通じて、子育てに伴う経済的負担を軽減する取組を行っています。特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ家庭への支援が強化されています。ニーズ調査では、幼稚園や保育所にかかる費用負担の軽減を求める声が多くあり、今後も経済的支援の充実が求められています。

② 子育てと仕事の両立支援

本市では、子育てと仕事の両立支援に向けて多様な保育事業を提供しています。女性の就業率の上昇に対応し、保育所や放課後児童クラブの受け皿の確保、保護者のニーズに応じた延長保育や一時預かり、病児保育などのサービスを充実させ、保育士の質の向上にも取り組んでいます。また、認可外保育施設に対しても適切な指導監督を行い、安心して預けられる環境を整備しています。

就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査では、放課後の過ごし方として放課後児童クラブ（学童保育）を希望する人も多くなっています。自宅で過ごすことを希望する保護者も一定数いますが、地域の多様なニーズに応じたサービスの提供が求められています。放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、利用者の声に基づいたサービスの充実が必要です。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの推進においては、男女共同参画や働き方改革を進

めています。母親の育児休業取得率は高い一方で、父親の取得率は低く、育児休業を取りにくい職場環境も影響しています。今後は、育児休業が取得しやすい環境を整えるための啓発活動や、経済的負担を軽減する支援策の検討が重要です。また、男性の家事・子育てへの参画を促進し、組織の就労環境の見直しを進めることが求められています。

(3) 子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくりについて

① 子どもにとって安全・安心な環境づくり

子どもにとって安全で安心な環境を整えるため、本市では防犯、交通安全、そして防災対策を推進しています。また、学校、地域、家庭が連携し、子どもが自らの身を守るための学びを進めています。ニーズ調査によると、交通安全施設の整備が最も重要視されており、地域のパトロールや情報モラル教育も重要な取組とされています。子どもの安全を確保するための対策が求められています。

また、有害環境の浄化と青少年の非行防止においては、市民団体や関係機関と連携し、非行防止や健全育成に努めており、今後は相談支援や自立支援の推進が必要です。

子どもが安全に遊べる環境づくりも重要な課題です。公園や遊び場の整備を進め、地域の協力を得て居場所づくりに取り組んできました。ニーズ調査では、遊び場の不足が指摘されており、今後も環境整備が求められています。

さらに、子育て家庭に優しいまちづくりを進めるため、バリアフリー化や妊産婦への配慮が行われています。子育てしやすいまちと感じる人が多い一方で、改善が必要な点も指摘されています。今後も安全で安心な環境を整えるための取組が重要です。

② 子どもの成長・子育て家庭を支える人材育成とネットワークづくり

本市では、地域における多様な子育て支援活動の充実を図るため、人材の育成や活動団体への支援を進めています。

今後も、子ども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図れるよう支援することが必要です。

また、地域における身近な大人や若者、ボランティアやピアサポートができる人材など、多様な人材を確保・育成することが必要です。

本市では、子育て支援事業を実施する団体や個人間の連携・協働を図りながら、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進しています。

市の子育て支援事業については、今後も、サービス利用の必要性がある保護者が利用しやすい環境づくりを進め、生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援を維持できるよう、より多くの相談先や、適切な子育て支援サービスなどからの情報提供が必要です。

(4) 子どもの貧困対策計画についての現状と課題

本市では、子どもの貧困対策として、平成30年3月に「高松市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもやその保護者に対して、「教育の支援」、「生活の支援」、「就労・経済的な支援」、「制度利用・相談の支援」の4つを施策の柱とし、国や県、民間企業、地域団体と連携を図りながら、子どもの視点に立った各種の貧困対策事業に取り組んでいます。

生活状況調査では、小・中・高校生の保護者において、経済的（お金がない）な理由で、家族が必要とする食料・衣類が買えないことがあったかについて、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と答えた世帯は15.2%で、公共料金の「電気・ガス・水道」の未払いも発生しています。

若者のニーズ調査では、市が取り組む青少年や若者の政策に望むことについて、「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」が35.5%と最も高くなっています。

今後は、子どもの貧困対策では、児童扶養手当や就学援助など、また、ひとり親への助成・支援が求められるとともに、等価世帯収入の水準が低い世帯やひとり親世帯等に対しては生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援の充実が必要です。

連携協定を締結しています

高松市では、地域の様々な団体と連携協定を結び、子どもや子育て家庭への支援の輪を広げています。

- ・ 讃岐おもちゃ美術館

子育て世帯の交流促進や、木育と伝統工芸に触れる機会の提供を進めています。

- ・ 一般社団法人ロングスプーン協会

フードリボンプロジェクトの普及啓発や、子ども食堂との連携を強化しています。

これからも地域で共に手を取り合い、子どもたちを支える社会の実現を目指し、未来を担う全ての子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

(5) 新たな課題について

① 子ども・若者の権利

子ども・若者の権利に関する理解を深めるためには、こども基本法や子どもの権利条約の内容を広く周知することが重要です。ニーズ調査によると、子ども・若者の権利に対する認知度は低く、「暴力や言葉で傷つけないこと」や「自分の考えを自由に言えること」が重要視されています。今後は、権利の主体としての認識を高め、意見を表明する機会を多様な場で確保する必要があります。

② 若者の就労支援

若者の雇用に関する調査では、収入の少なさや立場の不安定さ、若者の転出が多いことが大きな懸念事項として挙げられています。若者の経済的基盤の安定と雇用対策が重要視されており、就職活動においてはマッチングの向上が求められています。また、早期離職を防ぎ、職業能力を培う支援が必要です。さらに、離職後の再就職支援も重要な課題です。

③ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

若者のニーズ調査では、64.1%の若者が結婚を希望している一方で、適切な相手との出会いや経済的な不安が結婚をためらわせる要因となっています。出会いの機会を創出する支援や、新生活のスタートアップ支援が求められています。

④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援

若者やその家族の悩みや不安に対する相談体制の充実も重要です。ニーズ調査では、ひきこもりの原因として、病気、就職活動、人間関係のつまずきが挙げられています。情報発信を強化し、悩みを抱える若者や家族への相談体制を整えることが必要です。

⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大における子どもの成長や子育て家庭への問題への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の時期に、学校の閉鎖やオンライン授業の普及により、人との関わりを極力とらない生活が増加し、友達や教師との直接的な交流が減少し、集団活動や自然体験活動が減少することで、他の家庭や地域のコミュニティとのつながりを保つことが難しくなり、子どもの成長に影響が出ています。また、保護者が精神的な不調を抱える家庭の子どもほど、コロナ禍で5歳時点での発達の遅れが顕著とされています。コミュニケーション能力を幼児期から小学校、中学校も含めて培うことが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「第7次高松市総合計画」のまちづくりの目標として、「誰もが自分らしく健やかに暮らせるまち」を目指しています。

この目標の実現に向けて、子育て支援分野では、子どもが健やかに生まれ育つ社会の形成を目指しています。

また、「こども大綱」において、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画」及び「高松市子どもの貧困対策推進計画」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、「こども大綱」の理念と「第7次高松市総合計画」に掲げる目標の実現に向けて、「すべての子ども・若者が 健やかに成長し 笑顔かがやくまち たかまつ」を基本理念とし、子ども・若者や、子育て世帯が、夢と希望を持ち、安心して暮らせるまちを目指します。

【 基 本 理 念 】

**すべての子ども・若者が 健やかに成長し
笑顔かがやくまち たかまつ**

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次のとおり3つの基本目標を定めます。

基本目標1 子どもの将来にわたる健やかな成長を支援します

子どもの幸せな将来の実現に向け、子どもの権利を尊重し、ライフステージに応じた子どもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組みます。子どもの自主性・社会性の育成や子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

また、将来のある子ども・若者の就労、結婚、子育てへの支援を図ります。

基本目標2 子育てや子ども・若者の成長を支援します

子ども・若者の権利の保障を踏まえた政策、支援の充実を図るとともに、多様な子ども・若者の居場所を確保します。また、貧困や障がいのある子ども・若者、支援が必要な子ども・若者とその保護者、児童虐待、ひきこもりの当事者等を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子ども・若者の特性に合わせた継続的な支援を充実します。

さらに、防犯・交通安全・防災対策に取り組み、妊婦や子ども・若者、子育て家庭にとって、安全・安心な環境の整備に努めます。

基本目標3 安心して子育てができる環境を確保します

地域における子育て支援活動の充実を図るため、人材育成や活動団体への支援、ネットワークづくりを推進し、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを目指します。

また、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を確保します。

さらに、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

3 数値目標

本市では、基本理念の実現を目指し、次のとおり、数値目標を定めます。

高松市は「子育てしやすいまちだと思ふ」
(どちらかと言えば子育てしやすいまちだと思ふを含む) 人の割合

区分	平成 25 年度 ニーズ調査	平成 30 年度 ニーズ調査	令和 6 年度 ニーズ調査	令和 11 年度 目標数値
就学前児童の 保護者	48.4% (39.9%)	84.7%	75.8%	90.0%
小学生の 保護者	45.0% (40.4%)	82.8%	75.4%	85.0%

注記：平成 25 年度は、「思ふ」、「思わない」、「どちらともいえない」、「その他」の 4 択であり、() 内は「どちらともいえない」と回答した割合

「生活に満足している」と思う子どもの割合

区分	令和 6 年度 ニーズ調査	令和 11 年度 目標数値
小学生本人	73.1%	80.0%
中学生本人	63.7%	70.0%
高校生本人	54.4%	70.0%

若者（18～39 歳）の、「自分が幸せだと思ふ」
(どちらかと言えばそう思ふを含む) 人の割合

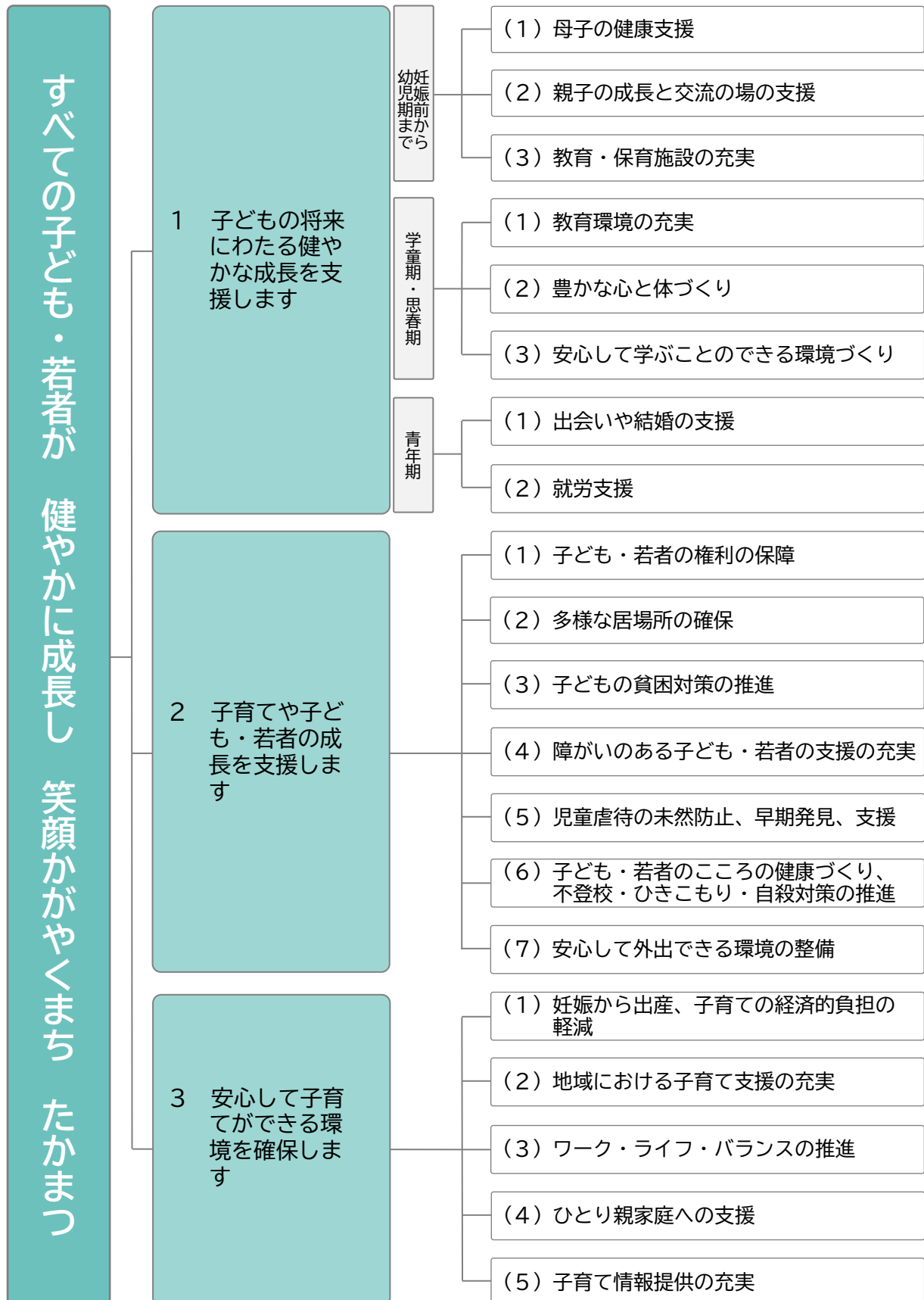
令和 6 年度 ニーズ調査	令和 11 年度 目標数値
87.7%	90.0%

4 体系図

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本施策 〕



第2部 各論

第1章

基本目標1 子どもの将来にわたる 健やかな成長を支援します

1 妊娠前から幼児期まで

【現状と課題】

○ 母子の健康支援

本市では、こども家庭センターを中心として、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、子どもの健やかな成長や発達を支援しています。

また、健康教育、相談事業等を充実し、安心して子育てが行えるような支援と乳幼児の疾病の早期発見や発達状況の確認に努めています。

今後も、妊娠・出産から安心して子育てができるよう、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

○ 親子の成長と交流の場の支援

本市では、出産を迎える家族が、子育てに関する正しい知識を身につけ、子育てへの関心を高めることができるよう、体験教室を行っています。

また、子どもの健全な育成を促すため、相談事業や講座・講演を充実させ、家庭・地域における教育力の向上に努めています。

今後も、保護者が家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進するとともに、ニーズに応じた様々な子育て支援を推進することが必要です。

○ 教育・保育施設の充実

本市では、乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、本市独自の教育・保育の考え方を示す「高松っ子いきいきプラン」に基づき、希望する全ての子どもに質の高い教育・保育を提供しています。

就学前児童の保護者のニーズ調査では、母親の就労状況をみると、フルタイムでの就労の割合が高く、前回調査より増加しており、今後も、共働き世帯や変則的な勤務をする保護者の多様なニーズに対応するため、柔軟な運営や利用者の声に基づいたサービスの充実が必要です。

基本施策（１）母子の健康支援

【基本方針】

- 健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境の整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
妊婦健康診査事業	母子健康法第13条の規定により、本市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。	健康づくり推進課
妊産婦歯科健康診査事業	妊産婦の歯科健診を行うことにより、妊婦の口腔保健の増進を図ります。	健康づくり推進課
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	健康づくり推進課
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする事業で、一定の期間、医療機関・助産所に入所、又は日帰りで通所し、母乳管理・もく浴の仕方・赤ちゃんのお世話について、自宅へ帰っても困らないように助産師等から具体的に教わることができます。	健康づくり推進課
産婦健康診査事業	産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）を実施することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。	健康づくり推進課
1か月児健康診査事業	新生児期特有の疾病の早期発見や育児の相談に対応するため、生後1か月頃に健康診査を実施します。	健康づくり推進課
乳児一般健康診査事業	疾病及び異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより、健康の保持増進を図るため、乳児期（1歳未満）に健康診査（2回）を実施します。	健康づくり推進課
1歳6か月児健康診査事業	疾病及び異常の早期発見、また、疾病の予防や育児指導等を行い、健康の保持増進を図ります。	健康づくり推進課
3歳児健康診査事業	身体発育及び精神発達の面から重要な時期である3歳児に対し、医師等による健診を行い、疾病や障がいの早期発見及び早期対応を図ります。	健康づくり推進課

事業名	内容	担当課
さくらんぼ教室 (マタニティ編) (子育て編)	多胎妊婦及び多胎育児中の家庭を対象に、多胎育児支援DVDの視聴や、多胎育児経験者との情報交換等により、多胎育児等についての知識や交流の場を提供します。	健康づくり推進課
多胎妊産婦支援事業	多胎妊産婦の負担感や孤立感の軽減を図るため、多胎妊婦や多胎家庭の元へ育児サポーターを派遣し、外出時の補助や日常の育児・家事に関する介助を行います。	健康づくり推進課
母子栄養食品支給事業	母と子の健康保持増進のために、妊産婦及び乳児に牛乳等を支給します。(対象者は、生活保護世帯・市民税非課税世帯・所得税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児)	健康づくり推進課
離乳食教室 わん・つー・すりー	離乳開始前から離乳完了前までの乳幼児の保護者等を対象に、子どもの食育や離乳食について講習会を行い、食育に関する意識の向上や望ましい食生活に関する知識の普及を図ります。	健康づくり推進課
4か月児相談・乳児相談事業	乳児の疾病、発達の遅れの早期発見や発育、栄養、育児等について助言し、健康の保持増進及び育児支援を行います。	健康づくり推進課
こども相談	精神発達の気になる幼児が健やかに成長するとともに、その保護者が安心して育児できるよう支援します。	健康づくり推進課
ことば相談	ことばの発達が気になる幼児を対象に、個別相談を行うことにより、幼児のことばの発達を促します。	健康づくり推進課
のびのび教室	精神発達面に課題のある幼児が、親子遊びを通してよりよい成長発達をし、親子の絆を深め、健やかに生活を送れるよう支援します。	健康づくり推進課
母子健康教育	乳幼児をもつ保護者等を対象に、育児等について正しい知識を普及し、子どもの健やかな成長、発達を促すため健康教育を行います。	健康づくり推進課
未熟児養育医療給付事業	母子保健法第20条に基づき、養育のため入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	健康づくり推進課
自立支援医療(育成医療)給付事業	児童福祉法に規定する身体上の障がいをもつ児童又は現存する疾患が、手術等の治療によって確実に効果が期待しうるものに医療の給付を行います。	健康づくり推進課
小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性疾病のうち、特定の疾病について医療費の助成を行い、経済的負担を軽減するとともに、児童の健全な育成、疾患についての医療の普及を図ります。	健康づくり推進課
不妊治療支援事業	体外受精・顕微授精の治療に要する費用への助成事業(高松市こうのとり応援事業)の実施や、先進医療に位置付けられた不育症検査費用への助成を行うほか、新たに、保険適用外の不育症検査費・治療費への助成事業を実施します。また、関係機関と連携し、不妊に関する悩み等への相談・支援を行うとともに、不妊治療と仕事の両立支援を図るため、事業主や治療を受けながら働いている方に対する周知・啓発等に取り組みます。	健康づくり推進課

事業名	内容	担当課
育児支援事業（ひまわり）	妊娠や育児への心配やとまどい等の育児不安を持つ保護者を対象に専門職による個別相談を行います。	健康づくり推進課
妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業	全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊婦であることの認定を受けた方に「妊婦支援給付金」を支給するとともに、妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型相談支援を継続的に実施することにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、必要なサービスに確実に結びつけます。	健康づくり推進課
相談事業（女性こころの相談）	男女共同参画センターにおいて、面談又は電話で、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介します。	人権・男女共同参画推進課
こども家庭センター事業	健康づくり推進課内に設置されていた「子育て世代包括支援センター」と、こども女性相談課内に設置されていた「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持した上で、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健、児童福祉の両機能の連携・協働を深めます。子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応します。	こども女性相談課 健康づくり推進課
在宅当番医制事業	休日（日曜・祝日）に診療を行う医療機関を確保することにより、休日昼間の初期救急医療体制を保持します。	保健医療政策課
夜間急病診療所事業	一般の医療機関が閉まる時間帯に診療を行い、重症患者を二次救急医療機関へ転送するなど、夜間における救急医療体制を保持します。	保健医療政策課
病院群輪番制事業	輪番制により準夜帯及び深夜帯における二次救急医療体制を確保します。	保健医療政策課
予防接種事業	予防接種法による定期予防接種 五種混合（四種混合、ヒブ）、二種混合、麻しん風しん、日本脳炎、ＢＣＧ、小児用肺炎球菌、Ｂ型肝炎、ロタウイルス、水痘及びＨＰＶワクチンの接種を勧奨します。 風しん抗体検査・風しん予防接種 妊娠を希望する女性とその配偶者で風しん抗体検査後、免疫が不十分である者へ麻しん風しんワクチン接種費用の一部を補助します。 骨髄移植等の医療行為により定期予防接種で獲得した免疫が消失又は低下した 20 歳未満の者を対象に、再接種に対する助成事業を実施します。	感染症対策課



3 歳児健康診査事業



こども家庭センター
（ネットワーク会議）



夜間急病診療所

基本施策（２）親子の成長と交流の場の支援

【基本方針】

- ・ 子育て中の保護者の仲間づくり、社会参加を促進するために、日常的に交流ができるような環境づくりに努め、地域子育て支援拠点事業等において、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。
- ・ 子どもの創造性や社会性を育むため、体験学習や地域活動などの充実を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子育て支援課 こども保育教育課
こども未来ネットワーク会議開催事業	地域ぐるみで幅広い分野での子育て支援を効果的に推進し、子育て支援事業を実施する団体や個人の相互交流・情報交換を行うなど、連携・協働を図りながら、各種事業の効率的な実施方法の検討や、利用者への情報発信などきめ細やかな施策・事業の展開に役立てるため、「こども未来ネットワーク会議」を開催します。	子育て支援課
動物とのふれあい事業	民間施設等と連携を図りながら、子どもが動物と触れ合う機会を創出し、命を大切にする心を育むための事業を実施します。	子育て支援課
子ども食堂等支援事業（再掲）	核家族や共働き、ひとり親家庭などの増加に伴い、一人で食事をする「孤食」となる子どもが増えている中、子どもの孤食を防止するほか、安らげる場所を確保するため、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援の場の推進を図ります。	子育て支援課



地域子育て支援拠点

事業名	内容	担当課
児童厚生施設管理運営事業（児童館事業）（再掲）	18 歳未満の全ての子どもを対象とし、児童館において、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもの心身ともに健やかな育成を図ります。	子育て支援課
こども家庭センター事業（再掲）	健康づくり推進課内に設置されていた「子育て世代包括支援センター」と、こども女性相談課内に設置されていた「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持した上で、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健、児童福祉の両機能の連携・協働を深めます。子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応します。	こども女性相談課 健康づくり推進課
地域子育て推進事業	核家族等の親が育児に不安を抱かないよう、保育所などを活用して、育児相談・子育てサークル支援等を行います。	こども保育教育課
地域に開かれた幼稚園づくり推進事業	幼稚園が地域の幼児教育のセンター的な役割を果たすことにより、地域全体の教育力の向上を図ります。	こども保育教育課
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）（再掲）	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる事業を行います。	こども保育教育課
こども未来館わくわく体験事業	こども未来館での様々な体験を通じて、子どもたちの夢を広げることを目的として、公募プログラム等を開催するとともに、開館記念日の11月23日には、こども未来館まつりを開催します。	こども未来館
子ども・子育て支援事業	みんなのひろばは、乳幼児と保護者が一緒に遊べるスペースとして、プレイルームは、幼児から小学2年生までの子どもと保護者が一緒に利用できるスペースとして、子どもと保護者の居場所を提供するとともに、子ども・子育ての相談対応を行います。	こども未来館
母子健康教育（再掲）	乳幼児をもつ保護者等を対象に、育児等について正しい知識を普及し、子どもの健やかな成長、発達を促すため健康教育を行います。	健康づくり推進課
さくらんぼ教室（マタニティ編）（子育て編）（再掲）	多胎妊婦及び多胎育児中の家庭を対象に、多胎育児支援DVDの視聴や、多胎育児経験者との情報交換等により、多胎育児等についての知識や交流の場を提供します。	健康づくり推進課
離乳食教室 わん・つー・すりー（再掲）	離乳開始前から離乳完了前までの乳幼児の保護者等を対象に、子どもの食育や離乳食について講習会を行い、食育に関する意識の向上や望ましい食生活に関する知識の普及を図ります。	健康づくり推進課
はじめてのパパママ教室	初めての出産を迎える夫婦を対象に、育児に対しての関心を高め、楽しい子育てができるよう体験学習や実習を行います。	健康づくり推進課

事業名	内容	担当課
親子農業体験教室（再掲）	地産地消や食育の推進を通じ、農業や食に対する理解を促進するため、未就学児や小学生とその保護者等を対象に、香南アグリーム等において、地場産農産物を活用した食育講座・収穫体験・料理教室等を実施します。	農林水産課
0才からのコンサート	乳幼児とその保護者（妊婦を含む）を対象に、親子で一緒に楽しめるクラシック・コンサートの鑑賞の機会を提供し、乳幼児をもつ保護者へのひとときの安らげる時間を提供するほか、乳幼児には幼い頃から音楽に触れる機会を提供し、音楽文化の創造に関心を深めることを目的とします。	文化芸術振興課
美術教育普及事業（再掲）	週末や長期休業期間を中心に、子ども向け又は親子向けの美術講座を開催し、現代のユニークかつ多様な素材や表現方法に触れてもらうことで、美術に対する関心を高め、美術的感性を養います。また、高松市美術館では「こども＋（こどもアートスペース）」も積極的に活用します。	美術館美術課
家庭教育応援講座	就学時健康診断等、多くの保護者が集まる機会を活用し、講座を実施する小学校等に対し、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、保護者を対象に子育てやしつけなどの家庭教育の在り方を見つめ直す機会を提供することで、家庭での教育力の向上を図ります。	生涯学習課
高松市きっずの森事業（再掲）	本市ホームページ「もっと高松」に設けている子ども向けサイト「きっずの森」において、子ども向け行事や図書館のおすすめの本等の情報を提供することで、子どもの体験活動や学習へのきっかけづくりを行います。	生涯学習課
未就学児の保護者向け「安全・安心なネット利用」講座（再掲）	インターネット利用の低年齢化を踏まえ、こども園、幼稚園を中心に、未就学児の保護者に対して、ネット・ゲーム依存対策を始めとする、安全・安心なインターネットの利用についての講話を行います。	少年育成センター
三世代交流事業	コミュニティセンターにおいて、子ども・親・子育てを終えた世代がそれぞれの役割を担い、つどい、交流できる場づくりを行います。	生涯学習センター
高松市子ども読書まつり	市民の子ども読書に関する意識を高め、家庭・学校・図書館での読書活動を推進するため、ボランティア、学校、企業等と連携し、子どもたちが楽しみながら本と出会う機会を提供します。	中央図書館



家庭教育応援講座

事業名	内容	担当課
各種子ども向け事業	絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、各種子ども向け参加行事を行うことで、楽しい読書体験を提供し、読書に興味を持たせ、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備します。	中央図書館
ブックスタート事業	健康づくり推進課及びブックスタートボランティアと連携、協力し、保健センターや保健ステーションで実施している4か月児相談時に、赤ちゃんとその保護者等に絵本パックを贈呈し、その利用方法と効用の説明を行うことで、発達段階に応じた読書活動を推進するとともに、生涯にわたる読書活動への動機付けを図ります。	中央図書館
子育て支援コーナー設置事業	図書館に求められる地域の課題解決支援の一環として、中央図書館に「子育て支援コーナー」を設置し、子育て中の家庭や、子育ての援助を行う地域の人々などを対象に、図書や情報を利用しやすいコーナーに取りまとめて、提供します。	中央図書館
児童館管理運営事業（再掲）	健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館の管理運営を行います。	人権・男女共同参画推進課
託児タイム事業	幼い子どもを持つ人が安心して、ふれあい交流サロン等を利用することができるよう、託児タイムを実施します。	人権・男女共同参画推進課



高松市子ども読書まつり



冬のおたのしみ会
(中央図書館 各種子ども向け事業)

子育て支援団体との協働

高松市は、地域の子育て支援団体の活動が活発なまちです。

これまで地域との協働により、地域子育て支援拠点（子育てひろば）の市内全域（31 か所）での開設や、中学生と乳幼児とのふれあい事業の市内各中学校での実施に取り組んできました。

団体ごとに特色ある取組を展開していて、また、団体間のネットワークが構築されており、事業の質の向上や支援の拡充に繋がっています。

これからも、地域と協働し、地域全体での子育て支援を推進します。

基本施策（３）教育・保育施設の充実

【基本方針】

- ・ 仕事と子育ての両立を支援するため、保育士の確保などによる待機児童の解消、一時預かり等の保育サービスの充実を図ります。
- ・ 全ての子どもたちの健やかな育ちを確保でき、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、学びと育ちの連続性の共通理解を含めた、職員間の連携や、職員の資質向上のための研修の充実に努めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
公立保育所・幼稚園施設整備事業	教育・保育環境の向上のため、公立保育所・幼稚園において大規模改修工事等を実施します。	こども保育教育課
私立保育所施設整備補助事業	保育環境改善のため、保育所等の施設・設備の整備を支援します。	こども保育教育課
保育所・幼稚園等への芸術士派遣事業	子どもの創造性を育む指導や援助の在り方についての取組を進めるため、絵画や造形などの専門家である芸術士を保育所・幼稚園等へ派遣し、それぞれの芸術分野を生かしながら、子どもが持っている感性や創造力を伸ばしていけるよう導きます。	こども保育教育課
掃除教育「ぴかぴかデー」	保護者や地域のコミュニティ協議会等との連携の下「ぴかぴかデー」として掃除教育を実践します。保護者や地域の方とともに園内及び周辺を掃除することで思いやりや社会貢献の精神を育みます。 市立幼稚園において、各校の実態に応じて、ぴかぴかデーを設定し、継続的に「掃除教育」に取り組みます。	こども保育教育課
延長保育事業	保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用時間以外の時間において、保育を行います。	こども保育教育課



保育所・幼稚園等への芸術士派遣事業

事業名	内容	担当課
休日保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、日曜、祝日の保育を実施します。	こども保育教育課
夜間保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、夜間の保育を実施します。	こども保育教育課
家庭支援推進保育事業	保育を行う上で、特に家庭環境等に配慮を要する児童について、きめ細やかな保育を実施します。	こども保育教育課
広域入所事業	里帰り出産などの理由により、居住地以外の市町村に所在する保育所等へ入所を希望する子育て家庭の保育ニーズに応えるため、広域入所(受託・委託)を円滑に実施します。	こども保育教育課
保育士確保対策事業	保育士不足傾向にある私立保育所等において、保育士を確保するため、期間限定で本市独自の事業を実施します。	こども保育教育課
認可外保育施設助成事業	認可外保育施設の保育水準及び入所児童の福祉の向上を図るため、施設の運営に要する費用の一部に対して補助します。	こども保育教育課
認可外保育施設入所児童健康診断助成事業	認可外保育施設に入所している児童の健康診断に要する費用を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全及び衛生の確保を図ります。	こども保育教育課
すこやか認定保育所助成事業	認可外保育施設の保育水準及び入所児童の福祉の向上を図るため、市が定める基準を満たした施設をすこやか認定保育所として認定するとともに、施設の運営に要する費用の一部を補助します。	こども保育教育課
農園体験・クッキング活動事業	栽培・収穫・調理を通して食に関する関心を高めたり、知識や技術が習得できるよう、農園体験やクッキング活動の推進を図ります。	こども保育教育課
給食担当者食育推進研修事業	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助や食事の提供ができるよう、保育所等給食担当者の研修会を実施し、資質の向上を図ります。	こども保育教育課
一時預かり事業	(幼稚園型) 幼稚園又は認定こども園が在園児を対象に、通常の教育時間の前後や、長期休業日等に一時的に子どもを預かり、必要な保護を行います。 (一般型・余裕活用型) 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所や認定こども園等で一時的に子どもを預かり、必要な保護を行います。	こども保育教育課
こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる事業を行います。	こども保育教育課
スポーツ士派遣事業	各種目の専門性を有したスポーツ士を市内の保育所等に派遣し、運動遊びを通して、就学前の子どもに、体を動かす楽しさを体験してもらい、幼児の体力向上と運動習慣の定着を図ります。	こども保育教育課

事業名	内容	担当課
学校教育における食育推進事業（再掲）	統一献立の一部変更を可能にし、各地域で特色ある給食を提供するとともに、朝日新町学校給食センターに市費栄養士を配置して食育の拠点として活用し、学校における食育推進の充実を図ります。	保健体育課
保こ幼・小連携・接続推進事業	「子どもの学びをつなぐ、持続可能な保こ幼・小連携・接続」を目指して、就学前施設で育まれた資質・能力を小学校教育を通じて更に伸ばしていくために、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校の教職員が、気軽に対話できる教職員関係の構築、子どもの学びの共有と分析、連携校区の実態に即した架け橋期のカリキュラムの充実、改善を重点とした取組を推進します。	総合教育センター 学校教育課 こども保育教育課
保育の質の向上のための研修事業	「第3期高松市教育振興基本計画」に示された子どもの資質・能力を高められるよう、「高松っ子いきいきプラン改訂版」等を踏まえ、保育所・こども園・幼稚園の教職員等を対象とした研修を行い、質の高い教育・保育を目指します。	総合教育センター



保育所・幼稚園等へのスポーツ士派遣事業

芸術士と子どもたち

高松市は、他市に先駆けて、「芸術士派遣事業」を実施しており、全国的にも注目されています。

この事業は、絵画や造形など様々な芸術分野に精通した「芸術士」を市内の保育所・こども園・幼稚園に派遣し、子どもたちの創造力を引き出す活動を行うものです。平成21年秋から始まったこの試みは、自治体が独自に取り組んだ保育支援の初の事例として、大きな反響を呼んでいます。

芸術士は、月2回のペースで各施設に訪れ、保育士や幼稚園教諭と連携しながら、子どもたちと一緒に絵を描いたり、造形をしたりします。その際、芸術士は子どもたちが自由に表現できるよう手助けをし、創造力や感性を育むためのアドバイスを行います。この取組は、子どもたちに新しい学びの場を提供し、創造的な人材を育てる一助となっています。

2 学童期・思春期

【現状と課題】

○ 教育環境の充実

本市では、総合的な学力向上を図るため、少人数学級の推進や外国語指導助手の配置など、きめ細やかな指導に取り組んでいます。また、豊かな人間性や社会性を育むため、読書活動や体験活動、就学前教育などの充実を進めています。

今後は、一人一人の子どもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、指導・運営体制の充実や一体的な推進が求められるほか、子どもの健全な育成を進めるため、自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育てるための、道徳教育や情報モラル教育の取組が必要です。

○ 豊かな心と体づくり

本市では、子どもの健康の保持増進のため、運動に親しむ習慣づくりや体力の向上に取り組んでいます。

また、喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育や、睡眠習慣・ゲーム依存等の正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

今後も、子どもの健全な育成を促すため、子どもの自己管理能力、コミュニケーション能力の育成や、体験学習や地域活動などの多様な活動の場を提供することが必要です。

○ 安心して学ぶことのできる環境づくり

本市では、放課後等に子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図っています。

就学前児童の保護者のニーズ調査では、前回調査と比べ、放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望が増加しており、その受け皿整備を着実に進め、安定的な運営を確保していくことが必要です。

また、自宅で過ごす子どもや自宅で過ごすことを希望する保護者も増えており、放課後児童クラブ（学童保育）以外の地域の子どもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

基本施策（１）教育環境の充実

【基本方針】

- ・ 子どもたち一人ひとりの状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸ばすきめ細かい教育を提供します。また、全ての子どもの学びを保障するため、家庭、地域及び関係機関と連携を図りながら、時代に応じた教育環境の整備・充実に努めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
親子体験教室（公文書館）	公文書館や所蔵資料への関心を高め、その意義を認識し理解を深めるとともに、施設や資料の利用促進を図ることを目的に、夏休みに親子対象の体験教室を通じ、公文書館等への理解を推進します。	総務課（公文書館）
スマートシティたかまつ推進事業（放課後FACT-ory）	子どもの学びを地域で支えるための「地域学習プラットフォーム」を構築し、子どもの興味や好奇心と、地域の企業や団体等が持つ様々な情報とを、デジタル技術によって結び付け、子どもの学習や体験の選択肢を広げます。	デジタル戦略課
平和啓発推進事業	戦争の悲惨さと平和の尊さを訴え、平和意識の啓発・普及を図るため、各種イベントを開催します。また、子どもたちが戦争を知り、自ら平和について考える場を提供するため、こども未来館学習と連携して、市内の小学校４年生などを対象に平和学習を実施します。	人権・男女共同参画推進課
中学生と乳幼児とのふれあい事業	命の大切さや子育てに関心を持つ機会を提供するため、中学生を対象に、乳幼児や保護者と出会い・ふれあい・交流する場を提供し、赤ちゃんとのかわり方や遊び方などの体験学習を行います。また、大学生等の若者世代がボランティアスタッフとして参加することで、就職や子育てについて前向きな気持ちを育む機会を提供します。	子育て支援課
保育体験事業（保育所・認定こども園）	小学・中学・高校・大学生が、男女の別なく、子育ての方法や喜びを体得できるよう、子育ての体験の機会を提供します。	こども保育教育課
こども未来館学習体験事業	子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、こども未来館学習（市内の小学４年生など）やチャレンジ教室、体験プログラム（アート、科学等）、プラネタリウム投影を実施するとともに、設備の充実を図ります。	こども未来館
こども未来館わくわく体験事業（再掲）	こども未来館での様々な体験を通じて、子どもたちの夢を広げることを目的として、公募プログラム等を開催するとともに、開館記念日の１１月２３日には、こども未来館まつりを開催します。	こども未来館

事業名	内容	担当課
環境学習支援事業	環境問題への意識啓発や環境に関する基本的知識の向上を図るため、環境活動団体と協力して、出前講座や環境ワークショップ、自然観察体験など、多様な環境学習を実施します。	環境総務課
南部クリーンセンター環境学習事業	自主企画事業である「施設見学・リサイクル工作会」では、万華鏡や円盤ホバークラフトなどの多彩なメニューのリサイクル工作を実施するほか、NPOを活用した「親子工作会」を開催します。また、一般の施設見学や小学4年生の「環境学習・施設見学」の際には、紙すきの体験講座を実施します。	南部クリーンセンター
水産教室事業	地場産の水産物のPRや水産業のイメージアップ、地域の人々との交流を通じた漁村の活性化を図るため、未就学児や小学生とその保護者等を対象に、料理教室や地引網体験などの水産体験教室を実施します。	農林水産課
市場DE自由研究	高松市の卸売市場の機能を皆様に知っていただくとともに夏休みの自由研究の題材として利用していただくため、夏休みに小学生親子を対象に、市場の仕組みや生鮮食料品等（水産物、青果物、花き）に関する体験講座や場内見学を実施します。	市場管理課
学校巡回芸術教室	小・中学生の情操教育の一助として、健全育成に資するため、学校巡回形式で、生の優良な芸術を鑑賞し、体験する機会を提供します。	文化芸術振興課
学校巡回能楽教室	小・中学生の情操教育の一助として、健全育成に資するため、学校巡回形式で、生の優良な芸術を鑑賞し、体験する機会を提供します。	文化芸術振興課
ものづくりふれあい教室	小・中学生を対象に、ものづくりの喜びを体験する機会を提供し、ものの大切さ、文化の創造に対する関心を深めます。	文化芸術振興課
親子文化財教室	文化財を身近に感じ、体験等を通じて後世へ継承していこうという意識を親子で共有することを目的として、小・中学生とその保護者を対象に、親子で郷土の歴史・民俗や文化を学習します。	文化財課
夏休みに郷土高松の歴史を探ろう	夏休みに郷土高松の歴史研究を計画している小・中学生のため、現地見学・収蔵資料活用等により、郷土の歴史をわかりやすく楽しく学び、自分の力で成果物を作り上げる場となる講座を開催します。	文化財課
教育普及事業（伝統文化教室、各種講座の開催）	伝統文化の継承や古代の人たちの生活・知恵を学び、ものづくりの楽しさを体験し、郷土の文化や歴史を学ぶことができる場となる講座を開催します。	文化財課
常設展・企画展無料開放	子どもにも親しみやすいロビー展示・歴史クイズの実施などを通じて、高校生以下の来館を促します。児童生徒の学習に資するため、各館において高校生以下の観覧料を無料とします。	文化財課

事業名	内容	担当課
教育普及事業（埋蔵文化財センター体験学習）	体験学習を通して、ものづくりの楽しさを教えるとともに、郷土の文化や原始古代の技術に触れる機会を提供します。 ・低融点合金を用いた鋳造体験 ・樹脂粘土を用いた瓦製作体験 ・軟石による勾玉製作体験 ・瓦型消しゴム制作体験 ・土器制作及び土器焼き	文化財課
美術展覧会事業	年間を通じて、高松市美術館においては4展程度の特別展と4期程度の常設展を、塩江美術館では6展程度の企画展と3期程度の常設展を開催する中で、効果的に子どもや家族連れにも楽しんでもらえるような企画を行います。また、高松市美術館では、エントランスホール等を活用した無料の企画展示を実施します。	美術館美術課
美術教育普及事業	週末や長期休業期間を中心に、子ども向け又は親子向けの美術講座を開催し、現代のユニークかつ多様な素材や表現方法に触れてもらうことで、美術に対する関心を高め、美術的感性を養います。また、高松市美術館では「こども＋（こどもアトスペース）」も積極的に活用します。	美術館美術課
常設展・特別展高校生以下観覧料無料	感性の発達が著しい時期に、良質の美術作品と間近に触れる機会を多く持ってもらうため、高校生以下の観覧料無料を継続します。	美術館美術課
水環境出前講座	台所や風呂、トイレなどの生活排水が、下水道や浄化槽によって、どのようにしてきれいになって川や海に戻るのかを知ってもらうため、関係機関との共催で学びの場を提供します。	下水道業務課
下水道施設見学	下水道事業への理解と関心を深めるため、下水道のしくみや役割等を学習する機会を提供します。	下水道施設課
外国人児童生徒等支援事業	外国人児童生徒等が在籍する小・中学校に、それぞれの外国語が堪能な者を定期的に派遣し、日本語指導や相談活動を行います。	学校教育課
学校図書館活性化推進事業	学校図書館用図書の一層の効果的活用を図るとともに、児童生徒の個性を伸ばす教育に資するため、学校図書館指導員を学校に配置し、情報提供等の支援を行います。	学校教育課
英語指導助手派遣事業	英語指導助手を招致し、高松市立学校に派遣することによって、英語教育の充実を図ります。	学校教育課
学校教育推進事業	総合的な学習の時間をはじめとする様々な教育活動の充実や、地域等の教育力の有効活用のために、各小・中学校に経費補助を行います。 小学校 47校2分校 中学校 22校2分校 研究指定校2校	学校教育課
学校・地域連携システム推進事業	学校が家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図るため、学校運営協議会を各小・中学校に設置します。	学校教育課

事業名	内容	担当課
市費講師配置事業	小・中学校のうち、へき地教育対象校、生徒指導困難校等に、教育の充実に資するため市費講師を配置します。	学校教育課
スクールサポートスタッフ配置事業	スクールサポートスタッフの配置により教職員の負担軽減を図ります。	学校教育課
学校図書館図書整備事業	高松市子ども読書活動推進計画に基づき、学校図書館図書資料の充実を図り、国の学校図書館用図書標準に沿った年次計画にて、学校図書館用図書の整備を図ります。	学校教育課
児童副読本支給事業	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努めます。	学校教育課
研究指定校研究推進事業	国・県から研究指定校等事業を受けることで、学校課題の解決及び学校教育活動の改善・充実を図るとともに、教職員の資質・能力の向上を図ります。	学校教育課
小中一貫・連携教育推進事業	全小・中学校において、次の三つの視点の具現化を図る取組を推進します。 ・ 9年間を見通した系統的な教育課程 ・ 共通の視点で取り組む豊かな交流活動 ・ 小・中学校の教職員の意識改革	学校教育課
職場見学・体験学習	小・中学校、高校において、企業等への職場見学・体験学習等を含む進路学習の充実を図ります。	学校教育課
学校週5日制対応事業	コミュニティセンターにおいて、学校週5日制に対応した各種講座やイベントを開催します。	生涯学習センター
学校人権教育推進事業	市立幼稚園・こども園、小学校、中学校、高等学校に対し、人権教育教職員研修会の開催等を行い、教職員の人権教育に対する資質向上を図ります。	人権教育課
サンクリスタル学習事業	中央図書館では、市内の小学校高学年を対象に、所蔵本の配置構成や利用（貸出・返却・レファレンス等）の仕方などについて説明し、利用者カードを作成して実際に本を借りてもらうなど、今後の図書館利用につながる学習を行います。	中央図書館 文化財課
教職員研修事業	・教職員研修・要請訪問を中心に、学校に伴走しながら支援する研修を充実させます。 ・全国教育研修プラットフォーム（Plant）の円滑な稼働を推進します。	総合教育センター
情報モラル等指導支援事業	インターネットや各種アプリ等の利用に伴うトラブルから児童生徒を守るため、教職員を対象とした研修会を実施するとともに、アンケート調査等を通して実態把握に努め、「第2期高松市 ICT教育推進計画」に基づき、情報モラル・セキュリティに関する教育の推進を図ります。	総合教育センター
教育の情報化推進事業	情報モラル・セキュリティを含む児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、国の整備方針及び「第2期高松市 ICT教育推進計画」に沿って小・中学校に情報機器を配置するほか、情報モラル・セキュリティに関する教員の資質や指導力の向上を図ります。	総合教育センター

事業名	内容	担当課
保こ幼・小連携・接続 推進事業（再掲）	「子どもの学びをつなぐ、持続可能な保こ幼・小連携・接続」を目指して、就学前施設で育まれた資質・能力を小学校教育を通じて更に伸ばしていくために、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校の教職員が、気軽に対話できる教職員関係の構築、子どもの学びの共有と分析、連携校区の実態に即した架け橋期のカリキュラムの充実、改善を重点とした取組を推進します。	総合教育センター 学校教育課 こども保育教育課



親子体験教室(公文書館)



中学生と乳幼児とのふれあい事業



環境学習支援事業
(リサイクル工作)



教育普及事業
(伝統文化教室、各種講座の開催)



美術展覧会事業



水環境出前講座

基本施策（２）豊かな心と体づくり

【基本方針】

- ・心と体の健康づくりを通じて、自身の健康・体力についての関心を高め、自己管理能力を高めたり、主体性やコミュニケーション能力を育成します。
- ・体験学習や地域活動などの多様な活動の場を提供し、子どもの健全な育成を促します。

【取組】

事業名	内容	担当課
健康相談事業	こころの健康相談として、思春期以降に発生することが多いひきこもりや摂食障害、精神疾患等の相談を行います。	健康づくり推進課
若者層啓発事業	高校文化祭等の機会を利用し、こころの健康や睡眠、ゲーム依存等について正しい知識を普及することで、その予防を図ります。	健康づくり推進課
高松市食生活改善推進協議会活動「親子の楽しいクッキング教室」	親子や各世代のふれあいを通して、料理を作る楽しさを感じ、食生活への関心を高められるよう、食育の推進を図ります。	健康づくり推進課
親子農業体験教室	地産地消や食育の推進を通じ、農業や食に対する理解を促進するため、未就学児や小学生とその保護者などを対象に、香南アグリーム等において、地場産農産物を活用した食育講座・収穫体験・料理教室等を実施します。	農林水産課
スポーツレクリエーションイベント開催事業	スポーツ実施率の向上を目指し、市民参加型のイベントとして、高松スポーツカーニバルやトリムの祭典、高松スポーツ・健康感謝祭を開催します。	スポーツ振興課
いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置）（再掲）	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動などの早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
喫煙・飲酒、薬物乱用対策事業	小学校から高校において、発達段階を踏まえた薬物乱用防止教育を学校教育全体を通じて行い、中学・高校においては薬物乱用防止教室の開催を推進します。	保健体育課
学校給食推進事業	子どもたちが学校給食を通じて、正しい食習慣や健康管理能力を身に付けることができるよう、給食関係職員への研修等により、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、各衛生検査の実施により、衛生管理の徹底を図ります。	保健体育課
学校教育における食育推進事業	統一献立の一部変更を可能にし、各地域で特色ある給食を提供するとともに、朝日新町学校給食センターに市費栄養士を配置して食育の拠点として活用し、学校における食育推進の充実を図ります。	保健体育課

事業名	内容	担当課
生徒等健康診断事業	児童生徒等の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、学校保健安全法に基づき、毎学年6月末までに児童生徒等の健康診断を実施するとともに、翌年度に小学校に就学する児童の健康状態等を把握するため、学校保健安全法に基づき健康診断を実施します。 また、小児生活習慣病予防検診を小学校の全4年生及び中学校1年生の抽出者を対象に実施します。	保健体育課
学校体育推進事業	児童生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、体力・運動能力向上や基礎体力の養成を図るため、体育大会等を開催します。 また、大会等に参加することで、児童生徒の相互の友情を深めるとともに、教職員の体育指導の資質を高めるなど、体育の充実発展と心身ともに健全な児童生徒の育成を図ります。	保健体育課
早寝早起き朝ごはん運動啓発事業	子どもの生活リズムの向上を図るため、保護者に対し、早寝早起き朝ごはんを啓発するチラシ等を配布するとともに、小・中学校の児童生徒を対象に生活リズムチェック事業を実施し、自らの生活習慣を見つめ直すきっかけを提供します。	生涯学習課
新春子どもフェスティバル	親子、家族連れや友達と一緒に楽しい行事に参加することによって、寒さに負けない元気な子どもの育成を図るとともに、子ども会活動の発展に資するために実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
子ども会フットボール大会	子どもたちが、スポーツを通して交流しながら、互いに友情を育むことで、健康で明るい子どもの育成を図るとともに、子ども会活動の発展に資するために実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
三世代交流事業（再掲）	コミュニティセンターにおいて、子ども・親・子育てを終えた世代がそれぞれの役割を担い、つどい、交流できる場づくりを行います。	生涯学習センター
まなびの場づくり事業（再掲）	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組みます。	生涯学習センター
子ども読書まつり（再掲）	市民の子ども読書に関する意識を高め、家庭・学校・図書館での読書活動を推進するため、ボランティア、学校、企業等と連携し、子どもたちが楽しみながら本と出会う機会を提供します。	中央図書館
各種子ども向け事業（再掲）	絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、各種子ども向け参加行事を行うことで、楽しい読書体験を提供し、読書に興味を持たせ、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備します。	中央図書館

事業名	内容	担当課
不登校対策事業（再掲）	不登校児童生徒を支援し、社会的自立を目指せるよう、学校、家庭、関係機関等と連携します。 ・教職員を対象に研修を行い、不登校児童生徒理解や教育相談体制の向上を図ります。 ・教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」「みなみ」やフレンドシップ事業の運営を通して、体験活動等による児童生徒の社会的自立を目指します。 ・学力補充のため、不登校や不登校傾向のある小・中学生に、自宅でＩＣＴを活用して学習できるシステムを提供します。 ・不登校の子どもをもつ保護者への支援のため、カウンセラーによる教育相談やいじめ不登校相談電話、不登校を考える会などを実施します。 ・有識者で構成する援助推進委員会を年２回開催し、事業の改善・見直しを行います。	総合教育センター
子ども食堂等支援事業（再掲）	核家族や共働き、ひとり親家庭などの増加に伴い、一人で食事をする「孤食」となる子どもが増えている中、子どもの孤食を防止するほか、安らげる場所を確保するため、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援の場の推進を図ります。	子育て支援課
児童厚生施設管理運営事業（児童館事業）（再掲）	18歳未満の全ての子どもを対象とし、児童館において、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもの心身ともに健やかな育成を図ります。	子育て支援課
動物とのふれあい事業（再掲）	民間施設等と連携を図りながら、子どもが動物と触れ合う機会を創出し、命を大切にする心を育むための事業を実施します。	子育て支援課
子ども・子育て支援事業（再掲）	みんなのひろばは、乳幼児と保護者が一緒に遊べるスペースとして、プレイルームは、幼児から小学２年生までの子どもと保護者が一緒に利用できるスペースとして、子どもと保護者の居場所を提供するとともに、子ども・子育ての相談対応を行います。	こども未来館
各種相談事業	子どもの基本的人権を尊重し、擁護するため、人権・男女共同参画推進課、文化センターで随時、人権相談を実施します。	人権・男女共同参画推進課
児童館管理運営事業（再掲）	健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館の管理運営を行います。	人権・男女共同参画推進課



高松市食生活改善推進協議会活動
「親子の楽しいクッキング教室」



スポーツレクリエーション
の開催



子ども会
フットベースボール大会

基本施策（３）安心して学ぶことのできる環境づくり

【基本方針】

- ・ 子どもの学びや遊び場としての放課後子ども教室、児童館や放課後児童クラブ等において、それぞれの事業を、単独又は連携しながら実施し、子どもが安心して学ぶことができる環境づくりを積極的に推進します。

【取組】

事業名	内容	担当課
放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
連携型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進	同一の小中学校区内での、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては、両事業の連携を推進し、両事業の参加児童が交流できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。	子育て支援課
児童厚生施設管理運営事業（児童館事業）（再掲）	18歳未満の全ての子どもを対象とし、児童館において、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもの心身ともに健やかな育成を図ります。	子育て支援課
放課後児童クラブ事業（再掲）	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
児童館管理運営事業（再掲）	健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館の管理運営を行います。	人権・男女共同参画推進課
外国人児童生徒等支援事業（再掲）	外国人児童生徒等が在籍する小・中学校に、それぞれの外国語が堪能な者を定期的に派遣し、日本語指導や相談活動を行います。	学校教育課



放課後子ども教室

3 青年期

【 現状と課題 】

○ 出会いや結婚の支援

若者のニーズ調査では、現在結婚について抱いている不安について、「適当な相手にめぐりあえるか」、「経済的な面」、「自分の自由な時間をもてるか」の順に高くなっています。

出会いの機会・場の創出支援について、効果的な取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させることが必要です。また、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進することが必要です。

○ 就労支援

若者のニーズ調査では、現在の雇用形態について不安なことについて、「収入が少ない」、「立場が不安定」の順に高くなっています。

若者の就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行うことが必要です。

基本施策（１）出会いや結婚の支援

【基本方針】

- ・ 若者の出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。
- ・ 結婚・子育てなどのライフデザインを考えるきっかけづくりに努めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
婚活イベント等の情報提供	結婚を希望する男女の出会いの機会を創出するため、香川県主体のかかわ縁結び支援センター事業により展開されている縁結びイベントや婚活セミナーなどに関する情報発信に加え、登録等の特設会場の提供などの協力を行います。	子育て支援課
香川県結婚支援連絡会議への参加	結婚支援施策を、市町、企業・団体と一体的に推進するため、香川県結婚支援連絡会議を通じて、県内の市町及び企業・団体との情報共有や意見交換に努めます。	子育て支援課
中学生と乳幼児とのふれあい事業（再掲）	命の大切さや子育てに関心を持つ機会を提供するため、中学生を対象に、乳幼児や保護者と出会い・ふれあい・交流する場を提供し、赤ちゃんとのかわり方や遊び方などの体験学習を行います。 また、大学生等の若者世代がボランティアスタッフとして参加することで、就職や子育てについて前向きな気持ちを育む機会を提供します。	子育て支援課
保育体験事業（保育所・認定こども園）（再掲）	小学・中学・高校・大学生が、男女の別なく、子育ての方法や喜びを体得できるよう、子育ての体験の機会を提供します。	こども保育教育課



▼ 結婚に関する情報提供
(本市ホームページ)



基本施策（２）就労支援

【基本方針】

- ・ 若者の定着を促進するとともに、奨学金の返還を支援したり、合同就職面接会等を開催するなど、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。

【取組】

事業名	内容	担当課
高松市大学生Uターン就職支援事業	東京圏の大学を卒業した学生の地元就職を支援し、若い世代の定住の促進に資するため、香川県と連携しながら、大学の卒業年度の6月1日以降に内定企業が行った採用選考の受験に要する交通費に2分の1を乗じて得た額を支援します。	政策課
高松市奨学金返還支援事業	若者の定着を促進するとともに、中小企業の人材確保に資するため、大学等の高等教育機関を卒業後に市内の中小企業に勤務する者が在学中に借り入れた奨学金の返還額の一部を、支援します。	政策課
スマートシティたかまつ推進事業（放課後FACT-ory）（再掲）	子どもの学びを地域で支えるための「地域学習プラットフォーム」を構築し、子どもの興味や好奇心と、地域の企業や団体等が持つ様々な情報とを、デジタル技術によって結び付け、子どもの学習や体験の選択肢を広げます。	デジタル戦略課
高松市若者支援協議会の運営	社会生活を円滑に営む上での困難を有するおおむね15歳以上40歳未満の若者及びその家族を包括的に支援するため、子ども・若者支援地域協議会として、高松市若者支援協議会を設置し、関係機関が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図ります。	地域共生社会推進課
合同就職面接（説明）会の開催	新規卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接（説明）会を商工会議所、香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催します。	産業振興課



高松市奨学金返還支援事業



合同就職面接（説明）会の開催



第2章

基本目標2 子育てや子ども・若者の成長を支援します

【現状と課題】

○ 子ども・若者の権利の保障

子どもの権利条約の認知度が低いことから、全ての子ども・若者に対して、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発に取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知することが重要です。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども・若者の多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図るため、子どもや若者が自由に意見を表すことができる機会を確保していく必要があります。

○ 多様な居場所の確保

本市では、子どもの創造性や積極性、社会性を養うため、関係団体等と連携し、多様な活動の場や機会を提供しています。

また、高齢者や子育て経験者など、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちが心安らぐ居場所づくりに努めています。

今後も、子どもが、安全・安心にのびのびと遊ぶことができる環境の整備や、地域にある多様な居場所、児童館や図書館などの社会教育施設等について、子どもや若者にとってよりよい居場所となるよう取り組むなど、こども家庭庁の示す「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、子どもや若者の声を聴きながら居場所づくりを推進することが必要です。

○ 子どもの貧困対策の推進

本市での子どもの貧困対策は、平成30年3月策定の「高松市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、「教育の支援」、「生活の支援」、「就労・経済的な支援」、「制度利用・相談の支援」の4つを施策の柱として、各種の貧困対策事業に取り組んできました。

引き続き、子どもの貧困対策として、経済的支援を推進するとともに、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援の充実が必要です。

○ 障がいのある子ども・若者の支援の充実

本市では、特別な支援が必要な子ども・若者や保護者に対し、きめ細やかな支援の充実を図るとともに、障がい児、障がい者やその家族が地域社会で安心して生活できるよう、

福祉サービスの充実を図るとともに、経済的負担を軽減するため、医療費等の助成・給付を行っています。

今後も、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実していく必要があります。

また、障がいの特性や程度に応じて、一人一人の個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育と就学相談などの充実が必要です。

○ 児童虐待の未然防止、早期発見、支援

本市では、こども家庭センターを核にして、母子保健と児童福祉の連携による相談体制の充実強化を図るとともに、地域における児童虐待の未然防止・早期発見のためのネットワークづくりを進めています。

また、育児について不安や負担感を抱える妊産婦・保護者が、安心して育児ができるよう、訪問による家事・育児支援や短期入所支援などを行っています。

今後は、親子関係の構築に向けた支援や、通所型支援についても行えるよう、関係機関との連携による体制整備を進めることが必要です。

○ 子ども・若者のこころの健康づくり、不登校・ひきこもり・自殺対策の推進

本市の小・中学校の不登校等の状況は、年々増加傾向にあります。

また、若者のニーズ調査によると、ひきこもり傾向の人や自殺を考えたことがある人が一定数います。

様々な媒体を用いた情報発信とともに、健康や進路、仕事、人間関係などの悩みに対する相談体制の充実や、いじめ問題の早期発見・早期対応、未然防止の取組等を強化することが必要です。

○ 安心して外出できる環境の整備

本市では、子どもが犯罪や事故等に巻き込まれないよう、学校、地域、家庭が連携・協働しながら、犯罪の未然防止や交通安全対策、防災対策に努めています。

また、子どもが犯罪や事故、災害から自分で自分の身を守ることができるよう、学校や家庭、地域において学習を進めています。

引き続き、行政、学校、地域等、関係機関との連携・協力の強化を図るとともに、防犯・防災・交通安全教育に取り組むことが必要です。

基本施策（１）子ども・若者の権利の保障

【基本方針】

- ・全ての市民に子ども・若者の権利について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。
- ・子ども・若者の意見表明の機会を確保するため、意見箱を設置します。
- ・ヤングケアラーや要保護児童等の早期発見と適切な対応をするために関係機関と連携し各種支援事業を行います。

【取組】

事業名	内容	担当課
人権啓発活動事業	人権をテーマとした公演やパネル展、幼児・児童生徒・保護者・企業・地域コミュニティ等による人権に関する発表、作文朗読、コンサート及び講演などを内容とするイベントを開催し、広く市民の人権意識の高揚を図ります。	人権・男女共同参画推進課 人権教育課
人権啓発推進事業	「高松市人権擁護に関する条例」等の啓発推進、関係団体への参画、人権相談を行います。	人権・男女共同参画推進課
子どもの権利の普及・啓発事業	子どもの基本的人権を尊重し、擁護するため、各種行事に合わせて人権啓発用パンフレット等を配布するなど、多様な普及・啓発活動を実施します。	人権・男女共同参画推進課
各種相談事業（再掲）	子どもの基本的人権を尊重し、擁護するため、人権・男女共同参画推進課、文化センターで随時、人権相談を実施します。	人権・男女共同参画推進課
「こども・若者のご意見箱」の設置	こどもまんなか社会の実現に向けて、子どもや若者の視点に立った施策を推進していくため、子どもや若者の声（意見・要望など）を聴くしくみとして、本市ホームページ内で「こども・若者のご意見箱」として専用フォームで受け付け、希望者に回答します。	子育て支援課
ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーを早期に把握し、適切に支援につなげていくために、関係機関との連携体制を築き、把握した場合は、サポートプランの作成により、包括的かつ計画的な支援を行います。	こども女性相談課
要保護児童対策事業（再掲）	高松市児童対策協議会として、児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行います。	こども女性相談課
社会人権教育推進事業	人権教育市民講座、人権教育研修会の開催、人権教育学習資料の作成と視聴覚教材の購入等を行い、市民を対象とした人権教育の推進を図ります。	人権教育課

子どもの権利条約って？

子どもの権利条約は、全ての子どもたちが持つべき基本的な権利を定めた重要な国際的な約束です。1989年に国連総会で採択され、196の国と地域がこれを守ることを約束しています。

この条約は、18歳未満の全ての子どもが享受すべき権利を明確にし、子どもを「権利を持つ主体」として認めています。

例えば、生きる権利や成長する権利、教育を受ける権利、暴力から守られる権利などが挙げられます。子どもたちが健やかに成長するために必要な保護や配慮も盛り込まれており、世界中で多くの子どもたちの状況改善につながっています。

本市でも、子ども・若者の多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図るため、子どもの権利条約の趣旨や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発に取り組みます。



人権啓発リーフレット
(人権啓発推進事業)



ヤングケアラー啓発リーフレット
(ヤングケアラー支援事業)

基本施策（２）多様な居場所の確保

【基本方針】

- ・ 放課後等に子どもが安心して過ごすことのできる場として、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを推進します。

【取組】

事業名	内容	担当課
児童館管理運営事業	健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館の管理運営を行います。	人権・男女共同参画推進課
高齢者居場所づくり助成事業	高齢者の孤立防止や介護予防・健康づくりを目的として実施している高齢者居場所づくり事業において、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、多世代交流の促進を図ります。	長寿福祉課
子ども食堂等支援事業	核家族や共働き、ひとり親家庭などの増加に伴い、一人で食事をする「孤食」となる子どもが増えている中、子どもの孤食を防止するほか、安らげる場所を確保するため、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援の場の推進を図ります。	子育て支援課
児童厚生施設管理運営事業（児童館事業）	18歳未満の全ての子どもを対象とし、児童館において、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもの心身ともに健やかな育成を図ります。	子育て支援課
放課後児童クラブ事業（再掲）	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
放課後子ども教室事業（再掲）	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
連携型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進（再掲）	同一の小学校区内での、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては、両事業の連携を推進し、両事業の参加児童が交流できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。	子育て支援課
子ども・子育て支援事業（再掲）	みんなのひろばは、乳幼児と保護者が一緒に遊べるスペースとして、プレイルームは、幼児から小学2年生までの子どもと保護者が一緒に利用できるスペースとして、子どもと保護者の居場所を提供するとともに、子ども・子育ての相談対応を行います。	こども未来館

事業名	内容	担当課
ひきこもり支援推進事業（再掲）	ひきこもり状態にある方やその家族に対して、相談支援やひきこもりサポーターの派遣のほか、関係機関と連携して支援を行います。また、ひきこもり支援に取り組む団体等による、ひきこもり相談窓口やひきこもり当事者のための居場所を設置することにより、ひきこもり状態にある方の生きづらさに寄り添う事業を行います。	健康づくり推進課
身近な公園整備事業	都市公園等の適正な配置を進め、市民1人当たりの公園面積の向上を図ります。	公園緑地課
ちびっこ広場整備事業	整備条件に合致した未利用地を活用するとともに、既存施設の維持修繕により、児童や幼児が安心して安全に遊べる場所の拡大・保全を行います。	公園緑地課
まなびの場づくり事業	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組みます。	生涯学習センター



高齢者居場所づくり助成事業
(高齢者と子どもの交流活動)



福家児童館の様子

子ども食堂を知っていますか？

子ども食堂は、子どもはもちろん、どんな世代の人でも訪れることができ、無料又は低額で食事をとることができる、食を通じた地域の居場所です。

ここでは、食事を共にしながら、みんなで一緒に遊んだり、宿題を手伝ってもらったり、困りごとがあれば、誰でも相談することができます。

高松市には、多くの子ども食堂があり、それぞれ特色がありますが、共通していることは、地域の方々の「子どもたちを見守り、地域のつながりをつくりたい」という想いです。本市では、この想いを大切にして、子ども食堂の活動を応援するとともに、より多くの方に利用いただけるよう周知啓発に努めています。

基本施策（３）子どもの貧困対策の推進

【基本方針】

- ・ 経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実します。また、経済的格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼすため、生活の安定のための支援、教育の支援を充実します。

【取組】

事業名	内容	担当課
たすけ合い金庫	低所得者の更生、救済を図るため資金の貸付をする高松市社会福祉協議会の事業に、その原資を貸し付けます。	地域共生社会推進課
学習支援事業	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する個別指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促します。	生活福祉課
生活保護による支援	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行います。	生活福祉課
自立相談支援事業	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施します。	生活福祉課
子ども食堂等支援事業（再掲）	核家族や共働き、ひとり親家庭などの増加に伴い、一人で食事をする「孤食」となる子どもが増えている中、子どもの孤食を防止するほか、安らげる場所を確保するため、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援の場の推進を図ります。	子育て支援課
保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行います。	こども保育教育課
低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減します。 年収約 360 万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減します。	こども保育教育課
母子栄養食品支給事業（再掲）	母と子の健康保持増進のために、妊産婦及び乳児に牛乳等を支給します。（対象者は、生活保護世帯・市民税非課税世帯・所得税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児）	健康づくり推進課

事業名	内容	担当課
奨学金支給事業	成績優秀かつ向上心旺盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給します。	学校教育課
大学等教育資金利子補給事業	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減します。	学校教育課
高等学校等入学準備助成金支給事業	家庭の経済的理由のため、高等学校等への就学が困難な進学に意欲のある者の保護者に対し、助成金を支給し、経済的負担の軽減を図り、就学を支援します。	学校教育課
要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
特別支援教育児童生徒就学奨励事業	特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課

基本施策（４）障がいのある子ども・若者の支援の充実

【基本方針】

- ・ 支援を必要とする子ども・若者の健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子ども・若者とその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。
- ・ 障がいのある子ども・若者とその保護者に対しては、一人一人の障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子ども・若者が自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行います。

【取組】

事業名	内容	担当課
障害児放課後支援事業の利用料の免除	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	障がい福祉課
障害者・児を守る日関係事業	「障害児を守る日」（10月1日）の行事の一環として、市民の障がい児（者）に対する理解を深めるため、懸垂幕掲出、中央図書館で「障がい」をテーマに選書コーナーを設置します。	障がい福祉課
障がい者・児相談支援事業	障がい児や障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。	障がい福祉課
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	香川県で行う医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成研修を受講したコーディネーターを随時配置し、医療的ケア児への支援を行います。	障がい福祉課
知的障がい者・児療育相談事業	障がい児や障がいの疑いのある児童の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。	障がい福祉課
身体障害者・児補装具給付事業	身体障害者手帳の交付を受けた児童に対し、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いす等の補装具の交付及び修理を行います。	障がい福祉課
重度障害者・児日常生活用具給付事業	在宅の重度の心身障がい児に対し、入浴補助用具、訓練用ベッド等の日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	障がい福祉課
障害者・児紙おむつ給付事業	3歳以上18歳未満で、おおむね6か月以上寝たきりの重度障がい児（身体障がいは、下肢、体幹、内部障がいで程度が1級に該当、知的は○Aに該当）で、生計中心者の前年分の所得額が800万円以下の者に、紙おむつを2か月分ずつ給付します。	障がい福祉課
障害児団体事業補助金	障がい児、保護者の相互交流、障がい児への理解促進、及び障がい児福祉の向上と増進のために活動する団体を支援します。	障がい福祉課

事業名	内容	担当課
障害児通所支援事業	障がい児が、児童発達支援事業、放課後等デイサービスなどを利用することにより、日常生活における基本的動作や集団生活への適応能力の向上を図ります。	障がい福祉課
障害児放課後支援事業（放課後児童健全育成事業）	保護者が就労等により、昼間家庭にいない支援学校小学部の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図ります。	障がい福祉課
発達障害者サポート事業	発達障がい児・者に対して、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るとともに、発達障がいへの支援を行う人材育成の観点から、サポーター養成講座やペアレント・トレーニング等を実施します。	障がい福祉課
障害者・児福祉手当支給事業	在宅で20歳未満の精神、又は身体に重度の障がいがあり、常時介護を必要とする状態で、障がいを支給事由とした年金を受給していない者に、障害児福祉手当を支給します。	障がい福祉課
障害児福祉金支給事業	市内に1年以上住所を有する20歳未満の身体障害者手帳1級から3級、療育手帳○A、A、○B及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者の福祉の増進を図るため、年額20,000円の障害児福祉金を支給します。	障がい福祉課
障害者医療費助成事業	身体障害者手帳1～4級、療育手帳又は戦傷病者手帳全項証の所持者に、保険診療に係る自己負担分（高額療養費などを除く）を助成します。（所得制限と年齢要件あり）	障がい福祉課
難聴児補聴器購入費用助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児に対して、難聴児補聴器購入費用助成金を交付することにより、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。	障がい福祉課
障害福祉サービス給付費（訓練等給付費の主なもの）	次の障害福祉サービスを実施する事業所に訓練等給付費を支給し、一般就労を促進します。 ・就労移行支援事業（R6.4.1現在 8事業所） ・就労継続支援事業A型（R6.4.1現在 16事業所） ・就労継続支援事業B型（R6.4.1現在 78事業所）	障がい福祉課
特別児童扶養手当支給事業	障がい児を監護・養育する家庭に特別児童扶養手当を支給するため、受付した認定請求書等を香川県に進達します。	こども家庭課
在宅障がい児ふれあい事業	保育所・認定こども園を開放して、在宅の障がい児やその親などとのふれあい保育を実施することにより、在宅の障がい児の支援を行います。	こども保育教育課
特別支援教育支援会開催事業	障がいのある幼児に対して、特別支援教育関係者等で構成する特別支援教育支援会で、協議を行い、適切な就園指導を行います。	こども保育教育課
発達障がい児等支援事業	発達障がい等のある児童に適切に対応するため、公立保育所・認定こども園・幼稚園に発達障がい児等支援員を配置し、早期に専門的な保育・教育支援や親子支援を行うとともに、私立保育所等に対して、要支援児童を保育するために必要な経費の一部を支援します。	こども保育教育課

事業名	内容	担当課
特別支援保育事業	特別な支援の必要な児童の成長・発達を促すため、健常児とともに集団保育が可能な障がいのある児童の保育を実施します。	こども保育教育課
医療的ケア児保育支援事業	保育所等の利用を希望する集団保育が可能な医療的ケア児を、安全に受け入れるため、保育所等における受入体制を整備し、医療的ケア児の保育を実施します。	こども保育教育課
発達障がい児等支援体制構築事業（保育所・認定こども園・幼稚園）	特別な支援が必要な子どもやその保護者に対して、市と関係部局との連携を図りながら、きめ細やかな一貫した支援が早期から行える体制を構築し、支援の充実を図ります。	こども保育教育課
自立支援医療（育成医療）給付事業（再掲）	児童福祉法に規定する身体上の障がいを有する児童又は現存する疾患が、手術等の治療によって確実に効果が期待しうるものに医療の給付を行います。	健康づくり推進課
特別支援教育推進事業	（学校教育課） 特別支援学級及び通常学級に在籍する児童生徒のうち、配慮や支援が必要な児童生徒に対する適切な教育を行うため、市立小・中学校に学校生活支援員を配置し、学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行います。 （総合教育センター） 通級による指導（サテライト教室）やアシスト教室の指導を継続実施し、内容も検討しながら、在籍校との連携を図り、通常の学級での支援の充実に努めます。	学校教育課 総合教育センター
院内学級設置事業	慢性疾患等で長期入院している児童生徒に対し、学習や生活を充実させるために、病院内に院内学級を設置し、長期入院の児童生徒の教育の向上を図ります。	学校教育課
知的障がい者青年教室（愛称：スキップクラブ）	知的障がいのある青年が、余暇時間の充実を図りながら、集団活動を通して人とふれあう喜びづくりの経験や、社会人としての知識・技能の習得に努めるとともに、市民ボランティアを対象に、教室を通じて知的障がい者の特性や支援方法について学び、理解を深める場として実施します。	生涯学習課
教育相談・教育支援委員会開催事業	教育相談、教育支援委員会の開催に対する補助などを行い、特別支援教育の推進を図ります。	総合教育センター

事業名	内容	担当課
特別支援教育体制整備推進事業	就学前から高等学校までの発達段階に応じた、発達障がいを含む様々な障がいのある幼児児童生徒に対する適切な教育的支援の体制整備を推進します。	総合教育センター
医療的ケア児支援事業	高松市内の保育園（所）・こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所、高松市立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校、公立の放課後児童クラブ（以下「各施設・学校」という。）の利用を希望する集団保育・教育が可能な医療的ケアを必要とする児童を、各施設・学校で安全に受け入れるため、委託訪問看護ステーションの看護師が、各施設・学校、保護者との連携の下、各施設・学校を訪問して必要な医療的ケアを実施します。	総合教育センター こども保育教育課 子育て支援課



知的障がい者青年教室

高松市知的障がい者青年教室（愛称：スキップクラブ）

高松市教育委員会では、知的障がいのある青年が余暇時間の充実を図りながら、集団活動を通して、人と触れ合う喜びづくりや社会生活に必要な知識や技能を学ぶ機会を提供する場として、「高松市知的障がい者青年教室（愛称：スキップクラブ）」を開設しています。

この教室の運営には、多くのボランティアの方に協力いただいております。青年との活動を通じて、知的障がい者への理解を深めるなど、ボランティアの育成にも寄与しています。年8回程度の活動内容は、青年やボランティアの意見も踏まえて、企画しています。

基本施策（５）児童虐待の未然防止、早期発見、支援

【基本方針】

- ・ こども家庭センター等における児童福祉・母子保健部門の協働等により、地域の連携体制の充実を図るとともに、サポートプランに基づいた支援を行い、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
児童家庭相談事業	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として子ども家庭支援員及び家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、主任児童委員、民生委員児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行います。	こども女性相談課
女性相談事業	女性相談支援員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施します。	こども女性相談課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の資格を持つ養育支援員が、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	こども女性相談課
要保護児童対策事業	高松市児童対策協議会として、児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行います。	こども女性相談課
子育て短期支援事業	短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） 保護者の病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育等が一時的に困難な場合、また、母子が緊急かつ一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において、児童や母子を一時的に養育・保護します。 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業） 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童福祉施設等で預かります。	こども女性相談課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、訪問支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	こども女性相談課

事業名	内容	担当課
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者へペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	こども女性相談課
児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、進路相談、食事の提供等を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぐ等により、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。	こども女性相談課
こども家庭センター事業（再掲）	健康づくり推進課内に設置されていた「子育て世代包括支援センター」と、こども女性相談課内に設置されていた「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持した上で、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健、児童福祉の両機能の連携・協働を深めます。子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応します。	こども女性相談課 健康づくり推進課
利用者支援事業	基本型（地域子育て支援コーディネート事業） 利用者の個別ニーズを把握し、各種相談・支援事業等の情報の集約・提供、相談、及び利用に関する支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の円滑な利用を図ります。 また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発を行います。 こども家庭センター型 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。	子育て支援課 こども女性相談課 こども保育教育課 健康づくり推進課
苦情解決窓口設置事業	公立保育所・こども園等（苦情解決第三者委員の委嘱2人）に苦情受付窓口等を設置します。	こども保育教育課
養育支援相談指導員配置事業	社会福祉士が相談支援員として、保育所・認定こども園・幼稚園を巡回し、各園・所の個々のケースに応じて、専門的見地から、親子への関わり方や支援方針、保育方針等への助言を行います。	こども保育教育課
相談事業（女性のための法律相談）	男女共同参画センターにおいて、女性弁護士による女性のための法律相談を実施しています。	人権・男女共同参画推進課
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	健康づくり推進課

基本施策（６）子ども・若者のこころの健康づくり、 不登校・ひきこもり・自殺対策の推進

【基本方針】

- ・ 不登校、ひきこもりといった社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関はもとより、当事者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行います。
- ・ いじめ防止、早期発見・早期対応や未然防止の取組を強化するとともに、教育相談体制の充実を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
若者育成支援推進事業	社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者を支援するため、高松市若者支援協議会をひきこもり支援の市町村プラットフォームに位置付けた上で設置し、当協議会を構成する関係機関が情報交換を行うとともに、相互に協力・連携することで、若者それぞれの置かれた状況等にきめ細やかに対応できる支援体制を構築します。	地域共生社会推進課
高松型地域共生社会構築事業（再掲）	子ども・高齢者・障がい者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、まるごと福祉相談員を配置し、地域の拠点や複合的課題を抱えた世帯等を訪問し、支援につなぐとともに、総合センター等に福祉の総合相談窓口を設置し、制度・分野別の「縦割り」を超えた、包括的な相談支援を実施します。また、相談者やその世帯について社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。	地域共生社会推進課
ひきこもり支援推進事業	ひきこもり状態にある方やその家族に対して、相談支援やひきこもりサポーターの派遣のほか、関係機関と連携して支援を行います。また、ひきこもり支援に取り組む団体等による、ひきこもり相談窓口やひきこもり当事者のための居場所を設置することにより、ひきこもり状態にある方の生きづらさに寄り添う事業を行います。	健康づくり推進課
自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発等	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間、世界メンタルヘルスデー啓発キャンペーン等の活動を実施します。 メンタルヘルスチェックのできるシステムを、本市ホームページ等に掲載し活用を周知します。また、セルフチェックの結果に基づき相談窓口を紹介します。	健康づくり推進課
健康相談事業（再掲）	こころの健康相談として、思春期以降に発生することが多いひきこもりや摂食障害、精神疾患等の相談を行います。	健康づくり推進課

事業名	内容	担当課
若者層啓発事業（再掲）	高校文化祭等の機会を利用し、こころの健康や睡眠、ゲーム依存等について正しい知識を普及することで、その予防を図ります。	健康づくり推進課
スクールソーシャルワーカー配置事業	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図ります。	学校教育課
「強めよう絆」推進事業	学校相談員（退職教員）を派遣し、暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題の解決や未然防止を図るための指導や助言、教員の補助等を行います。	学校教育課
いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置）	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動などの早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
関係機関との連携	学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的に関わるとともに、ケース会議等へ参加するなどにより、関係機関との連携を図り、情報共有や問題の早期解決に努めます。	学校教育課
教育相談・就学指導対策	教育相談体制の充実を図り、不登校の状態にある子どもや発達障がいのある子ども等に係る教育相談を実施します。	総合教育センター
不登校対策事業	不登校児童生徒を支援し、社会的自立を目指せるよう、学校、家庭、関係機関等と連携します。 教職員を対象に研修を行い、不登校児童生徒理解や教育相談体制の向上を図ります。 教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」「みなみ」やフレンドシップ事業の運営を通して、体験活動等による児童生徒の社会的自立を目指します。 学力補充のため、不登校や不登校傾向のある小・中学生に、自宅でＩＣＴを活用して学習できるシステムを提供します。 不登校の子どもをもつ保護者への支援のため、カウンセラーによる教育相談やいじめ不登校相談電話、不登校を考える会などを実施します。 有識者で構成する援助推進委員会を年２回開催し、事業の改善・見直しを行います。	総合教育センター

基本施策（７）安心して外出できる環境の整備

【基本方針】

- ・ 誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。行政、学校、地域等、関係機関との連携・協力の強化を図り、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に、今後も引き続き取り組んでいきます。

【取組】

事業名	内容	担当課
安全で安心なまちづくり推進事業	市民の防犯意識の高揚のための啓発活動や情報の提供、知識の普及等を図るとともに、地域コミュニティで取り組む「安全で安心なまちづくり活動」を支援し、自治会等が設置する防犯カメラの経費の一部を助成します。また、「安全で安心なまちづくり推進協議会」において、安全で安心なまちづくりを推進するための施策等について協議します。	くらし安全安心課
防犯灯維持管理補助事業	自治会が行う防犯灯の維持管理に要する経費の全部又は一部を助成し、夜間の犯罪防止と通行の安全を図ります。	くらし安全安心課
消費生活教育出前講座	子どもたちに身近な「買い物」をテーマとして、DVDやクイズなどを取り入れ、物の選び方や買い方、お金の計画的な使い方、商品の表示等について学習する出前講座を実施します。また、中学生及び高校生向けの消費者教育DVDを購入し、対象に応じた内容の講座を実施します。	くらし安全安心課
交通安全教室	幼児には、模擬信号機を使用した歩行練習や発達段階に応じ人形劇・DVD視聴などを交えた交通安全教室を行います。 小学１年生には、道路の横断方法など歩行を中心とした練習を行い、小学４年生には、自転車の交通ルールの学科学習と模擬コースの走行実技を行い、講習修了者には、「自転車安全運転講習修了証」を交付します。	くらし安全安心課
高松市通学路交通安全プログラム	子どもたちを交通事故の危険から守り、安全に通学できるよう、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、合同点検を定期的実施するなど、通学路の安全確保を図ります。	くらし安全安心課 保健体育課
マタニティマーク・マタニティカードの配付	妊娠初期は、外見からは妊娠していることが分かりづらく周囲の理解が得られにくいという声も聞かれることから、「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」のために「マタニティマーク」や「マタニティカード」を作成・妊婦優先駐車場を確保するなど、妊産婦に対して理解ある環境づくりに取り組みます。	健康づくり推進課

事業名	内容	担当課
公共交通旅客施設バリアフリー化整備事業	鉄道事業者が市内に所在する既存の鉄道駅等において、ホームスロープや手摺などを設置することにより、駅施設のバリアフリー化を推進します。	都市計画課
自転車等駐車場整備促進事業	5商店街の7駐輪場 333 台分の確保に対し、支援を行い、駐輪需要に対応するとともに、放置自転車対策に努めます。 また、新たに商店街の駐輪場の整備や拡張ができるよう支援を行います。	交通政策課
自転車等駐車場整備事業	鉄道事業者等の協力の下、自転車等駐車場用地を確保し、施設整備を行います。また、施設利用者に整理整頓を促すための環境整備を行います。	交通政策課
ノンステップバス導入事業	毎年度、ノンステップバス 1 両の導入を支援します。	交通政策課
都市計画道路整備事業	都市計画道路の整備により、道路交通の円滑化及び歩行者の安全性の向上を図ります。	道路整備課
バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業	J R 高松駅及び琴電高松築港駅、片原町駅、瓦町駅の 4 駅を中心とした徒歩圏内の区域において、歩道の傾斜や勾配の改善、歩道の段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置など、歩行者が安心して歩ける環境を創造します。	道路整備課
火災予防の推進（幼年・少年消防クラブの育成）	幼少年期において、消防業務への理解を深めるとともに、防火防災に関する知識を身につけるため、体験学習の実施、機関紙発行、表彰等を実施します。	消防局予防課
学校安全管理研修会	子どもを、事件や事故、犯罪から守るため、児童生徒相談体制の充実、安全教育の推進、職員の巡回強化、下校時の巡回強化により、子どもの安全対策を推進します。	学校教育課 保健体育課 少年育成センター
不審者情報提供（子ども等の安全の確保）	不審者情報メール配信により、学校、地域、家庭で子どもを見守り育てる活動をしている健全育成団体及び関係機関を対象にメール配信登録者数を増やし、情報の共有化を推進し、子どもの安全確保に取り組みます。 合わせて、「ながら見守り」を推奨し、地域の子どもは地域が守るという意識の啓発に努めます。	少年育成センター
白ポスト有害図書回収事業	子どもを取り巻く有害環境対策の一環として、市内 13 箇所に設けた白ポストにより有害図書、DVD等を回収します。 また、関係機関、団体等と連携を図り、回収を通して得られた情報の提供や啓発活動を行います。	少年育成センター
市民活動団体と健全育成団体との連携	学校や地域の健全育成団体と、幅広い活動の場を求めているボランティア団体等をつなぎ、それぞれが持続可能な視点に立ち、地域における健全育成活動を推進します。	少年育成センター

事業名	内容	担当課
青少年健全育成市民会議補助事業	学校・PTAとの連携を図りつつ、地域ぐるみの子どもを守り育てる中核的市民運動団体である「高松市青少年健全育成市民会議」への情報提供、助言等を行う中で、支援強化を進め、地域における健全育成活動の充実を図ります。	少年育成センター



安全で安心なまちづくり推進事業



防犯灯維持管理補助事業



消費生活教育出前講座



交通安全教室



商店街の駐輪場
(自転車等駐車場整備促進事業)



ノンステップバス導入事業



第3章

基本目標3 安心して子育てができる環境を確保します

【現状と課題】

○ 妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減

本市では、子ども医療費の助成、手当の支給、保育料・幼稚園授業料の軽減、教育費の負担軽減など、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めています。

また、ひとり親家庭、障がいのある子ども・若者を持つ家庭等の経済的負担の軽減を図っています。

今後も、安心して子育てができるよう、経済的支援等の充実が求められています。

○ 地域における子育て支援の充実

本市では、子育て親子が身近なところで相談・交流できる地域の子育て支援施設等を充実し、不安感や孤立感を抱える子育て家庭が、必要な情報を得ることができるよう、いろいろな機会を通じて情報提供するとともに、施策や事業の周知・啓発に努めています。

また、地域における多様な子育て支援活動の充実を図るため、人材の育成や活動団体への支援の充実を推進しています。

今後も引き続き、保護者の多様なニーズに対応した、安心して子どもを預けられる子育て支援施策の充実を図り、地域自らが社会的な課題に取組解決できるよう、地域活動を支援します。

○ ワーク・ライフ・バランスの推進

本市では、男女共同参画や働き方改革などを推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めています。

今後も、育児休業を取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、仕事と子育てを両立するうえで、多様な保育サービスの充実を図ることが必要です。

○ ひとり親家庭への支援

本市では、ひとり親家庭に向けて、情報を幅広く提供するとともに、相談支援体制の充実に努めています。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、経済的支援を行うとともに、国や県と連携しながら、自立支援プログラム策定事業などの就業に向けた支援を推進して

います。

今後は、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活全般にわたる支援、経済的自立に向けた就労支援等が適切に行われることが必要です。

○ 子育て情報提供の充実

就学前児童の保護者のニーズ調査では、子育てに関する情報の入手先について、前回調査と比較すると、「インターネット（本市ホームページ以外）」の割合が増加しています。

本市の子育て支援事業については今後も、サービス利用の必要性がある保護者が利用しやすい環境づくりを進め、生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援を維持できるよう、より多くの相談先や、適切な子育て支援サービスなどの情報提供が必要です。

また、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報の改善・強化を図ることが必要です。

基本施策（１）妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減

【基本方針】

- ・ 子ども医療費の助成、各種手当の支給、幼児教育・保育の無償化、教育費の負担軽減など、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。
- ・ ひとり親家庭、障がいのある子ども・若者を持つ家庭等の経済的負担の軽減を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
子ども医療費助成事業	高校生年代まで（０歳から１８歳到達後最初の年度末まで）の子どもに対して、入院・通院ともに保険診療に係る自己負担分を助成します。	こども家庭課
児童手当支給事業	高校生年代まで（０歳から１８歳到達後最初の年度末まで）の児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図ります。	こども家庭課
特別児童扶養手当支給事業（再掲）	障がい児を監護・養育する家庭に特別児童扶養手当を支給するため、受付した認定請求書等を香川県に進達します。	こども家庭課
児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に手当を支給することにより、その生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の向上を図るため、各種資金を貸付けます。	こども家庭課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の者に対して、保険診療にかかる自己負担部分を助成します。	こども家庭課
ひとり親家庭子育て支援事業	ひとり親家庭の子育ての負担軽減を図るため、たかまつファミリー・サポート・センターの援助活動の利用料の一部を補助します。	こども家庭課
放課後児童クラブ利用料の減免	放課後児童クラブを利用する児童が属する世帯が、生活保護受給世帯、又は市民税が非課税世帯の場合に、放課後児童クラブ利用料を減免します。	子育て支援課
幼児教育・保育の無償化	子育て世帯を応援し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の負担軽減を図る少子化対策として、３～５歳の全ての子どもたちと０～２歳の住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料を無償化します。	子育て支援課 こども保育教育課
病児・病後児保育利用料無料化事業	第２子以降３歳未満児、第３子以降就学前の病児・病後児保育利用料を無料化することにより、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
母子生活支援施設管理運営事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子（DV被害にあった女子等）とその者の監護すべき児童が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行います。	こども女性相談課
助産施設運営事業	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行います。	こども女性相談課
多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが0歳から2歳児内で、同時に在園している場合、第2子の利用者負担額を無料にします。 また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にします。	こども保育教育課
副食費補足給付事業	新制度に移行していない私立幼稚園が実施する給食について、年収360万円未満相当世帯等を対象に、副食材料費の負担を免除します。	こども保育教育課
認可外保育施設第2子以降保育料助成事業	認可外保育施設に入所している0～2歳児で保育施設を利用している兄弟がいる第2子又は18歳に満たない兄弟がいる第3子以降の児童の保育料を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	こども保育教育課
低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減（再掲）	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減します。 年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減します。	こども保育教育課
たすけ合い金庫（再掲）	低所得者の更生、救済を図るため資金の貸付をする高松市社会福祉協議会の事業に、その原資を貸し付けます。	地域共生社会推進課
育成医療等負担費用助成事業	育成医療等の給付を受け、国の徴収基準に定める費用を負担している者に対し、その費用を助成します。（福祉医療助成対象者は除く。）	障がい福祉課
障害者・児福祉手当支給事業（再掲）	在宅で20歳未満の精神、又は身体に重度の障がいがあり、常時介護を必要とする状態で、障がいを支給事由とした年金を受給していない者に、障害児福祉手当を支給します。	障がい福祉課
障害児福祉金支給事業（再掲）	市内に1年以上住所を有する20歳未満の身体障害者手帳1級から3級、療育手帳○A、A、○B及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者の福祉の増進を図るため、年額20,000円の障害児福祉金を支給します。	障がい福祉課
障害者医療費助成事業（再掲）	身体障害者手帳1～4級、療育手帳又は戦傷病者手帳全項証の所持者に、保険診療に係る自己負担分（高額療養費などを除く。）を助成します。（所得制限と年齢要件あり）	障がい福祉課
難聴児補聴器購入費用助成事業（再掲）	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児に対して、難聴児補聴器購入費用助成金を交付することにより、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。	障がい福祉課

事業名	内容	担当課
未熟児養育医療給付事業（再掲）	母子保健法第 20 条に基づき、養育のため入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	健康づくり推進課
小児慢性特定疾病医療費助成事業（再掲）	小児慢性疾病のうち、特定の疾病について医療費の助成を行い、経済的負担を軽減するとともに、児童の健全な育成、疾患についての医療の普及を図ります。	健康づくり推進課
不妊治療支援事業（再掲）	体外受精・顕微授精の治療に要する費用への助成事業（高松市こうのとりのこころ支援事業）の実施や、先進医療に位置付けられた不育症検査費用への助成を行うほか、新たに、保険適用外の不育症検査費・治療費への助成事業を実施します。また、関係機関と連携し、不妊に関する悩み等への相談・支援を行うとともに、不妊治療と仕事の両立支援を図るため、事業主や治療を受けながら働いている方に対する周知・啓発等に取り組みます。	健康づくり推進課
自立支援医療（育成医療）給付事業（再掲）	児童福祉法に規定する身体上の障がいをもつ児童又は現存する疾患が、手術等の治療によって確実に効果が期待しうるものに医療の給付を行います。	健康づくり推進課
出産・子育て応援給付金給付事業（妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業）（再掲）	全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型相談支援と経済的支援を組み合わせた形で継続的に実施することにより、相談機関へのアクセスがしやすくなり、必要なサービスに確実に結びつけます。	健康づくり推進課
遠距離児童・生徒等通学費助成事業	編入前の塩江町・香川町区域内の通学が困難な地域から通学する児童・生徒の保護者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、保護者負担の軽減を図ります。	学校教育課
奨学金支給事業（再掲）	成績優秀かつ向上心旺盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給します。	学校教育課
大学等教育資金利子補給事業（再掲）	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減します。	学校教育課
高等学校等入学準備助成金支給事業（再掲）	家庭の経済的理由のため、高等学校等への就学が困難な進学に意欲のある者の保護者に対し、助成金を支給し、経済的負担の軽減を図り、就学を支援します。	学校教育課
要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業（再掲）	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
特別支援教育児童生徒就学奨励事業（再掲）	特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
第3子以降学校給食費無償化事業	第3子以降の児童生徒に係る学校給食費を無償化し、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減します。	保健体育課

基本施策（２）地域における子育て支援の充実

【基本方針】

- ・ 子育て親子が身近なところで相談・交流できるよう、地域の子育て支援施設等を充実します。
- ・ 地域自らが社会的な課題に取り組み、解決できるよう、地域活動を支援します。
- ・ 地域における多様な子育て支援活動の推進を図るため、人材の育成や活動団体への支援を充実します。

【取組】

事業名	内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	地域において育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員（有償ボランティア）組織、「たかまつファミリー・サポート・センター」において、組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援などを行います。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子育て支援課 こども保育教育課
子育て短期支援事業（再掲）	短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） 保護者の病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育等が一時的に困難な場合、また、母子が緊急かつ一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において、児童や母子を一時的に養育・保護します。 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業） 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童福祉施設等で預かります。	こども女性相談課
地域子育て推進事業（再掲）	核家族等の親が育児に不安を抱かないよう、保育所などを活用して、育児相談・子育てサークル支援等を行います。	こども保育教育課
地域に開かれた幼稚園づくり推進事業（再掲）	幼稚園が地域の幼児教育のセンター的な役割を果たすことにより、地域全体の教育力の向上を図ります。	こども保育教育課
学校・地域連携システム推進事業（再掲）	学校が家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図るため、学校運営協議会を各小・中学校に設置します。	学校教育課
地域活動促進（少年教育指導者派遣）事業	次代を担う子どもの健全育成を目的に、各地域における指導者の育成と子どもを対象とした活動の充実・拡大を図るため、専門的指導・助言を行う指導員を派遣します。	生涯学習課

事業名	内容	担当課
子ども会育成会指導者講習会	子ども会育成会の指導者を対象に、育成会指導者としての知識、技能の習得を図り、子ども会活動の充実強化を図ります。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
子ども会リーダー研修会	各校区の子ども会リーダーを対象に、子ども会活動に必要な実技指導の講習を行い、指導力の向上を図るとともに、子ども会の発展と子どもの健全育成に役立てます。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課
地域学校協働活動推進事業	社会全体で子どもの学びや成長を支えるため、学校と地域それぞれの実情を理解し、双方をつなぐことができるコーディネーターを配置するなど、学校と地域が連携して行う活動の効果的・効率的な展開の促進に取り組みます。	生涯学習課
新春子どもフェスティバル（再掲）	親子、家族連れや友達と一緒に楽しい行事に参加することによって、寒さに負けない元気な子どもの育成を図るとともに、子ども会活動の発展に資するために実施します。 (高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業)	生涯学習課



子ども会育成会指導者講習会



地域学校協働活動推進事業



子ども会リーダー研修会

事業名	内容	担当課
子ども会フットボール大会（再掲）	子どもたちが、スポーツを通して交流しながら、互いに友情を育むことで、健康で明るい子どもの育成を図るとともに、子ども会活動の発展に資するために実施します。 （高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業）	生涯学習課
スマート・メディア事業	香川県が定める7月8月の「夏の青少年非行・被害防止県民運動期間」に合わせて行う万引き防止キャンペーンに合わせ、スマート・メディアキャンペーンを市内各地域で実施し、メディアとの適切な付き合い方について広く市民に啓発します。	少年育成センター
コミュニティセンター主催・共催・貸館事業	幼児セミナー等事業、児童生徒を対象とした学校週5日制対応事業及び三世代交流事業などを主催又は共催事業として開催するほか、子育て関係グループ等に施設を貸し出すことにより、地域の子育てを支援します。	生涯学習センター
幼児セミナー等コミュニティセンター講座事業	地域で安心して子どもを生み育てることができるよう、コミュニティセンターで、幼児セミナーや親子ふれあい教室や育児セミナーを開催します。	生涯学習センター
学校週5日制対応事業（再掲）	コミュニティセンターにおいて、学校週5日制に対応した各種講座やイベントを開催します。	生涯学習センター
三世代交流事業（再掲）	コミュニティセンターにおいて、子ども・親・子育てを終えた世代がそれぞれの役割を担い、つどい、交流できる場づくりを行います。	生涯学習センター
地域まちづくり交付金事業	地域自らのまちづくりに取り組むため、各地区（校区）で構築された地域コミュニティ協議会の活動を支援することを目的とした、地域まちづくり交付金を交付します。	協働コミュニティ推進課
高松型地域共生社会構築事業	「地域共生社会」の実現のため、まると福祉相談員を配置し、地域の拠点や複合的課題を抱えた世帯等を訪問し、支援につなぐとともに、総合センター等に福祉の総合相談窓口を設置し、制度・分野別の「縦割り」を超えた、包括的な相談支援を実施します。また、相談者やその世帯について社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。	地域共生社会推進課



地域コミュニティ協議会の活動
（地域まちづくり交付金事業）

基本施策（３）ワーク・ライフ・バランスの推進

【基本方針】

- ・ 仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

【取組】

事業名	内容	担当課
相談事業（女性のための就労相談）	男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施しています。	人権・男女共同参画推進課
各種セミナー実施事業	男女の自立と社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を図るため、セミナー等を開催します。	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画に関する啓発誌発行事業	男女の自立と社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を図るため事業周知チラシ等を作成し、啓発を行います。	人権・男女共同参画推進課
相談事業	女性を対象に家庭・職場・地域などにおいて生じる様々な問題や悩みに対して、相談者自らが選択し、解決の道を探れるよう専門職員が指導・助言します。 自助グループの運営等を支援します。	人権・男女共同参画推進課
託児付き主催事業	子育て中の父母等の参加を容易にするため、主催事業（講座・講演会等）については託児付きとし、参加しやすい講座の開催を目指します。	人権・男女共同参画推進課
放課後児童クラブ事業	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	地域において育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員（有償ボランティア）組織、「たかまつファミリー・サポート・センター」において、組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援などを行います。	子育て支援課
病児保育事業	（病児対応型） 保育所等に通所中の児童等が病気回復期にあり、集団で保育すること等が困難な場合、かつ、保護者が勤務などの都合により、家庭で育児することが困難な場合、その児童を医療機関等に付設された施設で一時的に保育します。 （体調不良児対応型） 保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、保育所の医務室等で看護師等が安静に保育します。	子育て支援課 こども保育教育課

事業名	内容	担当課
連携型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進（再掲）	同一の小中学校区内での、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては、両事業の連携を推進し、両事業の参加児童が交流できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。	子育て支援課
延長保育事業（再掲）	保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用時間以外の時間において、保育を行います。	こども保育教育課
「たかまつ労政だより」発行事業	働き方改革等に関する情報などについて、「たかまつ労政だより」や本市ホームページに掲載し、周知・啓発を行います。	産業振興課
本会議傍聴に係る託児保育事業	高松市議会の会議（公開されている本会議）に関し、乳幼児を持ち、会議の傍聴を希望する人に対して、会議の傍聴等を援助するための託児サービスを行います。	市議会事務局 総務調査課

基本施策（４）ひとり親家庭への支援

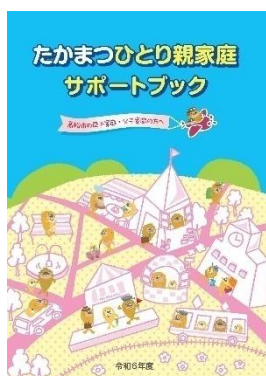
【基本方針】

- ・ 関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援などの総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度を周知します。

【取組】

事業名	内容	担当課
ひとり親家庭等子育て支援総合情報発信事業	ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートネット」による情報発信を行います。	こども家庭課
ひとり親家庭等日曜出張相談	仕事等の都合で平日来庁できないひとり親家庭等を対象に、毎月第２日曜日、瓦町FLAGにおいて、生活、就労、養育費、子育て、離婚に関する相談を行います。	こども家庭課
ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員が相談・助言等を行います。	こども家庭課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	別居親と子の面会を支援する親子交流支援事業を実施します。	こども家庭課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発を支援するため、就業に結びつく可能性の高い講座を受講し、修了した場合に、経費の一部を支給します。	こども家庭課
高等職業訓練促進費給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父が、看護師、介護福祉士などの資格取得のため、専門学校等で６月以上修業する場合に、「高等職業訓練促進給付金」及び「修了支援給付金」を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にして、就職の促進と経済的自立を図ります。	こども家庭課
自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の親（離婚前で当該支援を必要とする者を含む）の自立を促進することを目的に、母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を始め、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施します。	こども家庭課
ひとり親家庭無料職業紹介事業	ひとり親を対象に無料職業紹介所を開設し、職業紹介や求人情報の提供などを行います。	こども家庭課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験合格のための講座費用を、受講開始時、受講修了時及び受講修了日から２年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に給付金を支給します。	こども家庭課
就労支援に関するイベントの開催	これから就職・転職を考え収入増を目指すひとり親家庭の父母や、資格を習得し就職・転職を考えているひとり親家庭の父母を対象に、「教育訓練施設による説明」、「出張ハローワーク」等の相談ブース、本市ひとり親家庭支援施策の紹介、関係機関（サポーター企業・ひとり親支援団体）のパンフレット等を配布するイベントを行います。	こども家庭課

事業名	内容	担当課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（再掲）	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の向上を図るため、各種資金を貸付けます。	こども家庭課
児童扶養手当支給事業（再掲）	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に手当を支給することにより、その生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭課
ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲）	ひとり親家庭等の者に対して、保険診療にかかる自己負担部分を助成します。	こども家庭課
ひとり親家庭子育て支援事業（再掲）	ひとり親家庭の子育ての負担軽減を図るため、たかまつファミリー・サポート・センターの援助活動の利用料の一部を補助します。	こども家庭課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の離婚、転職に伴う環境変化や疾病等の一時的な事由に対し、家庭生活支援員を派遣し、短期間を限度として一時的な家事等のサービスを提供します。	こども家庭課
ひとり親家庭福祉増進事業	ひとり親家庭の心身の健全な発達に寄与する事業を支援する団体に対して補助金を交付します。	こども家庭課
養育費確保支援事業	ひとり親家庭が安心して子育てができる環境整備のために、養育費の確保に向けた事業として、弁護士事務所等での養育費等に関する弁護士法律相談（弁護士個別相談）、公正証書等による債務名義の取得支援（債務名義確保）、保証会社と養育費保証契約を締結する保証契約支援（保証契約）を行います。	こども家庭課
子どもの養育に関する手引きの配布	「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子どもがいる離婚届を取りに来た方に配付します。	市民課
母子生活支援施設管理運営事業（再掲）	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子（DV被害にあった女子等）とその者の監護すべき児童が福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行います。	こども女性相談課
市営住宅の母子・父子世帯及び子育て世帯枠の設置	市営住宅入居者の募集について、母子・父子世帯向けの住宅の枠を設け、募集の際に、関係各課にも積極的に周知を行います。また、DV被害を受けている方に対しても、市営住宅入居に対する配慮を行います。	市営住宅課



◀ 情報発信事業サポートブック

福祉増進事業
イベント参加風景 ▶



基本施策（５）子育て情報提供の充実

【基本方針】

- ・ 子育て世帯が安心して子育てに臨めるよう、必要とされる様々なニーズに対応するため、子育て当事者のライフステージに合わせた情報提供や相談支援を充実します。
- ・ 必要な情報が地域の子どもや子育て家庭の居場所等を運営している施設や、子育て支援のボランティア等と連携し、必要なときに必要な情報が入手できるような情報のネットワークの構築を目指します。

【取組】

事業名	内容	担当課
広報事業	「広報高松」を通じて、親子で参加できるイベントや、施策や事業等の情報発信を行います。また、関係課と連携し、テレビ、ラジオなど各種媒体を通じて、子育て支援に関する番組等を企画、放送します。	広聴広報・シティプロモーション課
男女共同参画に関する情報収集・提供事業	ふれあい交流サロンに設置する図書や定期刊行物・DVD等の収集や、「参画センターだより」の発行、男女共同参画センターのホームページ、広報たかまつ等による各種講座の周知や男女共同参画社会実現に向けての啓発を行います。	人権・男女共同参画推進課
子育て支援総合情報発信事業	総合的な子育て情報を幅広く提供し、積極的に子育て支援の推進を図ります。 ・子育てハンドブック・らっこネット	子育て支援課
子育て相談事業	子育てに関する多種多様な相談に、専門の相談員を配置して対応しているほか、必要に応じて、適切な窓口や専門機関を紹介します。	こども女性相談課
ひとり親家庭等子育て支援総合情報発信事業（再掲）	ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートネット」による情報発信を行います。	こども家庭課
食に関する情報発信事業（保育所等）	本市ホームページにおいて、食育に関する情報を提供し、保育所等や地域の人々への食育を推進します。	こども保育教育課
食に関する情報発信事業	子どもたちが生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていくために、「食」に関する知識と選択する力を習得できるよう、適切な情報を発信し、食育の推進を図ります。	健康づくり推進課
高松市きっずの森事業	本市ホームページ「もっと高松」に設けている子ども向けサイト「きっずの森」において、子ども向け行事や図書館のおすすめの本等の情報を提供することで、子どもの体験活動や学習へのきっかけづくりを行います。	生涯学習課
家庭教育情報発信事業	自分の都合に合わせて、学ぶことができるよう、SNS等を活用し、家庭教育に関するコラムや動画を発信することで、家庭教育の充実を図ります。	生涯学習課

事業名	内容	担当課
早寝早起き朝ごはん運動啓発事業（再掲）	子どもの生活リズムの向上を図るため、保護者に対し、早寝早起き朝ごはんを啓発するチラシ等を配布するとともに、小・中学校の児童生徒を対象に生活リズムチェック事業を実施し、自らの生活習慣を見つめ直すきっかけを提供します。	生涯学習課
家庭教育応援講座（再掲）	就学時健康診断等、多くの保護者が集まる機会を活用し、講座を実施する小学校等に対し、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、保護者を対象に、子育てやしつけなどの家庭教育の在り方を見つめ直す機会を提供することで、家庭での教育力の向上を図ります。	生涯学習課
未就学児の保護者向け「安全・安心なネット利用」講座	インターネット利用の低年齢化を踏まえ、こども園、幼稚園を中心に、未就学児の保護者に対して、ネット・ゲーム依存対策を始めとする、安全・安心なインターネットの利用についての講話を行います。	少年育成センター
子育て支援コーナー設置事業（再掲）	図書館に求められる地域の課題解決支援の一環として、中央図書館に「子育て支援コーナー」を設置し、子育て中の家庭や、子育ての援助を行う地域の人々などを対象に、図書や情報を利用しやすいコーナーに取りまとめて、提供します。	中央図書館
子ども向け情報提供事業	図書館情報システムにより、パソコン・携帯電話・OPACによる蔵書検索・予約のほか、本市図書館の子ども向けホームページ等情報提供機能を通じて、各種情報を提供します。	中央図書館



家庭教育に関するコラム・動画の発信
（家庭教育情報発信事業）

冊子「たかまつ らっこ」で楽しく子育て

高松市では、妊娠期から子育て期の家庭を対象に、子育てに関する不安や負担を軽減し、楽しく子育てができるよう、子育てハンドブック「たかまつ らっこ」を発行し、さまざまな情報を提供しています。

平成20年度の初版以来、毎年発行し、令和2年度からは、官民協働により発行しています。

高松市が実施する制度や事業、関連施設の情報が満載で、妊娠届を提出する際に配布するほか、総合センター等にも設置しています。かわいいラッコのイラストが目印です。

また、子育てハンドブックと連動した子育て情報サイト「らっこネット」も公開しており、オンラインでのアクセスも可能です。



「らっこネット」



子育てハンドブック「たかまつ らっこ」
(子育て支援総合情報発信事業)

事業の数値目標

本計画では、基本理念の実現を目指すための計画全体の数値目標を定め、それを達成するために事業の数値目標を設定しています。

次に掲げる事業については、計画期間である2029年度（令和11年度）末の目標値を設定し、その達成に向けて取り組んで行くこととします。

基本目標 1 子どもの将来にわたる健やかな成長を支援します

基本施策		指標名	令和 11 年度 末（目標）	令和 5 年度 末（実績）
妊娠前から 幼児期まで	母子の健康 支援	産後2か月までの産婦・乳児に対 する相談支援率	100%	99.9%
		1歳6か月児健康診査の受診率	98.5%	99.8% 新型コロナウイルス感染症の影響により実施方法変更
	親子の成長 と交流の場 の支援	身近に子育ての相談ができると ころがあると感じている市民の 割合	90%	82.2%
		家庭教育応援講座の開催回数	200 回	172 回
	教育・保育 施設の充実	保育施設等の待機児童数	0 人	12 人
		芸術士派遣事業実施施設の満足 度	100%	97%
学童期・ 思春期	教育環境の 充実	学校に行くのが楽しいと思う子 どもの割合	小学 5 年生 79% 中学 2 年生 77%	小学 5 年生 77.8% 中学 2 年生 76.6%
		I C Tを活用した授業を行って いる教員の割合	小学校 100% 中学校 100%	小学校 93.7% 中学校 83.2%
	豊かな心と 体づくり	人の気持ちが分かる人間になり たいと思う児童生徒の割合	小学 5 年生 94.5% 中学 2 年生 94%	小学 5 年生 94% 中学 2 年生 93.6%
		児童が体育の授業以外で運動す る時間（1日当たり）	67 分	56 分
	安心して学 ぶことので きる環境づ くり	放課後子ども教室の実施校区数	47 校区	33 校区
		連携型の放課後児童クラブ及び 子ども教室の実施校区数	34 校区	21 校区

基本施策		指標名	令和 11 年度 末（目標）	令和 5 年度 末（実績）
青年期	出会いや結婚の支援	ライフデザインを考えるきっかけとなった生徒の割合	100%	83%
		出会いの機会・場についての情報発信の回数	20 回	10 回
	就労支援	正社員の求人数のうち充足された求人の割合（正社員の充足率）	18.8%	11.3%
		就職面接会参加企業の満足度	70%	61%

基本目標 2 子育てや子ども・若者の成長を支援します

基本施策		指標名	令和 11 年度 末（目標）	令和 5 年度 末（実績）
子ども・若者の権利の保障		人権啓発イベント参加者の人権問題の理解度	99%	98.4%
		こども・若者のご意見箱の投稿数	60 件	5 件 (令和 6 年 10 月末)
多様な居場所の確保		子ども食堂の設置数	50 か所	32 か所
		まなびの場づくり事業の講座数	300 講座	286 講座
子どもの貧困対策の推進		学習支援事業の実施か所数	6 か所	5 か所
		自立相談における支援プランの作成率	50%	48.7%
障がいのある子ども・若者の支援の充実		知的障がい者青年教室における活動を通じて知的障がい者に対する理解が深まったと回答したボランティアの割合	91%	—
		希望者に対して医療的ケアを実施した割合	100%	100%
児童虐待の未然防止、早期発見、支援		サポートプランに基づいた支援を行っている子どもの数	120 人	90 人 (令和 6 年度見込)
		合同（児童福祉・母子保健）ケース会議で協議を行ったケース数	24 件	12 件 (令和 6 年度見込)
子ども・若者のこころの健康づくり、不登校・ひきこもり・自殺対策の推進		90 日以上欠席している不登校児童生徒のうち、専門家又は専門機関等で相談・指導を受けている児童生徒の割合	小学生 82.5% 中学生 77.5%	小学生 74.7% 中学生 68.5%
		自殺死亡率（人口 10 万人当たり）	13.0 以下 (令和 6 年～ 令和 10 年平均)	15.1 (平成 30 年～ 令和 4 年平均)
安心して外出できる環境の整備		コミュニティ協議会等が設置する防犯カメラの設置費補助件数（累計）	185 件	125 件
		市民活動団体と健全育成団体が連携できた地域数（累計）	36	3

基本目標3 安心して子育てができる環境を確保します

基本施策	指標名	令和11年度 末（目標）	令和5年度 末（実績）
妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減	子育ての経済的支援制度を利用してよかったと思う人の割合	68%	65.1%
	不妊治療支援事業のアンケートで「経済負担が減り助かっている」と答えた助成申請者の割合	74%	71%
地域における子育て支援の充実	たかまつファミリー・サポート・センターのまかせて会員数	610 人	595 人
	地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を配置している小学校数	20 校	0 校
ワーク・ライフ・バランスの推進	放課後児童クラブ入会申請児童に対する入会児童数の割合	100%	98.3%
	妊娠中、職場からの配慮があったと思う人の割合	95%	92.3%
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等相談のうち支援等解決した割合	90%以上	94.4%
	ひとり親家庭の父母からの就労相談のうち解決した割合	80%以上	78%
子育て情報提供の充実	子ども・子育て関連サイトのアクセス件数	70,000 件	65,320 件
	子育て支援アプリの登録率（0歳～6歳児の保護者）	50%	36.2%

第3部 法定事業の量の 見込みと確保方策

第1章

教育・保育提供区域

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定める」とされています。

さらに、教育・保育提供区域について、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）において、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本市の教育・保育提供区域は、これらの考え方を踏まえ、人口バランス、現在の幼稚園や保育所等の配置・入園（所）状況、保幼小連携の観点などから、これまでの計画と同様に、小学校区を基本単位として積み上げ地域ブロックを形成し、7つの区域を設定することとします。

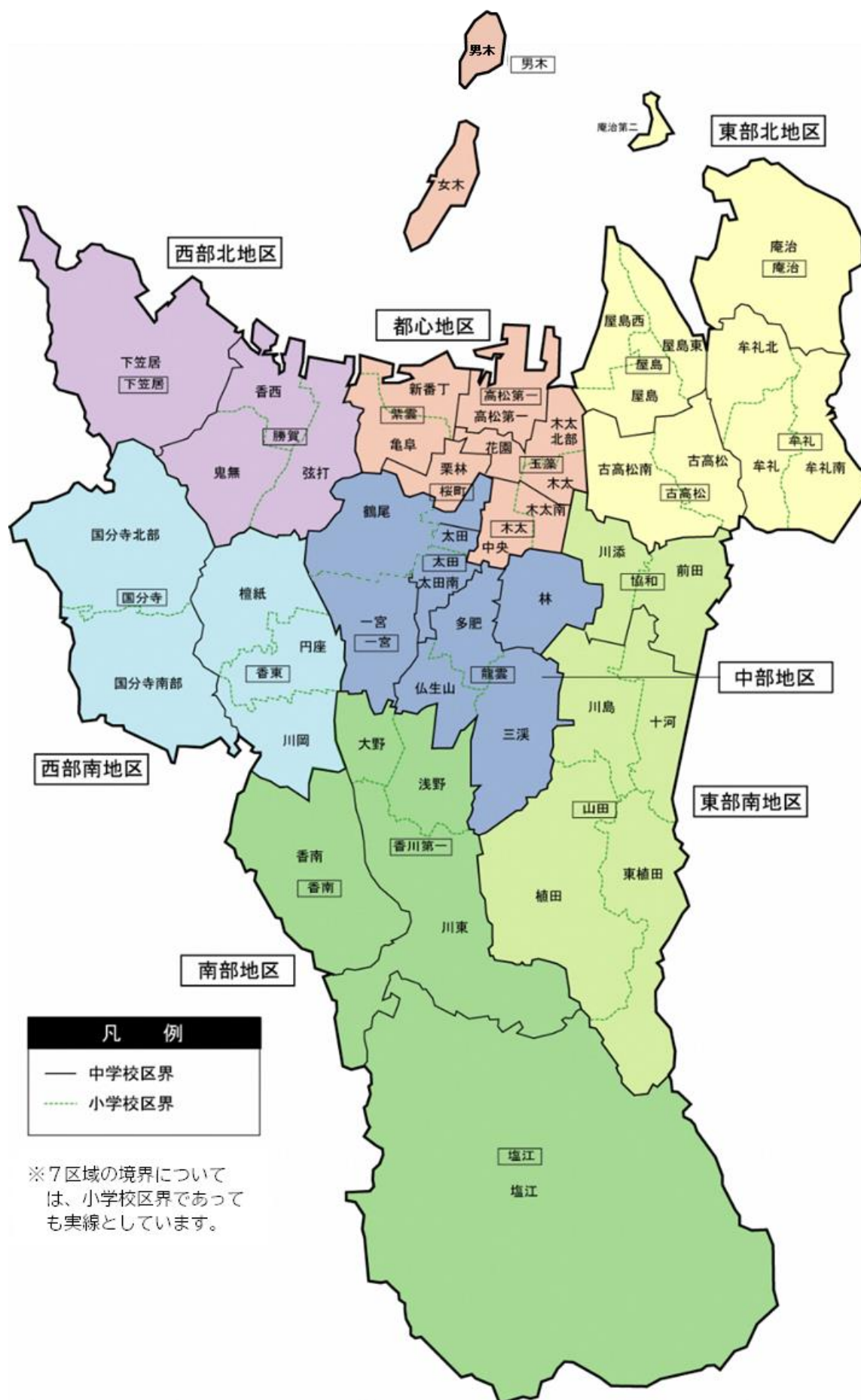
なお、放課後児童健全育成事業を除く地域子ども・子育て支援事業については、その性質から、全市的な視点で事業の供給バランスを検討すべきであると思われるため、これまでの計画と同様に、市内全域を1区域として設定することとします。

【 教育・保育提供区域 】

	対象小学校区
都心地区	新番丁、亀阜、栗林、花園、高松第一、木太、女木、男木、中央、木太南、木太北部
中部地区	鶴尾、太田、林、三溪、仏生山、一宮、多肥、太田南
東部北地区	古高松、屋島、古高松南、屋島東、屋島西、牟礼、牟礼北、牟礼南、庵治
東部南地区	前田、川添、川島、十河、東植田、植田
西部北地区	香西、弦打、鬼無、下笠居
西部南地区	川岡、円座、檀紙、国分寺北部、国分寺南部
南部地区	塩江、大野、浅野、川東、香南

教育・保育提供区域については、その区域内での利用を義務付けるものではなく、計画上において、需給バランスを確認するための単位として設定するものです。

【 教育・保育提供区域図 】



2 教育・保育提供区域の状況

(1) 人口の状況

【 区域別人口の推移と将来推計 】

単位：人

	実績					推計					
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	R7～ R11 増減
都心	115,392	114,994	113,690	113,082	113,070	112,397	111,683	110,948	110,179	109,393	▲3,004
中部	94,952	95,938	96,587	96,721	96,771	97,199	97,609	98,017	98,410	98,802	1,603
東部北	63,779	63,231	62,647	61,886	61,153	60,446	59,722	58,969	58,200	57,418	▲3,028
東部南	36,670	36,769	36,441	36,429	36,266	36,138	36,005	35,863	35,705	35,549	▲589
西部北	32,098	31,836	31,585	31,280	31,079	30,818	30,536	30,247	29,946	29,639	▲1,179
西部南	49,141	49,091	49,067	48,792	48,589	48,413	48,220	48,006	47,766	47,517	▲896
南部	32,961	32,399	31,942	31,438	31,035	30,547	30,050	29,545	29,029	28,504	▲2,043
市全体	424,993	424,258	421,959	419,628	417,963	415,958	413,825	411,595	409,235	406,822	▲9,136

【 区域別 就学前児童人口の推移と将来推計 】

単位：人

	実績					推計					
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	R7～ R11 増減
都心	5,106	4,939	4,732	4,513	4,387	4,312	4,179	4,050	3,939	3,878	▲434
中部	5,820	5,739	5,789	5,674	5,398	5,319	5,268	5,236	5,193	5,179	▲140
東部北	2,823	2,675	2,549	2,404	2,234	2,117	2,016	1,934	1,853	1,793	▲324
東部南	1,681	1,671	1,596	1,584	1,556	1,508	1,490	1,462	1,424	1,415	▲93
西部北	1,428	1,375	1,350	1,257	1,204	1,172	1,141	1,106	1,065	1,066	▲106
西部南	2,656	2,546	2,494	2,390	2,260	2,217	2,185	2,132	2,106	2,070	▲147
南部	1,176	1,091	1,047	952	881	819	784	738	703	667	▲152
市全体	20,690	20,036	19,557	18,774	17,920	17,464	17,063	16,658	16,283	16,068	▲1,396

資料：実績人口は、住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年4月1日）

推計人口は、令和2年～令和6年の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を基にコーホート変化率法で推計（各年4月1日）

【 区域別 0～11 歳人口 】

全市

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	2,737	2,685	2,639	2,604	2,569
1歳	2,650	2,785	2,732	2,686	2,650
2歳	2,838	2,655	2,790	2,739	2,693
3歳	3,018	2,823	2,642	2,776	2,724
4歳	3,081	3,020	2,824	2,644	2,776
5歳	3,140	3,095	3,031	2,834	2,656
就学前計	17,464	17,063	16,658	16,283	16,068
6歳	3,235	3,130	3,086	3,019	2,823
7歳	3,456	3,243	3,139	3,094	3,027
8歳	3,585	3,458	3,245	3,141	3,095
9歳	3,595	3,574	3,448	3,236	3,133
10歳	3,752	3,601	3,580	3,454	3,242
11歳	3,815	3,746	3,595	3,574	3,448
小学生計	21,438	20,752	20,093	19,518	18,768
総計	38,902	37,815	36,751	35,801	34,836

② 中部地区

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	862	859	858	859	860
1歳	793	878	875	874	875
2歳	898	801	887	884	883
3歳	927	897	801	886	883
4歳	911	923	893	798	882
5歳	928	910	922	892	796
就学前計	5,319	5,268	5,236	5,193	5,179
6歳	945	914	897	909	879
7歳	962	950	919	902	914
8歳	978	961	949	918	901
9歳	957	970	954	941	912
10歳	1,034	959	972	956	943
11歳	1,006	1,032	957	970	954
小学生計	5,882	5,786	5,648	5,596	5,503
総計	11,201	11,054	10,884	10,789	10,682

④ 東部南地区

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	243	239	236	234	230
1歳	241	240	237	234	232
2歳	242	244	243	240	237
3歳	266	235	238	237	234
4歳	261	268	237	240	239
5歳	255	264	271	239	243
就学前計	1,508	1,490	1,462	1,424	1,415
6歳	282	249	258	264	234
7歳	272	282	249	258	264
8歳	273	270	280	247	256
9歳	279	274	271	281	248
10歳	275	280	275	272	282
11歳	298	277	282	277	274
小学生計	1,679	1,632	1,615	1,599	1,558
総計	3,187	3,122	3,077	3,023	2,973

⑥ 西部南地区

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	349	341	336	330	325
1歳	345	356	347	342	336
2歳	373	351	362	353	348
3歳	366	371	349	360	351
4歳	399	366	371	349	360
5歳	385	400	367	372	350
就学前計	2,217	2,185	2,132	2,106	2,070
6歳	408	387	402	368	374
7歳	458	409	388	403	369
8歳	474	460	411	390	405
9歳	460	476	461	412	391
10歳	544	462	478	463	413
11歳	494	543	461	477	462
小学生計	2,838	2,737	2,601	2,513	2,414
総計	5,055	4,922	4,733	4,619	4,484

① 都心地区

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	670	654	637	624	612
1歳	661	678	662	645	632
2歳	674	654	670	655	638
3歳	734	673	653	669	654
4歳	769	740	678	658	674
5歳	804	780	750	688	668
就学前計	4,312	4,179	4,050	3,939	3,878
6歳	771	814	790	759	696
7歳	872	778	822	797	766
8歳	911	874	780	824	799
9歳	955	905	868	776	819
10歳	937	957	907	870	778
11歳	1,009	932	952	902	865
小学生計	5,455	5,260	5,119	4,928	4,723
総計	9,767	9,439	9,169	8,867	8,601

③ 東部北地区

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	311	299	288	281	273
1歳	301	322	309	298	291
2歳	347	304	324	312	301
3歳	375	345	302	322	310
4歳	377	373	343	301	320
5歳	406	373	368	339	298
就学前計	2,117	2,016	1,934	1,853	1,793
6歳	427	403	370	365	336
7歳	447	423	399	366	361
8歳	482	445	421	397	364
9歳	487	482	445	421	397
10歳	491	484	479	442	419
11歳	497	487	480	475	438
小学生計	2,831	2,724	2,594	2,466	2,315
総計	4,948	4,740	4,528	4,319	4,108

⑤ 西部北地区

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	193	188	183	179	175
1歳	205	193	188	183	179
2歳	165	194	183	178	173
3歳	206	162	191	180	175
4歳	201	202	158	187	176
5歳	202	202	203	158	188
就学前計	1,172	1,141	1,106	1,065	1,066
6歳	209	202	202	203	157
7歳	229	209	202	202	203
8歳	250	230	210	203	203
9歳	237	249	230	210	203
10歳	244	238	250	231	211
11歳	273	246	240	252	233
小学生計	1,442	1,374	1,334	1,301	1,210
総計	2,614	2,515	2,440	2,366	2,276

⑦ 南部地区

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	109	105	101	97	94
1歳	104	118	114	110	105
2歳	139	107	121	117	113
3歳	144	140	108	122	117
4歳	163	148	144	111	125
5歳	160	166	150	146	113
就学前計	819	784	738	703	667
6歳	193	161	167	151	147
7歳	216	192	160	166	150
8歳	217	218	194	162	167
9歳	220	218	219	195	163
10歳	227	221	219	220	196
11歳	238	229	223	221	222
小学生計	1,311	1,239	1,182	1,115	1,045
総計	2,130	2,023	1,920	1,818	1,712

(2) 教育・保育施設の状況

【教育・保育施設の整備状況】（令和6年度）

※施設配置図は、p.147参照

単位：人

	人口	就学前 児童数	就学前 児童 比率	こども園			幼稚園		保育所		地域型保育	
				施設数	1号 定員	2・3号 定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
都心	113,070	4,387	3.9%	6	278	575	10	1,650	21	2,197	8	105
中部	96,771	5,398	5.6%	11	479	1,489	9	1,770	13	1,323	11	189
東部北	61,153	2,234	3.7%	8	650	1,099	4	425	6	730	2	22
東部南	36,266	1,556	4.3%	4	105	491	2	210	5	440	0	0
西部北	31,079	1,204	3.9%	1	40	105	4	522	5	740	0	0
西部南	48,589	2,260	4.7%	3	45	455	6	840	5	579	0	0
南部	31,035	881	2.8%	5	205	731	1	210	2	245	1	12
市全体	417,963	17,920	4.3%	38	1,802	4,945	36	5,627	57	6,254	22	328

資料：住民基本台帳人口（4月1日）

(3) 地域子ども・子育て支援事業実施施設の状況

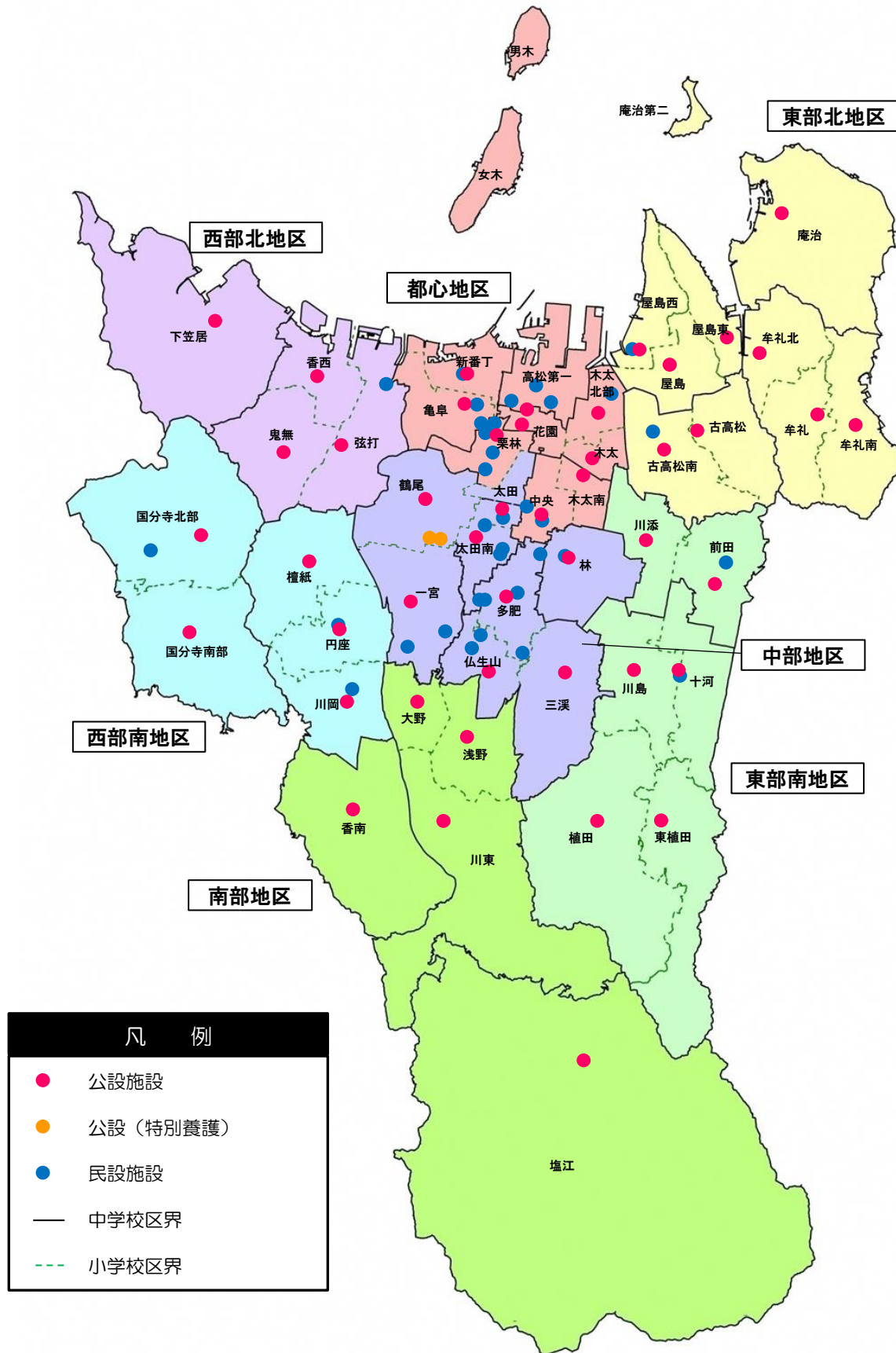
「放課後児童健全育成事業」「一時預かり事業」「地域子育て支援拠点事業」「病児・病後児保育事業」「子育て短期支援事業」の実施施設の状況については、p.148～p.150に示すとおりとなっています。

本計画では、放課後児童健全育成事業を除く地域子ども・子育て支援事業については、市内全域を1区域として需給調整を図ることとしています。

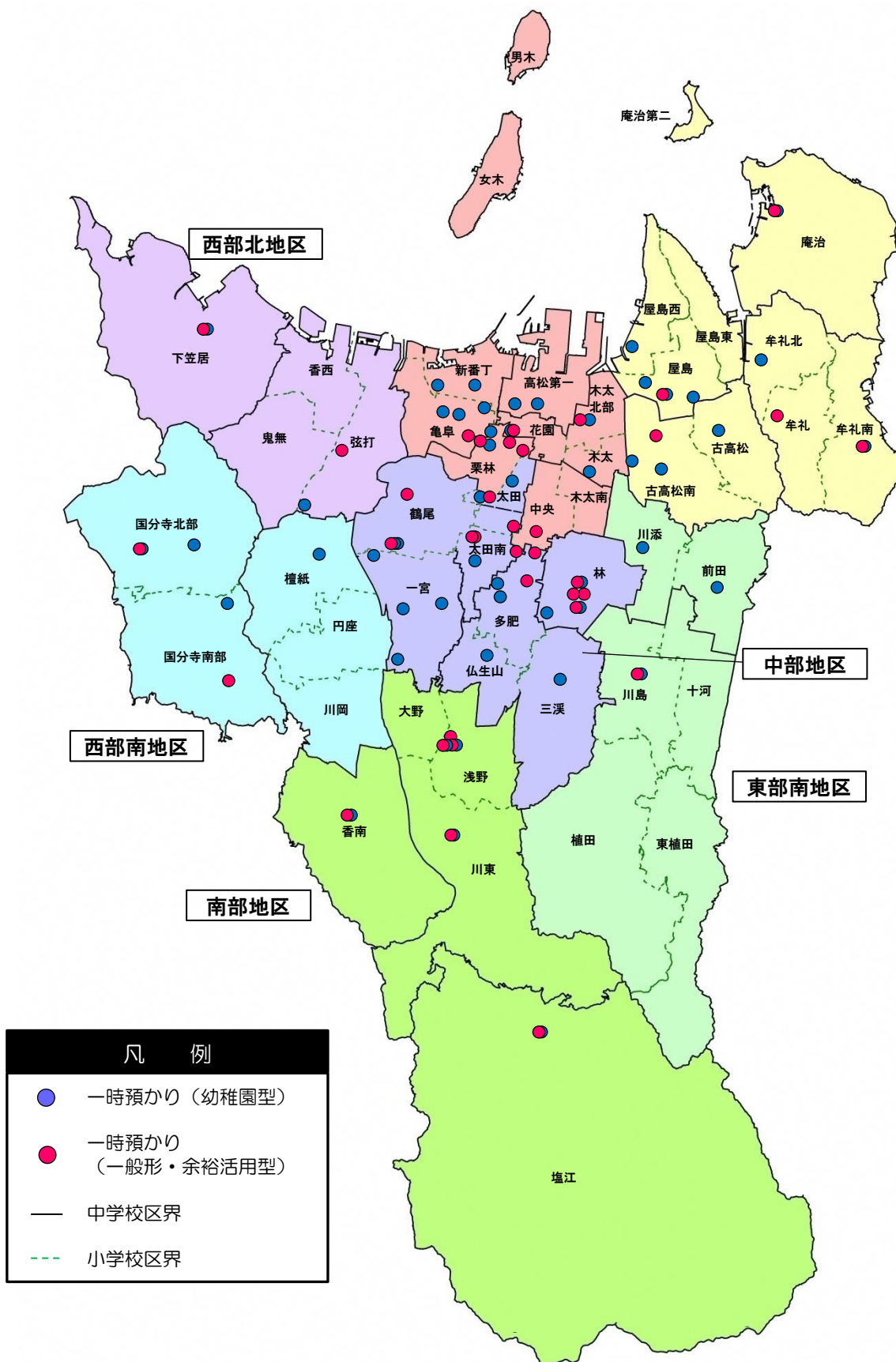
【教育・保育施設の状況】（令和6年4月1日時点）



【放課後児童健全育成事業実施施設の状況】（令和6年4月1日時点）



【一時預かり事業実施施設の状況】（令和6年4月1日時点）



【地域子育て支援拠点事業等実施施設の状況】（令和6年4月1日時点）



第2章

教育・保育の量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、7つの区域ごと、さらに1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しています。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むほか、3号認定については、0歳、1歳、2歳で分けて量を見込むこととします。

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合があります。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月64時間を下限時間とします。

(2) 量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みの推計に当たっては、原則、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果を基に、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」（以下、「国の手引き」という。）の手順に沿って算出し、実際の利用実績等による検証を行い、一部補正を行います。

本市で補正を行った部分は以下のとおりです。

【1・2号認定】

3歳以上の児童は、何らかの教育・保育事業を利用することを前提とし、3～5歳児の推計人口と1号認定、2号認定の合計が一致するよう調整します。

【3号認定】

実情に沿った内容とするため、実際の利用実績や伸び率等を勘案し、利用率を補正します。

(3) 確保方策の考え方

各年度の実際の待機児童数を勘案し、既存施設の空き定員の有効活用を図るとともに、保育士の確保策も実施しながら、量の見込みに対応できる提供体制の確保に努めます。

【 確保の内容 】

確保の内容	内容
特定教育・保育施設	市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると「確認」を受けた認定こども園、幼稚園、保育所
確認を受けない幼稚園	「確認」を受けないと申出を行った幼稚園で、現行のまま私学助成及び就園奨励費補助が継続されるもの
特定地域型保育事業	市町村から認可を受けた地域型保育事業で、次の4類型がある。 家庭的保育：家庭的な雰囲気の中、少人数（5人以下）を対象に保育を行うもの 小規模保育：小人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を行うもの 事業所内保育：会社内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行うもの 居宅訪問型保育：障がい等で個別にケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅において1対1で保育を行うもの
認可外保育施設	市や県の認可を受けていない保育施設のうち、本市が定める一定の基準を満たす認可外保育施設
企業主導型保育事業	企業等が設置する認可外保育施設。運営費等の助成を国が行うもの

(4) 量の見込みと確保方策の見直し

計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

2 量の見込みと確保方策

市全域

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		2,216	844	6,179	575	1,810	2,125	2,142	819	5,977	585	1,896	1,997
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,788		6,456	1,059	1,741	1,962	5,698		6,456	1,059	1,741	1,962
	確認を受けない幼稚園	1,100						1,100					
	特定地域型保育事業				101	109	119				101	109	119
	認可外保育施設			202	80	128	131			202	80	128	131
	うち、企業主導型			(40)	(51)	(61)	(60)			(40)	(51)	(61)	(60)
②－①		3,828		479	665	168	87	3,837		681	655	82	215
確保方策		・認定こども園（幼保連携型）移行：1か所						・認定こども園（幼保連携型）移行：1か所					

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		2,036	780	5,681	596	1,859	2,092	1,976	760	5,518	609	1,826	2,053
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,698		6,456	1,059	1,741	1,962	5,698		6,456	1,059	1,741	1,962
	確認を受けない幼稚園	1,100						1,100					
	特定地域型保育事業				101	109	119				101	109	119
	認可外保育施設			202	80	128	131			202	80	128	131
	うち、企業主導型			(40)	(51)	(61)	(60)			(40)	(51)	(61)	(60)
②－①		3,982		977	644	119	120	4,062		1,140	631	152	159
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		1,955	751	5,450	622	1,800	2,020
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,698		6,456	1,059	1,741	1,962
	確認を受けない幼稚園	1,100					
	特定地域型保育事業				101	109	119
	認可外保育施設			202	80	128	131
	うち、企業主導型			(40)	(51)	(61)	(60)
②－①		4,092		1,208	618	178	192
確保方策							

① 都心地区

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		554	364	1,480	157	509	568	536	354	1,431	159	534	533
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,322		1,559	290	441	483	1,322		1,559	290	441	483
	確認を受けない幼稚園	540						540					
	特定地域型保育事業				30	36	39				30	36	39
	認可外保育施設			46	58	88	90			46	58	88	90
	うち、企業主導型			(26)	(32)	(40)	(40)			(26)	(32)	(40)	(40)
②－①		944		125	221	56	44	972		174	219	31	79
確保方策													

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		511	336	1,359	161	522	559	495	328	1,319	165	514	549
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,322		1,559	290	441	483	1,322		1,559	290	441	483
	確認を受けない幼稚園	540						540					
	特定地域型保育事業				30	36	39				30	36	39
	認可外保育施設			46	58	88	90			46	58	88	90
	うち、企業主導型			(26)	(32)	(40)	(40)			(26)	(32)	(40)	(40)
②－①		1,015		246	217	43	53	1,039		286	213	51	63
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		489	324	1,303	169	507	540
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,322		1,559	290	441	483
	確認を受けない幼稚園	540					
	特定地域型保育事業				30	36	39
	認可外保育施設			46	58	88	90
	うち、企業主導型			(26)	(32)	(40)	(40)
②－①		1,049		302	209	58	72
確保方策							

② 中部地区

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		829	325	1,718	181	531	620	801	315	1,662	184	556	582
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,349		1,645	280	436	486	1,349		1,645	280	436	486
	確認を受けない幼稚園	560						560					
	特定地域型保育事業				61	61	68				61	61	68
	認可外保育施設			89	9	12	12			89	9	12	12
	うち、企業主導型			(14)	(9)	(10)	(9)			(14)	(9)	(10)	(9)
②－①		755		16	169	▲22	▲54	793		72	166	▲47	▲16
確保方策													

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		761	300	1,580	188	545	610	739	292	1,535	192	535	599
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,349		1,645	280	436	486	1,349		1,645	280	436	486
	確認を受けない幼稚園	560						560					
	特定地域型保育事業				61	61	68				61	61	68
	認可外保育施設			89	9	12	12			89	9	12	12
	うち、企業主導型			(14)	(9)	(10)	(9)			(14)	(9)	(10)	(9)
②－①		848		154	162	▲36	▲44	878		199	158	▲26	▲33
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		731	289	1,516	196	528	589
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,349		1,645	280	436	486
	確認を受けない幼稚園	560					
	特定地域型保育事業				61	61	68
	認可外保育施設			89	9	12	12
	うち、企業主導型			(14)	(9)	(10)	(9)
②－①		889		218	154	▲19	▲23
確保方策							

③ 東部北地区

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		365	81	1,013	76	233	301	352	79	980	78	244	283
②確保の内容	特定教育・保育施設	955		1,087	150	278	327	955		1,087	150	278	327
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				6	8	8				6	8	8
	認可外保育施設			0	8	7	6			0	8	7	6
	うち、企業主導型			(0)	(8)	(7)	(6)			(0)	(8)	(7)	(6)
②－①		509		74	88	60	40	524		107	86	49	58
確保方策		・認定こども園（幼保連携型）移行：1か所											

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		335	75	932	79	240	297	325	73	905	81	235	291
②確保の内容	特定教育・保育施設	955		1,087	150	278	327	955		1,087	150	278	327
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				6	8	8				6	8	8
	認可外保育施設			0	8	7	6			0	8	7	6
	うち、企業主導型			(0)	(8)	(7)	(6)			(0)	(8)	(7)	(6)
②－①		545		155	85	53	44	557		182	83	58	50
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		322	72	894	83	232	286
②確保の内容	特定教育・保育施設	955		1,087	150	278	327
	確認を受けない幼稚園	0					
	特定地域型保育事業				6	8	8
	認可外保育施設			0	8	7	6
	うち、企業主導型			(0)	(8)	(7)	(6)
②-①		561		193	81	61	55
確保方策							

④ 東部南地区

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		90	7	486	38	129	144	87	6	470	39	135	136
②確保の内容	特定教育・保育施設	315		500	91	144	166	315		500	91	144	166
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
	認可外保育施設			60	0	12	13			60	0	12	13
	うち、企業主導型			(0)	(0)	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)	(0)
②-①		218		74	53	27	35	222		90	52	21	43
確保方策													

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		82	6	447	40	133	142	80	6	434	40	130	139
②確保の内容	特定教育・保育施設	315		500	91	144	166	315		500	91	144	166
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
	認可外保育施設			60	0	12	13			60	0	12	13
	うち、企業主導型			(0)	(0)	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)	(0)
②-①		227		113	51	23	37	229		126	51	26	40
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		79	6	429	41	128	137
②確保の内容	特定教育・保育施設	315		500	91	144	166
	確認を受けない幼稚園	0					
	特定地域型保育事業				0	0	0
	認可外保育施設			60	0	12	13
	うち、企業主導型			(0)	(0)	(0)	(0)
②-①		230		131	50	28	42
確保方策							

⑤ 西部北地区

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		98	28	426	41	114	146	95	27	412	42	119	138
②確保の内容	特定教育・保育施設	562		485	90	129	141	472		485	90	129	141
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
	認可外保育施設			7	4	7	8			7	4	7	8
	うち、企業主導型			(0)	(1)	(2)	(3)			(0)	(1)	(2)	(3)
②－①		436		66	53	22	3	360		80	52	17	11
確保方策								・認定こども園（幼保連携型）移行：1か所					

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		90	26	392	43	117	144	88	25	381	44	115	141
②確保の内容	特定教育・保育施設	472		485	90	129	141	472		485	90	129	141
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
	認可外保育施設			7	4	7	8			7	4	7	8
	うち、企業主導型			(0)	(1)	(2)	(3)			(0)	(1)	(2)	(3)
②－①		356		100	51	19	5	359		111	50	21	8
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		87	25	376	45	113	139
②確保の内容	特定教育・保育施設	472		485	90	129	141
	確認を受けない幼稚園	0					
	特定地域型保育事業				0	0	0
	認可外保育施設			7	4	7	8
	うち、企業主導型			(0)	(1)	(2)	(3)
②－①		360		116	49	23	10
確保方策							

⑥ 西部南地区

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		208	37	595	49	162	203	201	36	576	50	170	190
②確保の内容	特定教育・保育施設	870		596	69	169	200	870		596	69	169	200
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
	認可外保育施設			0	1	2	2			0	1	2	2
	うち、企業主導型			(0)	(1)	(2)	(2)			(0)	(1)	(2)	(2)
②-①		625		1	21	9	▲1	633		20	20	1	12
確保方策													

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		191	35	547	51	166	199	185	34	532	52	164	196
②確保の内容	特定教育・保育施設	870		596	69	169	200	870		596	69	169	200
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
	認可外保育施設			0	1	2	2			0	1	2	2
	うち、企業主導型			(0)	(1)	(2)	(2)			(0)	(1)	(2)	(2)
②-①		644		49	19	5	3	651		64	18	7	6
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		183	33	525	53	161	193
②確保の内容	特定教育・保育施設	870		596	69	169	200
	確認を受けない幼稚園	0					
	特定地域型保育事業				0	0	0
	認可外保育施設			0	1	2	2
	うち、企業主導型			(0)	(1)	(2)	(2)
②-①		654		71	17	10	9
確保方策							

⑦ 南部地区

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		72	2	461	33	132	143	70	2	446	33	138	135
②確保の内容	特定教育・保育施設	415		584	89	144	159	415		584	89	144	159
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				4	4	4				4	4	4
	認可外保育施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	うち、企業主導型			(0)	(0)	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)	(0)
②-①		341		123	60	16	20	343		138	60	10	28
確保方策													

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		66	2	424	34	136	141	64	2	412	35	133	138
②確保の内容	特定教育・保育施設	415		584	89	144	159	415		584	89	144	159
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				4	4	4				4	4	4
	認可外保育施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	うち、企業主導型			(0)	(0)	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)	(0)
②-①		347		160	59	12	22	349		172	58	15	25
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		64	2	407	35	131	136
②確保の内容	特定教育・保育施設	415		584	89	144	159
	確認を受けない幼稚園	0					
	特定地域型保育事業				4	4	4
	認可外保育施設			0	0	0	0
	うち、企業主導型			(0)	(0)	(0)	(0)
②-①		349		177	58	17	27
確保方策							



第3章

地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 量の見込みの算出方法

地域子ども・子育て支援事業については、放課後児童健全育成事業を除いて、市内全域を1区域として必要量を見込み、放課後児童健全育成事業については、7つの区域ごとに必要量を見込みます。

量の見込みは、基本的には、就学前児童及び就学児の保護者を対象者としたニーズ量調査の結果を基に、国の手引きの手順に沿って算出しますが、利用状況や事業特性に応じて、適切な推計方法を検討し、本市独自の方法で補正を行っています。

(2) 確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定します。

(3) 量の見込みと確保方策の見直し

教育・保育事業の見直しに併せ、実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

2 量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

児童やその保護者が認定こども園・幼稚園・保育所等の施設選択や、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じ相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

【 現状 】

利用者支援事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本型	4か所	4か所	4か所	4か所
母子保健型	7か所	7か所	7か所	7か所

【 量の見込みと確保策 】

基本型（地域子育て支援コーディネート事業）

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②確保量	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保の内容 (実施施設)		・春日こども園地域子育て支援センター（春日町） ・にしおか医院地域子育て支援センター（寺井町） ・ひまわりはうす とことこ（出作町） ・わはは・ひろば高松（大工町）				
②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

地域子育て相談機関

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②確保量	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保の内容 (実施施設)		・春日こども園地域子育て支援センター（春日町） ・にしおか医院地域子育て支援センター（寺井町） ・ひまわりはうす とことこ（出作町） ・わはは・ひろば高松（大工町）				
②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

こども家庭センター型

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	—	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
②確保量	—	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
確保の内容 (実施施設)		・こども女性相談課 ・高松市保健センターこども家庭センター ・仏生山保健ステーションこども家庭センター ・勝賀保健ステーションこども家庭センター ・牟礼保健ステーションこども家庭センター ・香川保健ステーションこども家庭センター ・国分寺保健ステーションこども家庭センター ・山田保健ステーションこども家庭センター				
②－①	—	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【 量の見込み 】

本市では平成25年度途中から、地域子育て支援拠点事業において、従来の相談支援に加えて、地域支援や利用者支援を行う地域機能強化型を実施しており、平成26年度からは、利用者支援事業（基本型）として4か所に事業委託しています。また、母子保健型に変わり、母子保健と児童福祉が連携・協働して、専門職が支援や連携を行う形態として、こども家庭センター型を令和6年度にこども女性相談課に開設し、8か所で実施しています。

地域住民からの子育てに関する相談に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、情報の提供を行う機関（地域子育て相談機関）として4か所に事業委託しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・基本型は、現状どおり、4か所の施設において担当エリアを設定し、市役所の担当課及び相談窓口や関係機関、地域子育て支援拠点事業実施施設等と連携を図り、住民が円滑に各種の事業を利用できるように支援を行います。
- ・「こども家庭センター（母子保健）ネットワーク会議」等を実施し、支援体制の一層の強化に取り組んでいきます。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用時間以外の時間において、保育を行う事業です。

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育事業	実施施設数	93か所	95か所	100か所	100か所
	利用実人数	6,971人	5,253人	5,759人	5,267人

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	5,267人	6,221人	6,085人	5,953人	5,823人	5,757人
②確保量	5,267人	6,221人	6,085人	5,953人	5,823人	5,757人
確保の内容 (実施施設数)	100か所	103か所	103か所	103か所	103か所	103か所
②－①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

国の手引きに基づく算出では、実態と大きく乖離することから、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に将来の量の見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・事業を実施するための保育士の確保により、供給体制の確保に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数	132教室	135教室	141教室	143教室
確保量	4,950人	5,101人	5,283人	5,517人
利用希望児童数	5,060人	5,262人	5,365人	5,610人
待機児童数	110人	161人	82人	93人

【 量の見込みと確保策 】（全市）

		実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1年	1,830人	1,986人	2,021人	2,037人	2,046人	2,049人
	2年	1,677人	1,756人	1,814人	1,847人	1,861人	1,869人
	3年	1,109人	1,200人	1,262人	1,304人	1,327人	1,338人
	4年	592人	612人	610人	642人	663人	675人
	5年	264人	253人	277人	276人	291人	300人
	6年	138人	153人	145人	162人	160人	167人
	合計	5,610人	5,960人	6,129人	6,268人	6,348人	6,398人
②確保量		5,517人	5,895人	6,067人	6,235人	6,348人	6,398人
確保の内容 （実施施設数）		143教室	153教室 民間4教室	158教室 公立3教室 民間2教室	164教室 公立2教室 民間4教室	168教室 公立1教室 民間3教室	169教室 公立1教室
②－①		▲93人	▲65人	▲62人	▲33人	0人	0人

【 量の見込み 】

地区ごとの5歳児の保護者の利用希望把握調査結果を基に、令和7年度の小学校1年生の利用希望者数を算出し、令和8年度以降の1年生については、過去3か年の増加化率の平均を踏まえて算出します。また、2年生以降の利用希望者を前学年からの継続率を踏まえて算出し、これらを合わせた人数を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・国の「こども未来戦略」において、待機児童解消のための受け皿整備を、「加速化プラン」の期間中（令和6年度～令和8年度）の早期に達成できるよう取り組むこととされており、この国の方針及び本市における放課後児童健全育成事業の量の見込みを勘案し、2028年度末（令和10年度末）までの待機児童解消を目指します。
- ・引き続き、公施設において、学校施設の有効活用を図るほか、空き教室等が使用できない学校においては施設整備を推進するとともに、複数の校区からの児童の受け入れが可能である民間施設においては、運営費の助成を行うなど、民間事業者の参入を促進することにより、必要量の確保に努めます。

【 量の見込みと確保策 】（区域別）

① 都心地区

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1,593人	1,661人	1,704人	1,748人	1,773人	1,792人
②確保量	1,593人	1,661人	1,684人	1,736人	1,773人	1,792人
確保の内容 （実施施設数）	39教室	40教室	40教室	41教室 民間1教室	42教室 民間1教室	43教室 公立1教室
②－①	0人	0人	▲20人	▲12人	0人	0人

② 中部地区

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1,549人	1,691人	1,750人	1,795人	1,824人	1,842人
②確保量	1,512人	1,663人	1,717人	1,782人	1,824人	1,842人
確保の内容 （実施施設数）	39教室	44教室 民間2教室	46教室 公立1教室 民間1教室	48教室 民間2教室	50教室 公立1教室 民間1教室	50教室
②－①	▲37人	▲28人	▲33人	▲13人	0人	0人

③ 東部北地区

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	688人	708人	713人	717人	720人	720人
②確保量	668人	708人	713人	717人	720人	720人
確保の内容 (実施施設数)	16教室	18教室	18教室	19教室 公立1教室	19教室	19教室
②－①	▲20人	0人	0人	0人	0人	0人

④ 東部南地区

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	382人	425人	436人	446人	448人	450人
②確保量	379人	407人	436人	446人	448人	450人
確保の内容 (実施施設数)	11教室	11教室	12教室 民間1教室	12教室	12教室	12教室
②－①	▲3人	▲18人	0人	0人	0人	0人

⑤ 西部北地区

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	370人	364人	371人	377人	381人	383人
②確保量	369人	364人	369人	377人	381人	383人
確保の内容 (実施施設数)	11教室	11教室	11教室	12教室 公立1教室	12教室	12教室
②－①	▲1人	0人	▲2人	0人	0人	0人

⑥ 西部南地区

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	674人	688人	707人	723人	732人	738人
②確保量	645人	677人	701人	723人	732人	738人
確保の内容 (実施施設数)	17教室	18教室 民間1教室	19教室 公立1教室	20教室 民間1教室	20教室	20教室
②－①	▲29人	▲11人	▲6人	0人	0人	0人

⑦ 南部地区

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	354人	423人	448人	462人	470人	473人
②確保量	351人	415人	447人	454人	470人	473人
確保の内容 (実施施設数)	10教室	11教室 民間1教室	12教室 公立1教室	12教室	13教室 民間1教室	13教室
②－①	▲3人	▲8人	▲1人	▲8人	0人	0人

(4) 子育て短期支援事業

◎短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育等が一時的に困難な場合、また、母子が緊急かつ一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において、児童や母子を一時的に養育・保護する事業です。

◎夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童福祉施設等で預かる事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	3か所	3か所	3か所	4か所
延利用日数	36人日	178人日	204人日	328人日

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	328人日	342人日	348人日	352人日	356人日	360人日
②確保量	328人日	342人日	348人日	352人日	356人日	360人日
確保の内容 (実施施設数)	4か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きに基づく算出では、実態と大きく乖離することから、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・利用者の利便性を図れるよう、事業や提供体制の拡充を図ります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数	3,064人	3,120人	2,853人	2,689人
訪問人数	2,704人	2,745人	2,762人	2,606人
訪問率	88%	88%	97%	97%

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	2,689人	2,737人	2,685人	2,639人	2,604人	2,569人
②確保量	2,606人	2,737人	2,685人	2,639人	2,604人	2,569人
確保の内容 (実施体制等)		・地域体制：地区保健師38人、事業専門保健師3人、助産師15人 ・実施機関：健康づくり推進課、香川県助産師会（一部委託）				
②－①	▲83人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、本市では新生児全てを訪問することを目標とするため、量の見込みは新生児数（推計）とします。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・健康づくり推進課においては、地区担当保健師と事業専用に雇用した嘱託保健師により実施するとともに、事業の一部を香川県助産師会に委託して実施します。
- ・提供体制は現状で確保できているため、訪問率100%を目指します。
- ・本事業により、特に支援を必要とする家庭を的確に把握し、相談等によるフォローを行うとともに、必要に応じて養育支援訪問事業等に引き継ぎを行います。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の資格を持つ養育支援員が、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	62人	37人	24人	25人
従事延人数	287人	293人	193人	126人

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	25人	36人	42人	48人	53人	59人
②確保量	25人	36人	42人	48人	53人	59人
従事延人数	126人	185人	216人	247人	272人	303人
確保の内容		・実施体制：養育支援員13人（保健師・助産師・保育士等）				
②－①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、令和2年度から5年度までの乳児家庭全戸訪問事業対象者数に対する養育支援訪問事業者数の比率から算出した結果を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・引き続き、助産師会等の協力を得て、保健師、助産師、保育士など専門の養育支援員の確保に努めるとともに、養育支援員のスキル向上を図り、養育支援訪問体制の充実に努めます。
- ・こども家庭センターの設置に伴い、これまでより緊密な連携体制をとり、支援対象家庭の把握に努めます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	常設	29か所	29か所	29か所	29か所
	出張ひろば	2か所	2か所	2か所	2か所
延べ利用回数		43,036人回	38,203人回	47,799人回	57,903人回

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	57,903人回	58,183人回	59,913人回	62,627人回	64,023人回	65,463人回
②確保量	57,903人回	58,183人回	59,913人回	62,627人回	64,023人回	65,463人回
確保の内容 (施設数)		・旧ひろば型：9か所 ・旧センター型：20か所（うち直営：2か所） ・出張ひろば：2か所 ・合計31か所				
②－①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【 量の見込み 】

国の手引きに基づく算出では、実態と大きく乖離することから、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・本市の拠点数は、国の「子ども・子育てビジョン」の数値目標（中学校区に1つ＝23か所）を達成していることから、当面は現有施設31か所の利用促進を図ることとします。
- ・児童人口は減少しますが、それを上回る利用率の回復及び増加を想定し、量の見込みも増加するものと考えます。
- ・認定こども園は、教育・保育を一体的に提供するほか、施設を利用していない地域の子どもの保護者に対する子育て支援を提供することが基本とされていることから、拠点と併せて、地域の子育て支援の充実を図ります。
- ・利用者支援（コーディネート事業）を実施する4つの拠点の各エリアにおいて、各地域子育て支援拠点との横断的連絡連携を図りながら、子育て支援の充実を目指します。

(8) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園又は認定こども園が在園児を対象に、通常の教育時間の前後や、長期休業日等に一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数	39か所	44か所	46か所	49か所
年間延べ利用日数	129,854人日	153,813人日	135,411人日	193,340人日

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	193,340人日	184,265人日	179,432人日	171,834人日	168,019人日	167,165人日
②確保量	193,340人日	184,265人日	179,432人日	171,834人日	168,019人日	167,165人日
確保の内容 (施設数)	49か所	54か所	55か所	55か所	55か所	55か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きでは、2号認定のうち幼稚園を希望する家庭の全てが預かり保育を利用し、更に利用希望日数を母親の就労日数としていることから、量の見込みは実態に比べて過大に算出されていると考えられます。

そこで本市では、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に将来の量の見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・事業を実施するための人員確保等により、供給体制の確保に努めます。

② 一時預かり事業（一般型・余裕活用型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所や認定こども園等で一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数	28か所	31か所	36か所	36か所
延べ利用日数	9,606人日	9,589人日	8,475人日	9,807人日

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	9,807人日	8,378人日	8,317人日	8,324人日	8,255人日	8,203人日
②確保量	9,807人日	8,378人日	8,317人日	8,324人日	8,255人日	8,203人日
確保の内容 (施設数)	36か所	36か所	36か所	36か所	36か所	36か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きでは、この事業は在宅児が利用する事業であるにも関わらず、0歳～5歳の全ての児童を対象として算出しているため、量の見込みは実態に比べて過大に算出されていると考えられます。

そこで本市では、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に将来の量の見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・事業を実施するための保育士の確保により、供給体制の確保に努めます。

(9) 病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児対応型	実施か所数	6か所	6か所	6か所	6か所
	延べ利用日数	2,496人日	5,694人日	6,654人日	9,230人日
体調不良児対応型	実施か所数	2か所	1か所	1か所	2か所
	延べ利用日数	133人日	83人日	87人日	201人日

【 量の見込みと確保策 】

		実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	病児対応型	9,230人日	9,094人日	9,029人日	8,959人日	8,906人日	8,840人日
	体調不良児対応型	201人日	390人日	390人日	390人日	390人日	390人日
② 確保量	病児対応型	8,741人日	9,094人日	9,029人日	8,959人日	8,906人日	8,840人日
	体調不良児対応型	201人日	390人日	390人日	390人日	390人日	390人日
(施設数) 確保の内容	病児対応型	6か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	体調不良児対応型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
② ・ ①	病児対応型	▲489人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	体調不良児対応型	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きに基づく算出では実態と大きく乖離するため、過去の利用率（お断り数を加えた利用延べ人日÷0～11歳児童数）の推移から、将来の利用率を設定し、これに将来の児童人口を乗じて算出した結果を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・児童人口は減少していますが、共働き家庭の増加等による利用率の増加に伴い、病児対応型において、現状の6施設から1施設増設に努めます。
- ・関係機関と連携して周知を図るとともに、利用しやすい環境の整備に努めます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）と、育児の援助をしたい人（提供会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供会員数（まかせて会員）	545人	559人	584人	595人
依頼会員数（おねがい会員）	1,827人	1,801人	1,826人	1,898人
両方会員数（どっちも会員）	106人	85人	80人	79人
活動件数	7,387人日	7,257人日	8,537人日	9,934人日

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	9,934人日	10,303人日	10,469人日	10,615人日	10,770人日	10,898人日
②確保量	9,934人日	10,303人日	10,469人日	10,615人日	10,770人日	10,898人日
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きでは、就学前児童については、国のワークシートを使用すると、認定こども園や保育所等における一時預かり事業の中に含んで算出されますが、本市では、一時預かり事業について、独自に、過去の実績を基に実態に近い量を見込んでいることから、ファミリー・サポート・センター事業は、別途、ここで見込みます。

過去の利用率（利用延べ人日÷0～11歳児童数）の推移から、将来の利用率を設定し、これに将来の児童人口を乗じて算出した結果を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・利用見込み量に対する供給量を確保するためには、提供会員の確保が必要となることから、提供会員を対象とする養成講座や事業周知の充実により、提供会員の増員を図ることと、供給体制の確保に努めます。
- ・多種多様な利用者ニーズに応えられるよう、提供会員の質的向上に努めます。
- ・本事業は、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョンの取組事業として実施しているため、供給量の確保に当たっては、本市での確保を基本としつつ、三木町、綾川町における必要量や提供体制も踏まえて検討を行います。

(11) 妊婦健康診査事業

母子健康法第13条の規定により、本市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診実人数	3,185人	3,008人	2,860人	2,669人
健診回数	36,829回	35,626回	34,388回	31,739回

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	2,669人	2,737人	2,685人	2,639人	2,604人	2,569人
健診回数	31,739回	32,844回	32,220回	31,668回	31,248回	30,828回
②確保量	2,669人	2,737人	2,685人	2,639人	2,604人	2,569人
確保の内容 (実施体制等)	実施場所：県内産婦人科医療機関及び助産所 実施体制：香川県医師会及び香川県助産師会に委託 里帰り等で県外医療機関受診の場合は、償還払いで対応 実施時期：通年					
②－①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、本市では以下の算出方法とします。

「新生児数(推計)(人)」×「一人当たり平均受診回数(12回)」＝「量の見込み(人回)」

※妊婦の数は出生数と同程度と考え、0歳児人口(推計)を用いています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・既に、香川県医師会及び香川県助産師会と委託契約し、県内の産婦人科医療機関と助産所において健診が受診できる体制を確立していることから、供給量は充足しています。

(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠（10時間（仮定））の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる通園制度です。

令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として、令和8年度以降は新たな給付制度として実施される予定で、令和9年度までは、月一定時間までの利用可能枠について、3時間から10時間（仮定）の範囲内で設定が可能となっています。

【 量の見込みと確保策 】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0 歳児	量の見込み (延べ人数)	42人日 [14人日/月]	168人日 [14人日/月]	216人日 [18人日/月]	516人日 [43人日/月]	504人日 [42人日/月]
	確保量 (延べ人数)	45人日 [15人日/月]	192人日 [16人日/月]	216人日 [18人日/月]	516人日 [43人日/月]	516人日 [43人日/月]
1 歳児	量の見込み (延べ人数)	33人日 [11人日/月]	144人日 [12人日/月]	180人日 [15人日/月]	444人日 [37人日/月]	432人日 [36人日/月]
	確保量 (延べ人数)	42人日 [14人日/月]	204人日 [17人日/月]	204人日 [17人日/月]	540人日 [45人日/月]	540人日 [45人日/月]
2 歳児	量の見込み (延べ人数)	30人日 [10人日/月]	108人日 [9人日/月]	144人日 [12人日/月]	348人日 [29人日/月]	348人日 [29人日/月]
	確保量 (延べ人数)	48人日 [16人日/月]	204人日 [17人日/月]	204人日 [17人日/月]	924人日 [77人日/月]	924人日 [77人日/月]

【 量の見込み 】

国の手引きでは、「0歳6か月から満3歳未満の未就園児数」×「月一定時間」×12月を基本としているが、ニーズ調査における利用希望を踏まえ量の見込みを算出しています。

また、令和9年度までは、確保量を踏まえ、利用時間について、令和7年度から令和8年度は3時間、令和9年度は4時間としているほか、令和7年度は3か月分の量としています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・国における実施事業所に係る認可基準の制定が令和6年度末になり、本市において受入れ体制の整備に一定の時間を要することから、令和9年度までは、月3時間以上であって国が定める月一定時間の範囲内での実施に努め、令和10年度以降は国が定める月一定時間について、希望する方が利用できるよう、供給体制の確保に努めます。
- ・本事業は、新たに創設された事業であるため、国の動向を注視しながら、必要に応じて実施方法等を見直しを行いながら、受入体制を整備します。

(13) 産後ケア事業（新規事業）

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする事業です。

一定の期間、医療機関・助産所に入所、又は日帰りで通所し、母乳管理・もく浴の仕方・赤ちゃんのお世話について、自宅へ帰っても困らないように助産師等から具体的に教わる事ができる事業です。

母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

また、改正子ども・子育て支援法により、令和7年4月から「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられることとなっています。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者実人数	82人日	116人日	218人日	313人日

【 量の見込みと確保方策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	313人日	1,180人日	1,157人日	1,138人日	1,122人日	1,107人日
②確保量	313人日	1,180人日	1,157人日	1,138人日	1,122人日	1,107人日
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、本市では以下の算出方法とします。

〔A推計産婦数（人）〕×〔C利用見込み産婦数（人）〕／〔B全産婦数（人）〕

×〔D 平均利用日数（日）〕

A 推計産婦数……………5か年計画に記載した各年の産婦数のデータ

B 全産婦数……………利用見込み産婦数算出時点の産婦数

C 利用見込み産婦数…利用希望把握調査等で把握した産後ケアの利用を希望している産婦数や、事業の利用実績データを基に求めた産婦数。

D 平均利用日数……………1人当たりの利用が必要と思われる日数

【 確保方策と今後の方針 】

- ・産後ケア事業をユニバーサルサービスとして、より多くの産婦が利用できるよう新規委託事業者の充実を図ります。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

改正児童福祉法により、令和6年4月から「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	1,000人日	1,400人日	1,600人日	1,600人日	1,600人日
②確保量（延べ人数）	1,000人日	1,400人日	1,600人日	1,600人日	1,600人日
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、国が示す算定式により、対象世帯数は、過去の実績と増加状況から推計し、算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・こども家庭センター設置に伴い、より適切に、母子保健事業等により把握した対象家庭が、事業につながるよう努めます。
- ・支援を必要とするヤングケアラーについて、ヤングケアラー・コーディネーターによる関係機関への訪問や、ヤングケアラーに関する周知啓発、子どもへの実態調査等により把握に努めます。
- ・訪問支援員への研修を実施し、支援体制の強化に努めます。

(15) 親子関係形成支援事業（新規事業）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みについて情報交換できる場を設けることで、健全な親子関係の育成に向けた支援を行う事業です。

改正児童福祉法により、令和6年4月から「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実人数）	－	14人	14人	14人	14人
②確保量（実人数）	－	14人	14人	14人	14人
②－①	－	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、国が示す算定式により、対象世帯数は、高松市虐待相談対応件数（令和元～5年度平均）の5％の数として算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・令和8年度からの事業開始を目指し、委託先の選定、協議、研修等を行います。
- ・本事業は、改正児童福祉法により、新たに創設された事業であるため、開始後も、必要に応じて実施方法等の見直しを行います。

(16) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

改正児童福祉法により、令和6年4月から「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実人数）	－	27人	27人	27人	27人
②確保量（実人数）	－	27人	27人	27人	27人
②－①	－	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、国が示す算定式により、対象世帯数は、高松市虐待相談対応件数（就学前児童を除く令和元～5年度平均）の20%の数として算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・令和8年度からの事業開始を目指し、類似事業の情報収集・調整、委託先の選定、協議、研修等を行います。
- ・本事業は、改正児童福祉法により、新たに創設された事業であるため、開始後も、必要に応じて実施方法等の見直しを行います。

(17) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型相談支援を継続的に実施することにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、必要なサービスに確実に結びつける事業です。

改正子ども・子育て支援法により、令和7年4月から「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられることとなっています。

【現状】 ※令和6年度までは出産・子育て応援給付金給付事業として実施

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
需要量	妊娠届出数	3,185人	3,008人	2,860人	2,669人
	1組当たり面談回数	2回	2回	2回	2回
	面談実施合計回数	6,370回	6,016回	5,720回	5,338回
こども家庭センター		4,145回	3,959回	3,813回	3,547回
上記以外で業務委託		1,744回	1,794回	1,809回	1,737回

【量の見込みと確保策】

		実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	妊娠届出数	2,669人	2,737人	2,685人	2,639人	2,604人	2,569人
	1組当たり面談回数	2回	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合計回数	5,338回	8,211回	8,055回	7,917回	7,812回	7,707回
②確保量	こども家庭センター	3,547回	6,421回	6,299回	6,191回	6,109回	6,027回
	上記以外で業務委託	1,737回	1,790回	1,756回	1,726回	1,703回	1,680回
②－①		▲54回	0回	0回	0回	0回	0回

【量の見込み】

妊娠届出数等から対象者数を算定し、1組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面談回数を乗ずることにより相談支援のニーズ量を見込みます。

なお、面談回数については、現行の少なくとも3回（うち1回はアンケートを実施し、希望者に対して面談を実施も可）を基本とし、量の見込みを算出しています。

【確保方策と今後の方針】

- ・乳児家庭全戸訪問事業において全家庭の訪問を目指しており、個別に支援が必要となる妊産婦についても随時面談等の実施を継続します。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設において実費徴収を行うことができる給食費（副食費）及び日用品や文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・教育・保育施設における低所得者世帯等の子どもの給食費（副食費）に対する補助を行います。
- ・その他事業については、国の制度内容等を踏まえて検討します。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・児童の受入れ状況や国の制度内容等を踏まえて検討します。

資料編



資料編

1 高松市子ども・子育て条例

平成25年3月27日

条例第10号

高松市子ども・子育て条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもが有する権利と責任（第4条）

第3章 大人の役割・責務（第5条—第9条）

第4章 推進計画（第10条）

第5章 基本的施策（第11条—第18条）

第6章 雑則（第19条）

附則

子どもは、次代の高松を支えていくかけがえのない宝です。

子どもは、成長の過程で他者と関わりながら、守られ、認められ、そして自ら行動することにより、多くのことを学び、未来への可能性を広げていきます。全ての子どもが、豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持ち、自分と他者を大切にする心や社会規範を身につける中で道徳性を養い、地域社会の一員として健やかに育っていくことは、全ての高松市民の願いです。

子育てにおいては、その保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識の下、地域住民、学校等関係者なども含めた全ての大人は、子どもの気持ちを大切にし、自ら学び育つ力を尊重しながら、子どもに対して年齢や発達に応じた支援を行っていくことが必要です。さらに、大人には、子どもの模範となり、それぞれが連携して社会全体で子どもを育てる力を高めることにより、子どもがこの高松に深い愛着と誇りを持ち、次代の担い手として自立し、将来自らの子どもを安心して生み育てていくことができる環境を整えていく役割と責任があります。

ここに、子どもの成長と子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進し、明るくいいきとした子どもの笑顔、子育ての喜びや楽しさを実感する家族の笑顔、温かく子育てを支える地域の人たちの笑顔などたくさんの笑顔が輝くまちの実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもを社会全体で健やかに育むための取組について、その基本理念を定め、保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子どもを社会全体で健やかに育むための施策に関する基本的事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これに準じてその成長への支援が必要であると認められる者をいう。
- (2) ヤングケアラー 本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っている子どもをいう。
- (3) 保護者 親又は親に代わり子どもを育てる立場にある者をいう。
- (4) 地域住民 子どもにとって身近な生活圏において居住し、通勤し、通学し、又は活動する個人及びこれらの者を構成員とする法人その他の団体をいう。
- (5) 学校等関係者 学校、認定こども園、幼稚園、保育所、児童養護施設その他の子どもが育ち、又は学ぶことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設（以下「学校等」という。）の設置者、管理者又は職員をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの人格及び子どもが権利を有していることを尊重して行われるものとする。

- 2 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの最善の利益を考慮して行われるものとする。
- 3 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの年齢及び発達に応じて行われるものとする。
- 4 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、保護者、地域住民、学校等関係者、事業者及び市が、それぞれの役割又は責務に応じて主体的に取り組み、及び相互に協働して行われるものとする。

第2章 子どもが有する権利と責任

第4条 保護者、地域住民、学校等関係者、事業者及び市は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもが有する権利を尊重するとともに、相互に協力して、子どもが健やかに育つよう、必要な支援に努めなければならない。

- 2 子どもは、一人一人が権利を有することを自覚し、その年齢及び発達に応じて、次に掲げる事項に取り組むよう努めなければならない。

- (1) 自らの権利を大切にするとともに、感謝の気持ちや思いやりの心、他者の権利を大切にすること。

- (2) 基本的な生活習慣及び規範意識を身に付け、社会規範を遵守するとともに、自らの言動に責任を持つこと。
- (3) 主体的に生きていく力を高めるとともに、地域社会の一員として社会参加すること。

第3章 大人の役割・責務

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子育てについて第一義的な責任を有することを認識し、子どもとの対話を大切にしながら、家族とともに次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもに愛情及び関心を持ち、ふれあいを大切にし、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが生命の大切さを学ぶとともに、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けることができるよう、自らが模範を示しながら、子どもの成長を支えること。
- (3) 子どもに様々な経験及び学習の機会を与え、心豊かにたくましく成長するよう支援すること。
- (4) 日常における挨拶や地域行事への参加等を通じて、子どもとともに地域住民との交流を図ること。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域が、子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること、並びに家庭における子育てを補完する機能があることを認識し、子どもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 目配り、声かけ等を通して相互の信頼感を高めながら、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができる地域づくりを行うこと。
- (2) 子どもの考えや行動に関心と理解を持つとともに、自らが模範を示しながら、子どもが地域社会の一員としての役割を自覚することができるよう支援すること。

(学校等関係者の役割)

第7条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、学校等が、集団の中での遊び又は学習を通じて子どもの豊かな人間性及び将来の可能性を育む場であることを認識し、互いに認め合う人間関係づくりに配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること、並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援すること。
- (2) 子どもが、生命の大切さを学び、次代の親として家庭生活を大切に作る心情を育む機会を提供すること。
- (3) 学校等が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境づくりを行うこと。
- (4) いじめ、虐待等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、自らの活動が子どもの成長に様々な影響を与えることを認識し、子どもの立場に配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもにとって安全で良好な社会環境づくりを推進すること。
- (2) 保護者、地域住民、学校等関係者及び市が行う子どもを社会全体で健やかに育むための取組に協力すること。
- (3) 仕事と生活の調和の観点から、その事業所で働く保護者が、仕事と子育てを両立できるよう職場の環境づくりを行うとともに、家庭における子育ての重要性について啓発すること。
- (4) 医療機関その他子育て支援に関する事業活動を行う者にあつては、その専門的な知識及び経験を生かし、子どもの健やかな成長を支援すること。

(市の責務)

第9条 市は、基本理念にのっとり、子どもの立場に配慮しながら、次に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 国、他の地方公共団体及び関係機関と連携協力して、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を策定し、及び実施すること。
- (2) 子どもを社会全体で健やかに育むための施策を実施するため、必要な情報発信及び財政上の措置その他の措置を講じること。
- (3) 保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者と協働し、それぞれの役割を担うために必要な支援を行うこと。

第4章 推進計画

第10条 市長は、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもを社会全体で健やかに育むための施策の目標に関する事項
- (2) 子どもを社会全体で健やかに育むための施策に関する基本的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、高松市子ども・子育て支援会議条例（平成25年高松市条例第11号）に規定する高松市子ども・子育て支援会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第5章 基本的施策

(子どもの成長への支援)

第11条 市は、子どもの健やかな成長を支援するため、その健康の確保及び増進に関する施策等の充実を図るものとする。

- 2 市は、子どもが安全にかつ安心して過ごすことができる居場所づくりや、子どもが利用しやすい公共施設等の整備等良好な生活環境の確保を図るものとする。
- 3 市は、子どもの生きる力を育てるための学校教育環境の整備及び充実を図るものとする。
- 4 市は、子どもが自らの権利及び責任について理解し、地域社会の一員として自立した大人へと育つことができるよう、多様な経験、学習等の機会の提供を図るものとする。

(子育て家庭への支援)

第12条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子どもの成長及び子育てに関する情報の提供、子育てに係る経済的負担の軽減、地域の子育て支援体制の整備等家庭及び地域における子どもを育てる力の向上を図るものとする。

- 2 市は、多様な保育サービスの充実、子育てがしやすい就業環境の整備等子育てと仕事の両立を支援する環境づくりに取り組むものとする。

(子どもを虐待等から守るための対策)

第13条 市は、子どもの虐待、いじめ等について、予防及び早期発見に取り組むとともに、保護を要する子どもの救済その他の措置を講ずるために必要な体制整備を図るものとする。

(子どもの貧困の解消に向けた対策)

第14条 市は、貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に取り組むものとする。

(ヤングケアラーへの支援)

第15条 市は、責任や負担の重さにより学業、友人関係等に影響が出ることのないよう、ヤングケアラーへの適切な支援に取り組むものとする。

(相談支援体制の充実)

第16条 市は、妊娠、出産、家庭生活その他子どもの成長及び子育てに関する問題や悩みに適切に対応できるよう、総合的な相談支援体制の充実を図るものとする。

(協働等による施策の推進)

第17条 市は、第11条から前条までに定める施策を推進するに当たっては、関係機関との連携協力並びに保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者との協働の下に、子ども及び子どもを取り巻く環境の実情に合わせて実施するものとする。

(広報及び啓発)

第18条 市は、この条例の趣旨について、子ども、保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を効果的に行うものとする。

第6章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定により定められている計画は、第10条の規定により策定された計画とみなす。
- 3 この条例の施行の日から高松市子ども・子育て支援会議条例の施行の日までの間における第10条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第3項中「高松市子ども・子育て支援会議条例（平成25年高松市条例第11号）に規定する高松市子ども・子育て支援会議」とあるのは、「2人以上の学識経験者」とする。

附 則（平成30年3月28日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月29日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日条例第17号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 高松市子ども・子育て支援会議条例

平成25年3月27日

条例第11号

高松市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 次代の高松を担う子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

2 支援会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関とする。

(所掌事項)

第2条 支援会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号並びに認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 高松市子ども・子育て条例（平成25年高松市条例第10号。以下「条例」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、条例による子どもを社会全体で健やかに育むための施策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 支援会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども及び子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 子ども及び子育て支援に関する活動を行う団体の代表者
- (5) 事業主団体及び労働者団体の代表者
- (6) 子ども・若者及び子どもを養育する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 支援会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 支援会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 支援会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 支援会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 支援会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 支援会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 支援会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 支援会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって支援会議の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 支援会議の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成25年高松市規則第33号により、平成25年6月1日から施行)

(招集の特例)

- 2 この条例による最初の支援会議の会議及び任期満了後における最初の支援会議の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成26年3月28日条例第15号)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「認定こども園改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 支援会議は、この条例の施行前においても、改正後の第1条第2項及び第2条第1号の規定の例により、認定こども園改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によりその権限に属させられた事項を処理することができる。

附 則 (令和5年3月29日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日条例第18号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

3 高松市子ども・子育て支援会議委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
会長	加野 芳正	香川短期大学 学長	
副会長	山田 士郎	高松市PTA連絡協議会 相談役	
委員	有岡 光子	香川県子ども女性相談センター 所長	
	池畑 章伸	高松地区労働組合連合会 事務局長	
	上野 忠昭	高松市民生委員児童委員連盟 副会長	
	金倉 吏志	高松市私立幼稚園連合会 副会長	
	香川 和章	高松市コミュニティ連合会 理事	令和6年6月26日まで
	木村 靖		令和6年6月27日から
	合田 京子	公募委員	
	鈴木 慈恵	香川こだま学園 公認心理師	
	田中 恵	認定こども園 保護者	
	中橋 恵美子	特定非営利活動法人わははネット 理事長	
	仁木 彩乃	公募委員	
	原田 さとみ	高松商工会議所女性会 常任理事	
	三木 一平	高松市認可保育園共励会 会長	
	川上 敬吾	高松市中学校長会 会長	令和6年3月31日まで
	溝渕 隆弘		令和6年4月1日から
	宮武 孝子	高松市医師会 理事	
	真鍋 康秀	高松市小学校長会 会長	令和6年3月31日まで
	森川 淳一		令和6年4月1日から

4 計画策定の経過

年月日	会議等	内容等
令和5年11月27日	令和5年度第2回高松市子ども・子育て支援会議	第3期高松市子ども・子育て支援推進計画の策定について
令和6年3月21日	令和5年度第3回高松市子ども・子育て支援会議	第3期高松市子ども・子育て支援推進計画策定におけるニーズ調査について
令和6年4月15日～ 令和6年5月10日	子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査	各種子育て支援サービスに関する意見・要望を把握するために実施（p.7 参照）
令和6年4月15日～ 令和6年5月10日	こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査	子ども・若者に関する施策を検討するために実施（p.7 参照）
令和6年6月7日～ 令和6年7月19日	支援団体等へのヒアリング	子ども・子育て・若者支援団体等の実情や課題などを把握するために実施（p.202, p.203 参照）
令和6年7月16日	子ども・若者からの意見聴取 高校生	子ども本人（高校生）の意見を聴取するために実施（p.199～p.201 参照）
令和6年7月18日～ 令和6年7月31日	子ども・若者からの意見聴取 小学5年生・中学2年生	子ども本人（小学5年生・中学2年生）の意見を聴取するために実施（p.197, p.198 参照）
令和6年7月31日	令和6年度第1回高松市子ども・子育て支援会議	「高松市こども計画（仮称）」骨子案について
令和6年10月9日	令和6年度第2回高松市子ども・子育て支援会議	「高松市こども計画（仮称）」素案について
令和6年10月21日	高松市議会教育民生調査会	「高松市こども計画（仮称）」素案について
令和6年10月31日	令和6年度高松市若者支援協議会 代表者・実務者全体会議	「高松市こども計画（仮称）」素案について
令和6年11月29日	令和6年度第3回高松市子ども・子育て支援会議	「高松市こども計画（仮称）」案について
令和6年12月16日	高松市議会教育民生調査会	「高松市こども計画（仮称）」案について
令和7年1月20日～ 令和7年2月19日	パブリックコメント	「高松市こども計画（仮称）」案についての意見募集 ・コメント件数 58 件

5 子ども・若者からの意見聴取①

小学5年生・中学2年生

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、こども計画策定に当たり、こども大綱等を踏まえ、子ども・若者の意見を取り入れる一環として、本市の子ども・子育て支援に関する意見募集を実施したものです。

② 調査対象

市内小学校・中学校に在学している小学5年生・中学2年生

③ 調査期間

令和6年7月18日～令和6年7月31日

④ 調査方法

ちらしを配布し、WEBによる回答

⑤ 回収状況

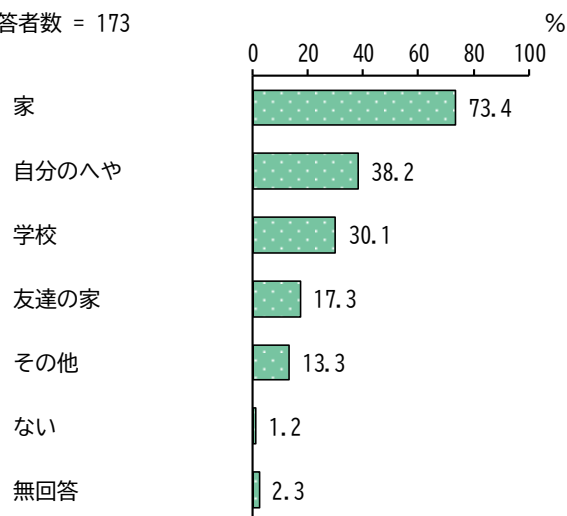
配布数	有効回答数	有効回答率
6,803 通	173 通	2.5%

(2) 調査結果

① ほっとする場所や好きなところ

「家」の割合が73.4%と最も高く、次いで「自分のへや」の割合が38.2%、「学校」の割合が30.1%となっています。

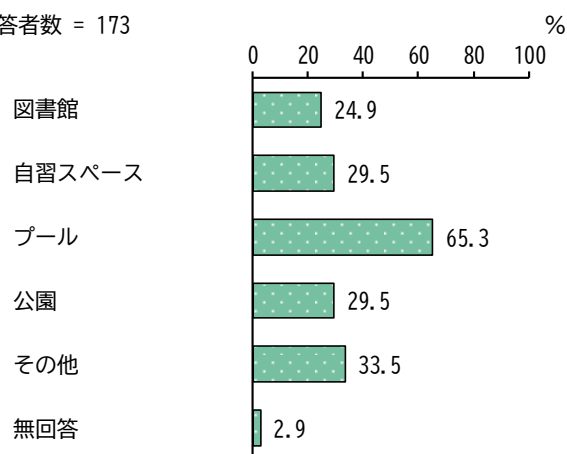
回答者数 = 173



② まちにあったらいいなと思う場所（施設）

「プール」の割合が65.3%と最も高く、次いで「自習スペース」、「公園」の割合が29.5%となっています。

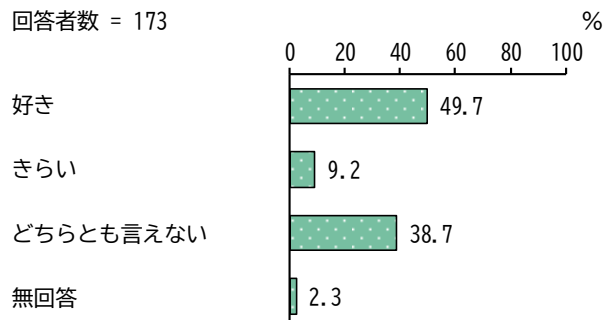
回答者数 = 173



③ 自分のことが好きか

「好き」の割合が49.7%と最も高く、次いで「どちらとも言えない」の割合が38.7%となっています。

回答者数 = 173



6 子ども・若者からの意見聴取② 高校生

(1) 概要

○目的：子どもたちに社会の現状や課題について考える機会を提供する中で、子ども本人の意見を収集・整理し、次期計画に反映させるため、高校生ワークショップを実施

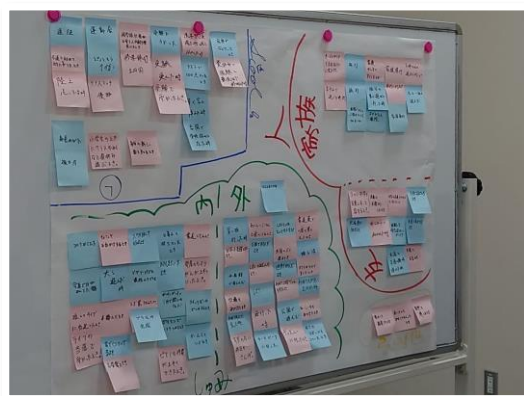
○日時：令和6年7月16日（火）午後2時00分～

○場所：高松第一高等学校

○参加者：生徒会の生徒41名

○テーマ

- ①「これまでも思い出そう 自分たちがいきいき、わくわくする瞬間って？」
- ②「未来を語ろう！（10年後の子どもたち）子どもたちにとって夢があるまちって？」



(2) 自分たちがいきいき、わくわくする瞬間



(3) 子どもたちにとって夢があるまち



7 支援団体等へのヒアリング

(1) ヒアリング調査の概要

① 調査の目的

近年の社会動向の変化などを踏まえて、これまでの計画を見直し、新たな高松市こども計画の策定の基礎資料として、調査を実施

② 調査対象

保育教育施設（幼稚園：高松聖母幼稚園）
保育教育施設（保育園（所）：高松西保育園）
保育教育施設（こども園：和光こども園）
障がい福祉施設（障がい者生活支援センターあい）
児童養護施設（社会福祉法人 弘善会 児童養護施設 讃岐学園）
フリースクール（一般社団法人もも）
高松市教育支援センター（虹の部屋）
子育て支援団体（子育てホッとステーション ゆうゆう広場）
若者支援団体（hito.toco）

③ ヒアリングの実施

【ヒアリングシートの配布・回答】

令和6年6月7日～令和6年6月26日

【直接面談（希望のあった5団体）】

令和6年7月8日 虹の部屋
令和6年7月9日 和光こども園
令和6年7月11日 一般社団法人もも
令和6年7月18日 子育てホッとステーション ゆうゆう広場
令和6年7月19日 hito.toco

(2) 意見のまとめ

① 支援する側からみた、保護者が子育て中に困っていることや不安を感じていること

地域社会におけるつながりの希薄化に伴い、地域での子どもへの理解や支援が減少する中、核家族化や共働き家庭の増加により保護者が孤立しやすく、子育ての相談相手や助け合いの場が不足しています。さらに、保護者の子育てスキルが低い場合や障がいを抱える子どもへの対応に苦慮する家庭も多く、必要な支援や情報が十分に行き届いていないため、子どもの生活が親の都合に左右されるなどの問題が生じています。

② 今後、必要と思われる子育てに関する支援や施策

家庭、学校、福祉、医療などの関係機関が連携し、継続的な支援体制を構築するとともに、子育てに関する情報提供や窓口の充実、放課後児童クラブ（学童保育）や保育所等の拡充、ヤングケアラーや不登校児への支援強化が求められています。また、相談業務の広報強化や子ども食堂の拡大、ひとり親家庭の緊急時支援、教育・保育現場での障がい対応の充実が必要です。さらに、地域全体で孤立を防ぐ施策やライフステージを通じた課題解決の取組など、子どものニーズを根本から考えた総合的な支援が期待されています。

③ 若者を取り巻く現状や、身近で感じている課題

新型コロナウイルス感染症等の影響でひきこもりや大学中退者が増え、インターネットからの情報依存が進んでいることで知識のアンバランスや体験の不足が問題となっています。受験に多くの時間を取られ、若者が無欲や負の感情を抱える社会の中で、悩みを整理したり伝えることが難しい人も多いです。経済的困窮やメンタルヘルスの悪化、ヤングケアラーや若者ケアラーとしての負担を抱える若者も少なくありません。不登校やひきこもり、ニートの増加が見られ、無気力や社会性の欠落、コミュニケーション能力の不足が懸念されています。学校に通えない子どもが増え、家庭環境が原因で登校できないケースもあり、SNSの普及により友人関係の築き方が変化し、子どもの実態把握がますます難しくなっています。

④ 今後の若者支援、ひきこもり支援施策に求められるもの、市に希望すること

親や身近な大人に頼れない若者が孤立せず、悩みを共有し自立を支援する仕組みや、安心して過ごせる居場所（オンラインを含む）を作る必要があります。また、近所の情報を把握できるような行政システムの構築と関係機関との連携が重要です。障がい者向けの超短時間型雇用の取組や、アウトリーチ活動、家族支援、長期的な関わりが求められます。困難な状況になる前に予防的な支援を地域で行い、ひきこもりの原因を理解し解決できる相談窓口や専門事業所の設立が必要です。

8 前期計画の数値目標設定事業の達成状況

(1) 数値目標の達成状況

第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）及び高松市子どもの貧困対策推進計画では、合計51事業について、具体的な数値目標を掲げました。その達成状況をみると、「A」は21事業（全体の41.2%）、「B」が15事業（全体の29.4%）、「C」が7事業（全体の13.7%）、「D」が5事業（全体の9.8%）、「E」が3事業（全体の5.9%）となっています。

達成状況(評価)の記号について

A：達成率 100%以上

B：達成率 80%以上100%未満

C：達成率 50%以上80%未満

D：達成率 1%以上50%未満

E：達成率 0%又は事業廃止などの評価不能

【第2期高松市子ども・子育て支援事業計画（高松すくすく子育てプラン）】

基本方向1 子どもの成長への支援

No.	事業名	項目	平成30年度末	令和6年度末 (目標)	令和5年度末	達成 状況
1	子育て世代包括支援センター事業	把握しているハイリスク妊婦のうち支援につながった割合	83.2%	90%	79.9%	B
2	産婦健康診査	受診票使用率	—	84%	91.5%	A
3	乳児一般健康診査事業	受診票使用率	84.1%	85%	88.1%	A
4	1歳6か月児健康診査事業	受診率	94.1%	95.5%	99.8%	A
5	3歳児健康診査事業	受診率	90.5%	92.5%	96.5%	A
6	母子健康教育	保健師による育児学級 医師・言語聴覚士による健康教育	67回/年 1回/年	70回/年 2回/年	74回/年 2回/年	A

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
7	保・こ・幼・小連 携推進事業	小学校との連携 を実施している 保育所・認定こど も園・幼稚園の割 合	100%	100%	100%	A
8	認定こども園整 備事業	教育・保育施設の うち認定こども 園の施設数	公立 6 園 私立 17 園	公立 11 園 私立 23 園	公立 10 園 私立 26 園	A
9	教育の情報化推 進事業	I C T を活用し た授業を行って いる教員の割合	小 48.1% 中 26.6%	100%	小 93.7% 中 83.2%	B
10	こども未来館学 習体験事業	参加校	47 校	48 校	65 校	A
11	サンクリスタル 学習事業	参加校	31 校	37 校	30 校	B
12	南部クリーンセ ンター環境学習 事業	見学者数（学習室 利用者を含む）	3,235 人/年	3,500 人/年	4,077 人/年	A
13	伝統的ものづく り夏休み親子体 験教室	開催講座数	6 コース	6 コース	5 コース	B
14	卸売市場見学	来場者数	1,382 人	1,400 人	508 人	D
15	年長児童の赤ち ゃん出会い・ふれ あい交流事業	ライフデザイン を考えるきっか けとなった生徒 の割合	86%	100%	83%	B
16	保育体験事業（保 育所・認定こども 園）	公立	26 か所	26 か所	28 か所	A
17	在宅障がい児ふ れあい事業	公立	26 か所	26 か所	27 か所	A
18	特別支援教育推 進事業	特別支援教育支 援員配置率	100%	100%	100%	A

基本方向 2 子育て家庭への支援

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
19	地域に開かれた 幼稚園づくり推 進事業	公立幼稚園実施 率	100%	100%	100%	A
20	子育て支援総合 情報発信事業	らっこネットア クセス数	68,323 件	72,000 件	65,320 件	B
21	子育て力向上応 援講座事業	開設数	79 か所	132 か所		E

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
22	早寝早起き朝ごはん運動啓発事業	朝ごはんを食べている子どもの割合(小6)	86.5%	91.0%	85.2%	B
23	家庭教育学級事業	市内の小学校区単位家庭教育学級(香川大学附属小学校含む)	48 学級	48 学級	令和4年度から事業廃止	E
24	ブックスタート事業、ブックスタートフォローアップ事業	ブックスタートパック配布率	95.7%	97%	94.14%	B
25	子ども読書まつり事業	子ども読書まつり参加人数	2,100 人	2,200 人	1,973 人	D
26	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室推進事業	実施校区数	10 校区	24 校区	10 校区	D
27	各種セミナー実施事業	男女共同参画に関するセミナー等参加者数	3,588 人	3,800 人	1,876 人	D

基本方向3 子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくり

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
28	消費生活教育出前講座	消費生活教育出前講座数	15 講座	30 講座	10 講座	D
29	安全で安心なまちづくり推進事業	コミュニティ協議会等が設置する防犯カメラの設置費補助件数(累計)	0 件	108 件	125 件	A
30	ぼうさいまちカフェ	開催回数	9 回/年	12 回/年	12 回/年	A
31	火災予防の推進(幼年・少年消防クラブの育成)	幼年消防クラブ結成数 少年消防クラブ結成数	54 クラブ 19 クラブ	59 クラブ 24 クラブ	52 クラブ 19 クラブ	B
32	情報モラル教育推進事業	出前授業後のアンケート評価 児童の情報モラルについての理解度	94.5%	95%	93.4%	B
33	身近な公園整備事業	公園整備箇所数	1 箇所	5 箇所	1 箇所 3 箇所、公園整備の設計	C

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
34	高齢者居場所づくり助成事業	多世代交流を実施している割合 (居場所など)	19%	30%	15.5%	C
35	放課後子ども教室事業	実施校区数	33 校区	47 校区	33 校区	C
36	児童厚生施設管理運営事業（児童館事業）	年間利用者数	58,016 人	65,000 人	36,888 人	C
37	子ども食堂等支援事業	子ども食堂	14 か所	29 か所	32 か所	A
38	子どもを中心にした地域交流事業	「子どもを中心にした地域交流事業」を実施している地域の割合	43.2%	100%	66%	C
39	子どもの貧困対策コーディネート事業	連絡会議等への参加回数	2 回	16 回	令和 5 年度から 事業廃止	E
40	こども未来ネットワーク会議開催事業	参加者延べ人数	135 人	170 人	137 人	B

【高松市子どもの貧困対策推進計画】

施策の柱 1 教育の支援

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
1	学習支援事業	実施か所数	3 か所	5 か所	5 か所	A
2	スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカー配置人数	13 人	22 人	18 人	B
3	まなびの場づくり事業	実施か所数	32 か所	52 か所	42 か所	B
4	教育支援センター推進事業（登校支援）	教育支援センターへ登録している不登校児童生徒の通室率	27.5%	50%	31%	C

施策の柱2 生活の支援

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
5	子ども食堂等支援事業	子ども食堂	1 か所	29 か所	32 か所	A
6	母子・父子自立支援プログラム策定員による支援	プログラム策定者就職率	72.2%	90%	66.7%	C
7	産後ケア事業	宿泊型 通所型	49 件 24 件	68 件 53 件	58 件 203 件	B
8	子育て世代包括支援センターの設置	設置か所数	5 か所	7 か所	7 か所	A
9	乳児家庭全戸訪問事業	訪問実施率	93%	95%	96.9%	A

施策の柱3 就労・経済的な支援

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
10	多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	軽減額	786,406 千円	— (対象となる児童のいる世帯については、全て負担軽減を図っているため、設定しない。)	228,466 千円 ※幼児教育保育の無償化の併用により利用者負担額の軽減は達成されたものとする。	A

施策の柱4 制度利用・相談の支援

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
11	自立相談支援事業	支援プラン作成率	15.3%	50%	48.7%	B

9 用語解説

【ア行】

育児休業制度

労働者が、その養育する1歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより育児休業をすることができる制度のこと。育児休業は原則として子が1歳に達する日（父母がともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達する日（パパ・ママ育休プラス））までだが、育児・介護休業法に基づき、保育所等に入所できない場合に限り、子が1歳6か月まで（再延長で2歳まで）延長することができる。

医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

【カ行】

企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

キャリア教育

子ども一人ひとりが将来への希望を持ち、社会で生きる力をつけるため、人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力を発達段階に応じて身につけるための教育のこと。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

子ども家庭総合支援拠点

平成28年の児童福祉法一部改正により、児童虐待対応等の支援体制の充実を図る目的で市町村に整備され、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実態の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。

こども家庭センター

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設のこと。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度のこと。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をすることができる食堂。

子どもの権利

生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を柱とした全ての子どもが生まれながらにして持つ基本的な権利のこと。

こどもまんなか社会

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

コミュニケーション能力

他者と効果的に情報を交換する力のこと。言語的なスキルだけでなく、非言語的な表現（表情や身振り）、聞き手としての能力も含まれる。社会生活やビジネスの場において、重要なスキルとされている。

【サ行】

自己肯定感

長所も短所も含めて、ありのままの自分を受け入れ、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のこと。

児童相談所

児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。全ての都道府県及び政令指定都市（2006年4月から、中核市にも設置できるようになった）に最低1以上の児童相談所が設置されている。

社会的養育

社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方にに基づき、全ての子どもを対象として支援を行う考え方を表したものであり、「社会的養護」のみならず、市町村が行う地域における子育て支援施策全般を含むもののこと。

重層的支援体制整備事業

一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ方（家族）をサポートするための体制を作る事業のこと。

償還払い

医療機関で自己負担分の金額を一度支払った後に、市に請求して払い戻しを受けることをいう。県外の医療機関等で妊婦健診を受診した場合、費用の全額をいったん支払い、その後、請求を行って上限金額の範囲内で支給を受けるという制度など。

情報モラル

情報社会の中で上手に生きていくために必要な考え方や態度のこと。

食育

食に関する教育。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育すること。

スクールカウンセラー

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教職員のアドバイス等を行う公認心理師・臨床心理士のこと。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を持った人で、子どもたちが抱える課題についての状況や背景を見立て、その解決に向けて、福祉的な視点に立った環境改善に向けた支援を行うために、学校に配置又は派遣される人のこと。チーム支援体制を校内に構築し、役割分担や調整を行う。

【タ行】

多様な居場所

全ての子どもたちが自分らしく過ごし、学び、成長することができるように提供される、様々な場所や環境を指す。これには、学校、地域の施設、家庭、放課後の活動、オンラインの場など、子どもたちが自分のニーズや興味に応じて自由に選べる場所が含まれる。

男女共同参画

男女が平等に社会に参加し、役割や機会を公平に分ち合うことを目指す取組や考え方のこと。性別に関わらず、同じ機会や権利が与えられることを推進する政策や活動が行われている。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

等価世帯収入

世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもので、世帯の構成員の生活水準を表す指標。

特別支援教育

障がいや特別な支援が必要な子どもたちに対して行われる教育のこと。個々の子どものニーズに合わせたカリキュラムや環境を提供し、学習や社会生活での自立を支援する。

【ナ行】

認可保育所

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設（児童福祉法第 39 条第 1 項）。

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね 0 歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね 7 時から 18 時）で保育・幼児教育を行う施設。

【ハ行】

バリアフリー

元来は「障壁（バリア）のない」という意味。建築物等において段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障がい者等が社会生活を送る上での、様々な障がいを取り除くことをいう。今日では物理的なバリアフリーや意識のバリアフリーなども含まれている。子育てバリアフリーとは、障壁を取り除き、子どもを安心して生み育てることができる、子どもや子育て家庭にやさしい環境づくりをいう。

ペアレント・トレーニング

子どもの行動変容を目的として、講義による知識の獲得だけでなく、ロールプレイや演習を行うことで、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得する手法のこと。

放課後子ども教室

主に小学生を対象に、放課後や長期休暇中に地域の安全な場所で学びや遊びの機会を提供するサービスのこと。

放課後等デイサービス

障がいのある子どもや発達に特別な支援が必要な子どもたちが放課後や長期休暇中に安心して過ごせる場所を提供する福祉サービスのこと。

母子生活支援施設

児童福祉法に定められる施設で、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の子どもたちとその親を支援する専門職のこと。この支援員は、ひとり親家庭が経済的・精神的に自立できるように支援し、生活の安定を図るための様々なサポートを提供する。

【ヤ行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

養育費

子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用のこと。離婚や別居した場合、子どもを監護している親は、他方の親から養育費を受け取ることができる。

要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のこと。

幼稚園の預かり保育

幼稚園の管理下において、希望する在園児を当該施設で預かり、保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育ての支援を行うこと。

要保護児童

保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童、要支援児童、特定妊婦などの早期発見や適切な支援を図るために、関係機関がその子ども等に関する必要な情報の交換、支援の内容に関する協議を行うことを目的に、児童福祉法第25条の規定に基づき設置されている会議体のこと。児童福祉、保健医療、教育、人権擁護、警察・司法の各団体で構成されている。

【ラ行】

ライフステージ

人生を段階ごとに区分する概念で、個人の成長や発展を反映する。幼児期、学童期、思春期、青

年期、成人期、老年期など、ステージごとに直面する課題や役割が異なり、それぞれの段階で異なる支援や教育が必要とされる。

療育

障がいを持つ子どもたちに対して、個々の特性に応じた治療と教育を組み合わせた支援を行うこと。療育は、子どもの発達を促進し、自立を目指すための重要な手段であり、言語訓練や社会的スキルのトレーニング、運動療法などが含まれる。

利用定員

利用定員は、市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対し、各施設・事業の類型に従い、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに、認可定員の範囲内で定める定員のこと。

【ワ行】

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期などといった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できること。

【英数字】

I C T

“Information and Communication Technology（情報通信技術）”の略で、インターネットやデジタル技術を活用した情報交換や処理を指す。教育やビジネス、医療など、多くの分野でI C Tを活用したサービスが発展している。

N P O

“Non-profit Organization”の略で、民間非営利組織と訳される。政府や私企業と並び、独立した存在として、民間公益活動を行う組織・団体のこと。

P D C A サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

S N S

“Social Networking Service”の略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイトのこと。X、Facebookなどが知られている。

高松市こども計画 令和7年3月

発行：高松市

編集：高松市役所 健康福祉局 こども未来部 子育て支援課

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

TEL 087-839-2354 FAX 087-839-2379



TKMT
高松

